



地域の困りごとは
地域みんなで解決！
山の湊しんしろ
福祉のまちづくり

新城市第4次 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年3月

新城市・新城市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	10

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 地域住民の状況について	12
2 地域福祉に関する住民の意識・意向等について	24
3 第3次計画の評価	52

第3章 基本的な考え方

1 基本理念	54
2 基本目標	55

第4章 地域福祉施策・活動の展開

基本目標1 「地域力」を高める人づくり	60
基本目標2 「解決力」を高める体制づくり	66
基本目標3 「尊厳」が守られる環境づくり	72

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の着実な推進	82
2 計画の普及、浸透	82
3 各地域自治区における地域福祉の推進に向けて	83

第6章 資 料

1 計画策定の経過	106
2 新城市地域福祉計画策定委員会	107
3 用語解説	110

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、行政だけではなく、住民の自発的な取り組みと地域の各種団体、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、企業等との協働により、子育てや介護、高齢者や障がいのある人、生活困窮者やひきこもりなど社会的に孤立する世帯などへの支援、その他さまざまな日常生活上の不安や困りごとを解決するため、助け合い、支え合いによる住みよい地域社会をつくっていくことだと考えます。

したがって、地域福祉は、地域住民一人ひとりに身近なものであり、自分自身の問題として、みんなで考えていく必要があります。そして、それぞれの地域での取り組みを一步ずつ進めることが地域福祉を育んでいくことになります。

(2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、平成12（2000）年の「社会福祉事業法」等の改正により「社会福祉法」に新たに規定され、平成29（2017）年の「社会福祉法」の改正により策定が努力義務化されました。また、この改正では、市町村地域福祉計画で定める事項として、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」に加え、新たに「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」と「包括的な支援体制の整備に関する事項」が規定されました。

しかし、人口減少や少子・高齢化の進展により、従来のコミュニティ機能が脆弱化するなど、地域のあり方が変わる中、依然として、法律等の制度に基づいたサービスを補完するようなボランティアや周囲の支援を必要としている地域住民がいることに変わりはありません。地域住民が支える福祉に変えていくためには、地域住民の参加と行動が不可欠であり、地域をあげて取り組むための指針となるのが、地域福祉計画です。

(3) 地域福祉活動計画とは

平成12（2000）年に改正された「社会福祉法」では、社会福祉協議会を「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけています。これは、地域における福祉関係者との協働のもと、地域住民の福祉に関する活動への積極的な参加や地域に根ざした福祉の推進を図るため、社会福祉協議会が重要な存在であると考えられているためです。この社会福祉協議会が中心となって策定する地域住民の福祉に関する活動計画が、地域福祉活動計画です。

地域福祉の推進のためには、行政計画である地域福祉計画と地域住民の行動計画である地域福祉活動計画とが連動し、対応していく必要があります。

(4) 新城市の取り組み

新城市では、平成22（2010）年3月に「新城市第1次地域福祉計画」を策定し、「地域の困りごとは地域のみんなで解決！ 山の湊しんしろ 福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、「地域福祉の担い手づくり・担い手支援」、「情報共有体制の確立」、「多様な主体による質の高い福祉サービスの提供」、「支援・援護が必要な方の把握と相談・権利擁護につなぐ体制の充実」、「日常的な見守り・支え合い活動の推進」、「災害時対応の役割分担・情報共有・連絡体制の確立」を基本目標にし、さまざまな取り組みや活動を展開しました。

平成27（2015）年3月には、これを継承した「新城市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、平成25（2013）年にスタートした地域自治区制度を生かし、10の地域自治区を中心に、地域の実情に応じた活動が展開されるよう支援していくこととしました。

令和2（2020）年3月には、地域福祉計画と地域福祉活動計画のめざすところが同じであるため、新城市社会福祉協議会と一体となって「新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第3次計画」といいます。）を策定しました。これまでの基本理念を継承する一方、平成29（2017）年の社会福祉法の改正や平成28（2016）年の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の制定等の背景となった社会情勢の変化等を踏まえ、「地域力を高める」、「解決力を高める」、「尊厳が守られる」を基本目標とする体系に再編し、取り組みや活動の一層の推進を図ってきました。

しかし、引き続き、人口減少や少子・高齢化の進展により、家族や近所の関係の希薄化、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加と孤立化、介護や育児などによる家族の負担増などの問題の複雑化・複合化、ひきこもりやヤングケアラーなどの制度の狭間にある問題の顕在化、高齢者や子どもへの虐待の危険性の増大、障がいのある人への差別の解消などへの対応が課題となっています。

このため、国において、令和2（2020）年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が制定され、障がいの有無や年齢を問わない「相談支援」、「社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、市町村においてこの事業を実施するにあたっては、重層的支援体制整備事業実施計画の策定に努めることとされました。また、令和5（2023）年6月には、「孤独・孤立対策推進法」が制定され、国を中心に孤独・孤立対策に関する総合的な施策が推進されつつあります。

新城市においては、令和5（2023）年3月に、第3次計画の見直しにあわせ、「新城市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現のため持続可能な支援体制の構築をめざし、定期的に見直しを行いながら事業の推進を図っていくこととしています。

こうした経過を踏まえ、引き続き、地域における福祉関係者が一体となって地域福祉を推進していくため、「新城市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

☆ **地域共生社会とは**

地域における福祉課題の解決にあたっては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」、「支えられる側」という固定的な役割分担の考え方では対応が難しくなっています。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」としてとらえ、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる取り組みを通じて、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域をともに築いていく社会のことを「地域共生社会」といいます。

図表1-1 地域福祉に関する主な法整備等の経過

年	動向
平成12(2000)年	・「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正 ※「地域福祉の推進」が基本理念の1つに掲げられる ※市町村地域福祉計画の策定について規定され、定めるべき事項が示される ・介護保険制度の開始
平成18(2006)年	・障害者自立支援制度の開始 ※精神障がいのある人も対象とされる
平成19(2007)年	・「市町村地域福祉計画について」厚生労働省より通知 ※要援護者の支援方策について盛り込むべき事項が示される
平成25(2013)年	・障害者総合支援制度の開始 ※難病患者等も対象とされる
平成26(2014)年	・「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」厚生労働省より通知 ※生活困窮者自立支援方策について盛り込むべき事項が示される
平成27(2015)年	・子ども・子育て支援の新制度の開始 ※幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上が図られる ・生活困窮者自立支援制度の開始 ※生活保護に至るまでの自立支援策が展開される
平成28(2016)年	・成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定 ※市町村に制度の利用促進のための基本計画の策定が努力義務とされる ・再犯の防止等の推進に関する法律の制定 ※市町村に地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされる
平成29(2017)年	・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定 ※地域包括ケアシステムの深化・推進について示される ※我が国・丸ごとの地域福祉推進の理念、包括的な支援体制づくり、地域福祉計画に定めるべき項目の追加について示される ※市町村地域福祉計画の策定が努力義務とされる
令和2(2020)年	・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の制定 ※障がいの有無や年齢を問わない「包括的相談支援」、「社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設される
令和5(2023)年	・孤独・孤立対策推進法 ※市町村は、国と連携し、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定、実施するものとされる

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」で、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に定める市町村社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

(2) 重層的支援体制整備事業実施計画との整合

令和2（2020）年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が制定され、重層的支援体制整備事業が創設されました。

これは、ひきこもりなど社会的孤立をはじめ、生きる上での困難さや生きづらさがあっても、既存の制度の対象となりにくいケースや個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えていて課題全体を捉えてかかわっていくことが必要なケースなどに、地域全体で対応していくための制度です。

新城市においてこの事業を実施するにあたり、令和5（2023）年3月に「新城市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。「新城市重層的支援体制整備事業実施計画」に盛り込んだ事業は、地域福祉の推進に関する取り組みであることから、整合を図りつつ、この計画を策定、推進します。

図表1－2 重層的支援体制整備事業の概要

①包括的相談支援事業	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化、複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
→多機関協働事業	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る
→アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
②参加支援事業	・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
③地域づくり事業	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流、参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

(3) 地域福祉に関するその他の法律に基づく計画の策定

平成28（2016）年 4 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律、同年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が公布されました。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを地域社会全体で支える重要な手段ですが、平成12（2000）年の制度開始から10年以上経っても十分に利用が進みませんでした。そのため、制度の利用促進に向け、平成29（2017）年に国において成年後見制度利用促進基本計画が策定され、これを勘案し、新城市では「新城市第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に「成年後見制度利用促進計画」を盛り込んで策定しています。

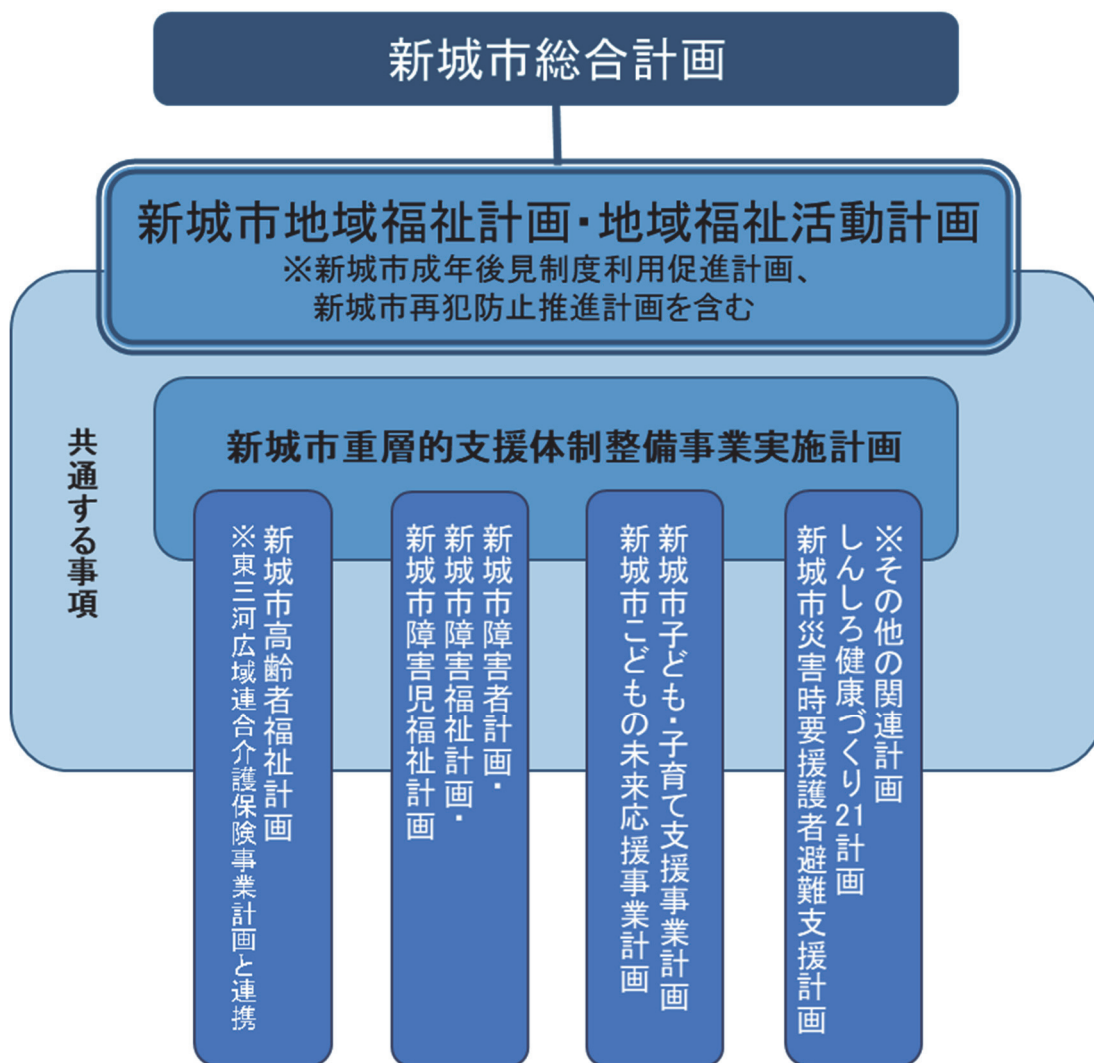
また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした人が再び犯罪をすることを防ぐことで、非行少年の非行をなくすことや再び非行少年となることを防ぐことも含むとされ、こうした人たちの社会復帰に向けた支援を行うことにより、安全で安心な地域社会を実現しようとするものです。再犯の防止等の推進にあたっては、国に再犯防止推進計画の策定が義務づけられ、地方自治体はこれを勘案した地方再犯防止推進計画の策定に努めることとされています。

いずれも地域福祉の推進に関する取り組みに位置づけられることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第 1 項に基づく成年後見制度利用促進計画と再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づく再犯防止推進計画を含む計画として、この計画を策定、推進します。

(4) 新城市の関連計画との連携

この計画は、新城市の総合計画を上位計画とし、高齢者福祉計画（東三河広域連合介護保険事業計画との連携を含む）、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、こどもの未来応援事業計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画）など、新城市の関連計画との連携を図りながら策定、推進します。

図表1－3 新城市における計画の位置づけ



(5) 「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の推進

令和3（2021）年、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会の実現と、それに向け、福祉従事者、事業者、市民及び市が力を合わせ、共につながり、支え合う地域共生社会の構築を図ることを目的とした条例を制定しました。

福祉従事者は、地域福祉を推進するために必要不可欠な存在であることから、条例の趣旨も踏まえて計画を策定、推進します。

図表1－4 「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の要旨

（目的） - 福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会を実現するため、福祉従事者の支援に関し、基本理念を定め、福祉従事者、事業者、市民及び市の責務を明らかにするとともに、これらの者の連携などの基本的な事項を定める。 （基本理念） - 福祉従事者の支援は、福祉従事者、事業者、市民及び市が、地域における社会福祉や地域共生社会の重要性を十分に認識するとともに、互いに助け合い、理解を深めながら、相互に連携、協力し、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会の実現をめざす。 （福祉従事者の責務） - 相互に人格と個性を尊重するとともに、福祉従事者としての資質及び福祉サービスの質の向上に努める。 （事業者の責務） - 福祉従事者の労働環境の向上や人材の育成のほか、事業者間の連携、協力を努める。 （市民の責務） - 自らが社会福祉を享受かつ提供する者であることを踏まえ、福祉従事者の人格と個性を尊重し、市民、福祉従事者及び事業者間の相互の支え合いに積極的に取り組むよう努める。 （市の責務） - 福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会の実現のために必要な支援に努める。 （推進施策） - 福祉従事者の資質及び福祉サービスの質の向上 - 福祉サービスに従事しようとする者及び社会福祉を目的とする事業を始めようとする者への支援 - 社会福祉を目的とする仕事や活動について知る機会、学ぶ機会の創出 - 福祉従事者、事業者及び福祉に関する団体の相互の連携、協力の関係の構築 - 福祉従事者、事業者及び福祉に関する団体の支援、社会的評価の向上 （推進機関） - 新城市福祉従事者支援施策推進会議

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。

なお、社会情勢の変化や地域住民のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

図表1－5 新都市の地域福祉計画・地域福祉活動計画と関連計画の期間

年度 計画名	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
第2次総合計画	基本構想									
	前期基本計画			中期基本計画				後期基本計画		
地域福祉計画 ・地域福祉活動計画	第3次計画					第4次計画				
重層的支援体制整備 事業実施計画					※期間等の定めなし（適宜、見直し）					
高齢者福祉計画		第8期計画			計画2029 ※中間年度に見直し					
障害者計画	第2期計画				第3期計画 ※中間年度に見直し					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画		第6期・ 第2期計画			第7期・ 第3期計画			第8期・ 第4期計画		
子ども・子育て支援 事業計画	第2期計画					第3期計画				
こどもの未来応援 事業計画	第1期計画		第2期計画							

第2章

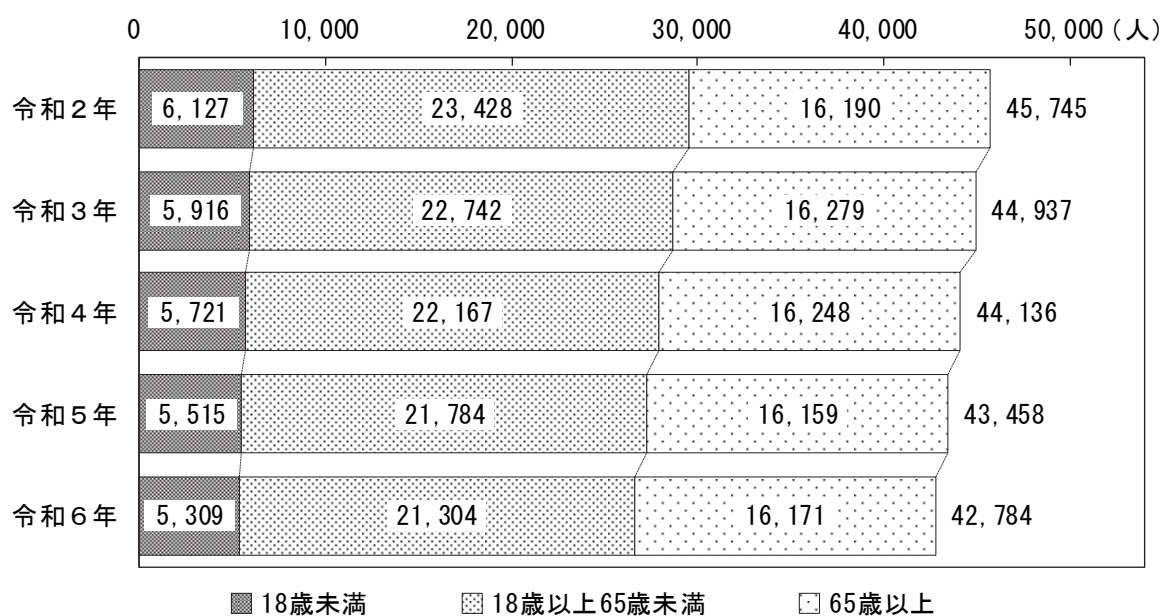
地域福祉を取り巻く現状と課題

1 地域住民の状況について

(1) 人口の状況

新城市の総人口は、令和6年4月1日現在、42,784人で、これを年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者が16,171人、18歳以上64歳以下が21,304人、18歳未満の子どもが5,309人と、いずれも減少傾向にあります。

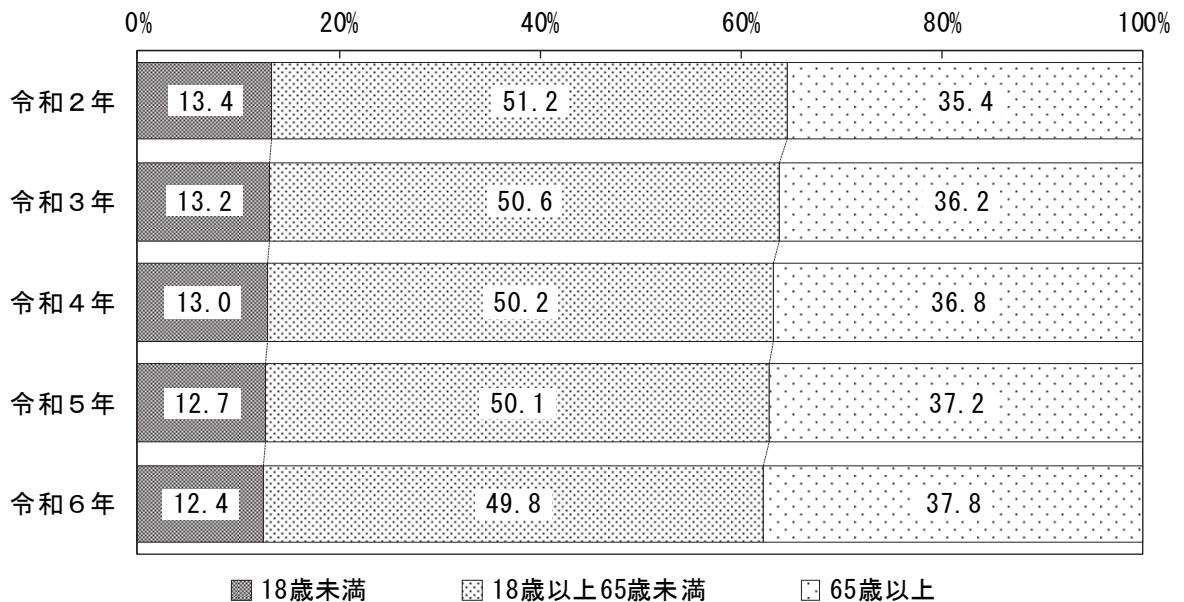
図表2-1 人口の推移（各年4月1日）



資料：新城市住民基本台帳

年齢階層別人口を総人口に占める構成比でみると、18歳未満の子どもの割合は年々低下していますが、65歳以上の高齢者の割合は年々上昇しており、少子高齢化が進んでいます。

図表2-2 人口構成比の推移（各年4月1日）

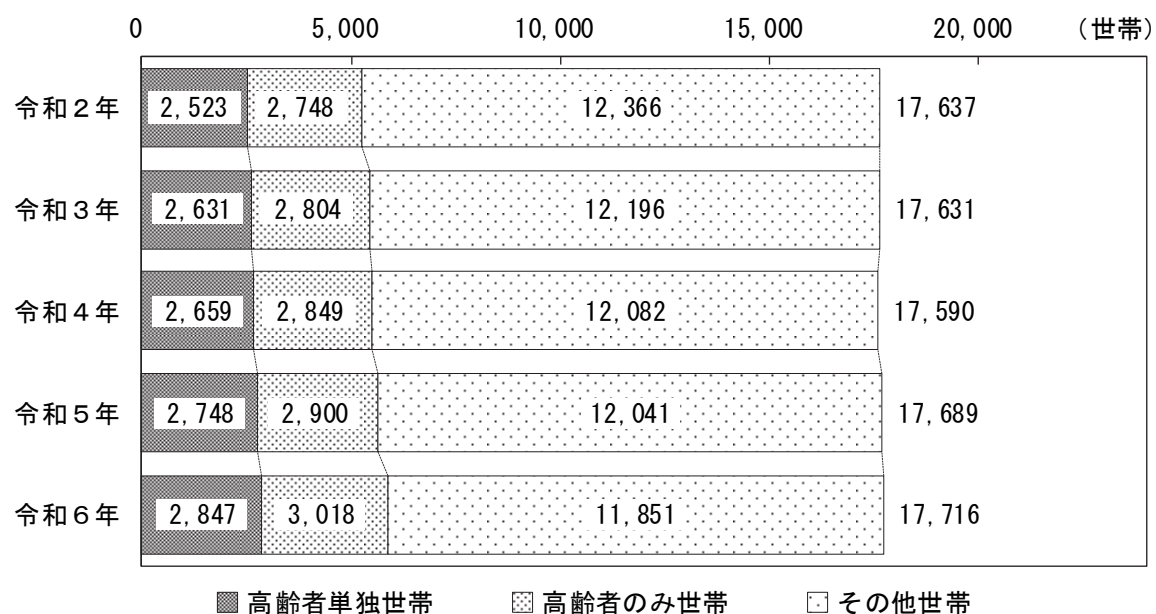


資料：新城市住民基本台帳

(2) 世帯の状況

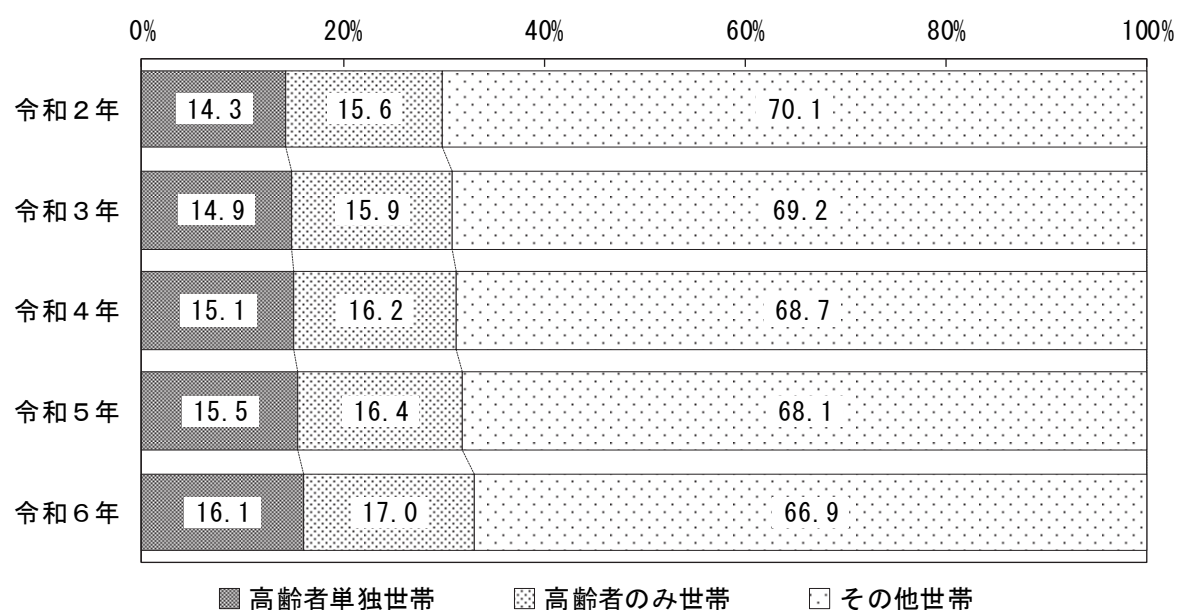
新城市の総世帯数は、令和6年4月1日現在、17,716世帯で、ほぼ横ばいで推移していますが、このうち、高齢者単独世帯数と、これを除く高齢者のみの世帯数は年々増加しています。

図表2-3 世帯数の推移（各年4月1日）



高齢者単独世帯数と、これを除く高齢者のみの世帯数を総世帯数に占める構成比でも、年々上昇しています。

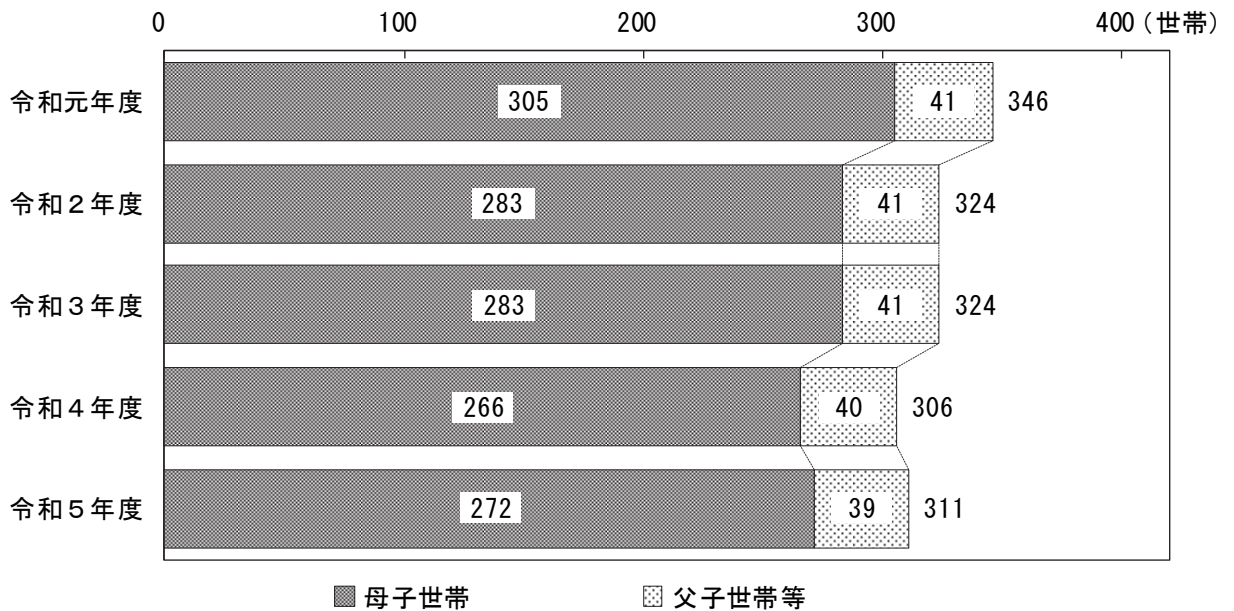
図表2-4 世帯構成比の推移（各年4月1日）



資料：図表2-3、図表2-4とも、新城市住民基本台帳

新城市のひとり親世帯数をみると、母子世帯数は減少傾向にありますが、父子世帯等数は横ばい傾向にあります。

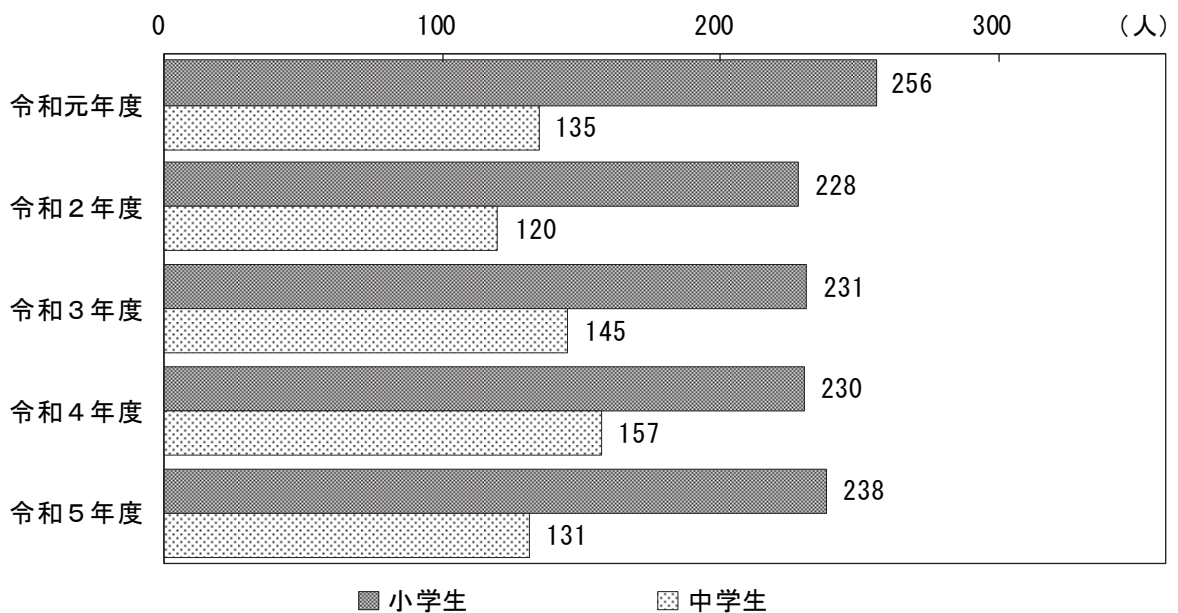
図表2-5 ひとり親世帯数の推移



資料：「しんしろの福祉」（新城市福祉課）

新城市では、生活保護を受けているなど、経済的に困窮している小中学生の保護者に対し、学用品費等の援助（就学援助）を行っており、その認定者数の推移をみると、小学生、中学生とも、横ばい傾向にあります。

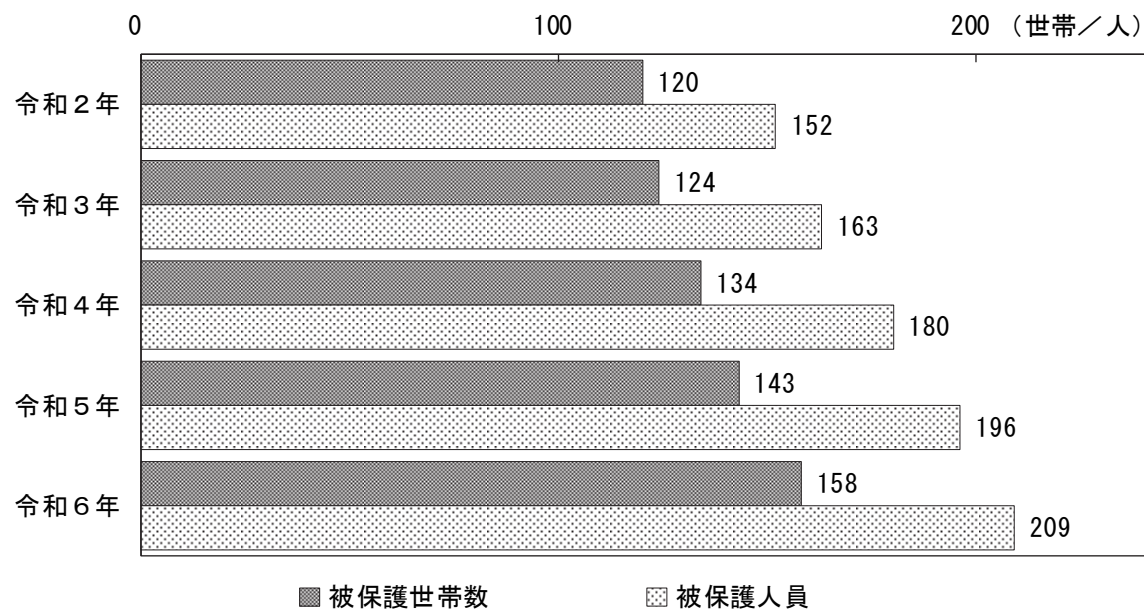
図表2-6 就学援助認定者数の推移



資料：「新城市の教育」（新城市教育総務課）

新城市の生活保護世帯数をみると、年々増加しており、そのため生活保護人員も年々増加しています。

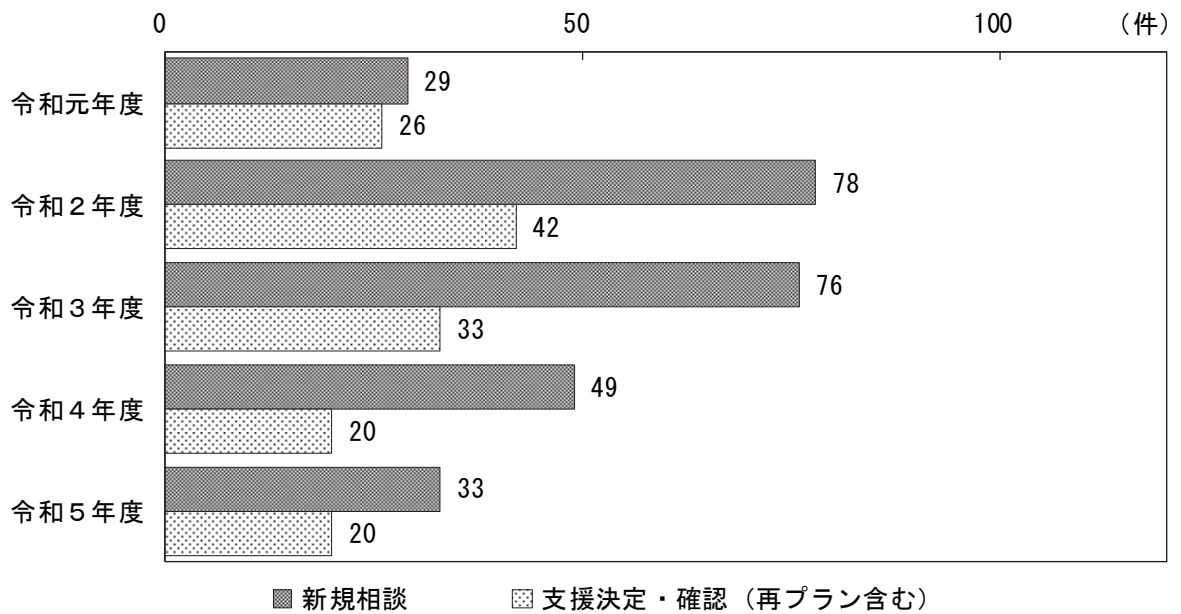
図表2-7 生活保護世帯数の推移（各年4月1日）



資料：「しんしろの福祉」（新城市福祉課）

新城市では、新城市社会福祉協議会と連携し、生活保護に至らない生活困窮状態にある人の自立支援（生活困窮者自立支援事業）を行っており、その相談件数の推移をみると、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、令和2・3年度に増加しましたが、令和4年度以降は減少しています。

図表2-8 自立相談支援件数の推移

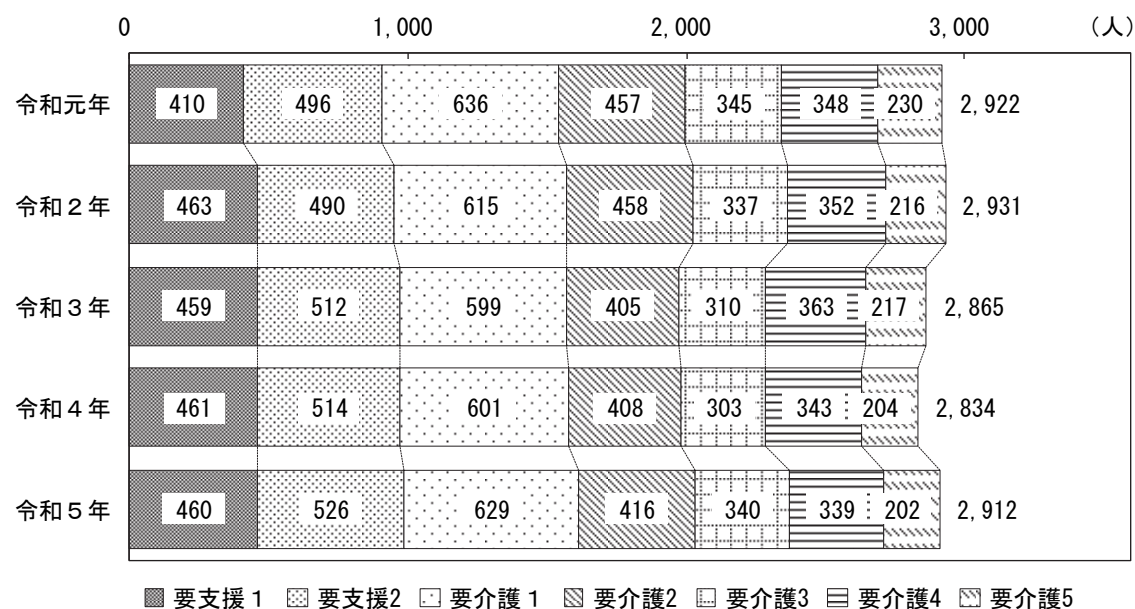


資料：「しんしろの福祉」（新城市福祉課）

(3) 要支援者の状況

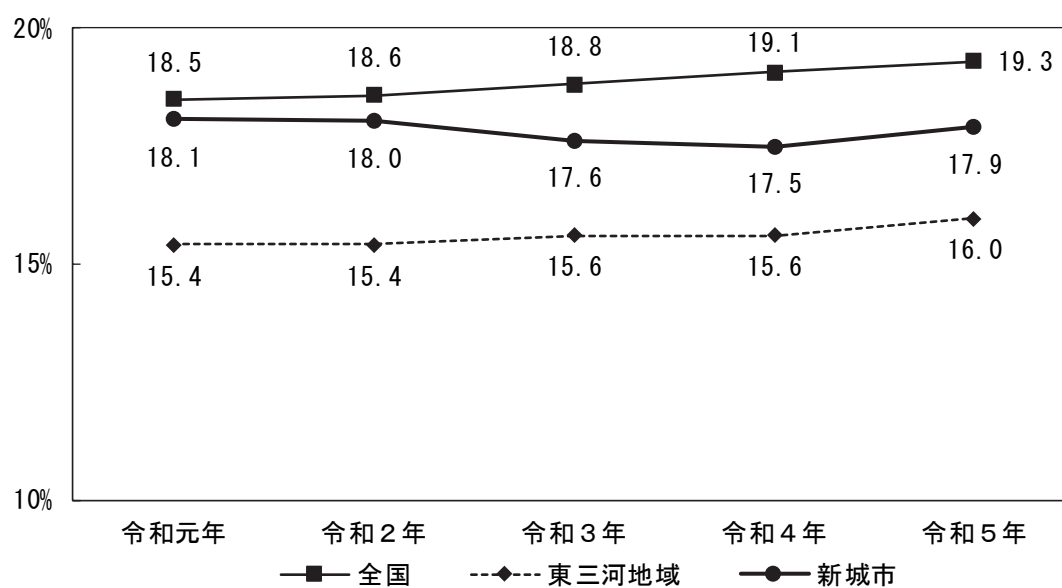
新城市の65歳以上の高齢者のうち、要介護・要支援認定を受けている人は、令和5年9月末現在で2,912人と、横ばい傾向にあります。

図表2-9 要介護・要支援認定者数（65歳以上）の推移（各年9月30日）



65歳以上の高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合「要介護・要支援認定率」をみると、全国的に上昇傾向にありますが、新城市は横ばい傾向にあります。

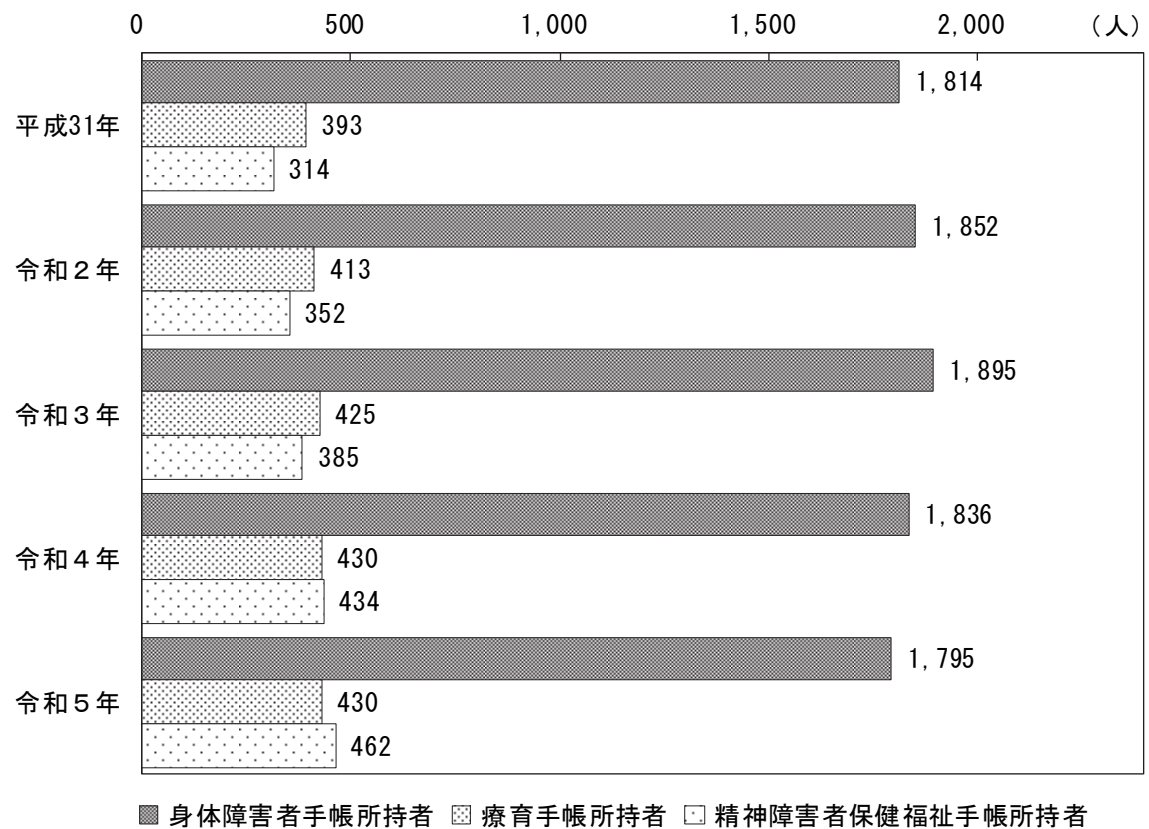
図表2-10 要介護・要支援認定率（65歳以上）の推移（各年9月30日）



資料：図表2-9、図表2-10とも、東三河広域連合資料等

新城市の障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が1,795人、療育手帳所持者が430人、精神障害者保健福祉手帳所持者が462人となっています。身体障害者手帳所持者は令和3年をピークに減少していますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しています。

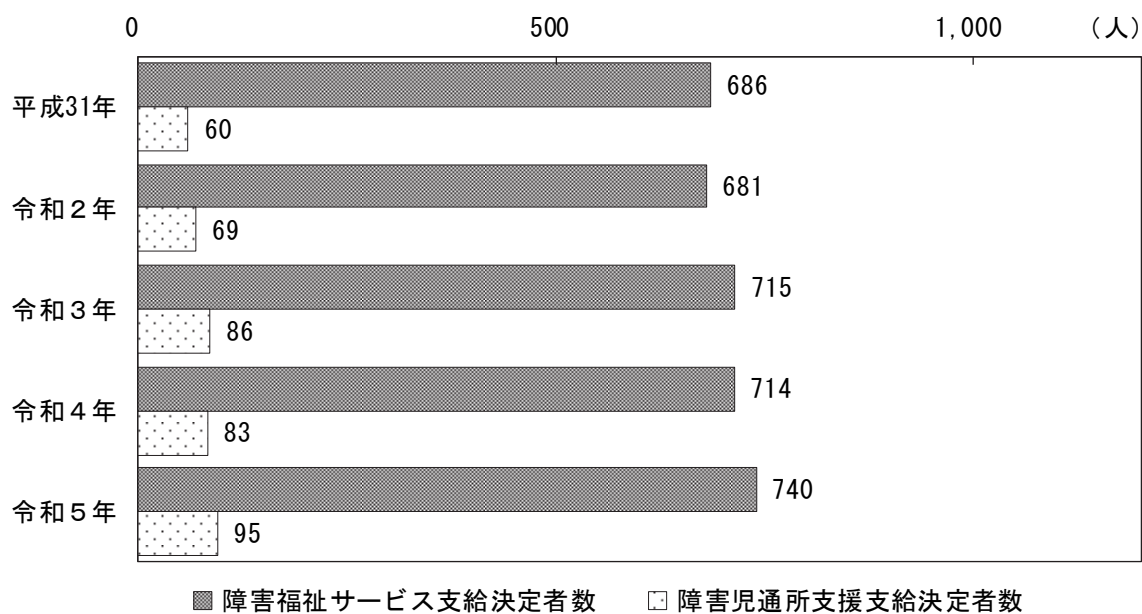
図表2-11 障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日）



資料：「しんしろの福祉」（新城市福祉課）

障害福祉サービスや障害児通所支援は、障害者手帳所持の有無にかかわらず、サービスの支給決定と受給者証の交付を受けることにより利用することができます。令和5年4月1日現在、新城市の障害福祉サービス支給決定者は740人、障害児通所支援支給決定者は95人と、ともに年々増加しています。

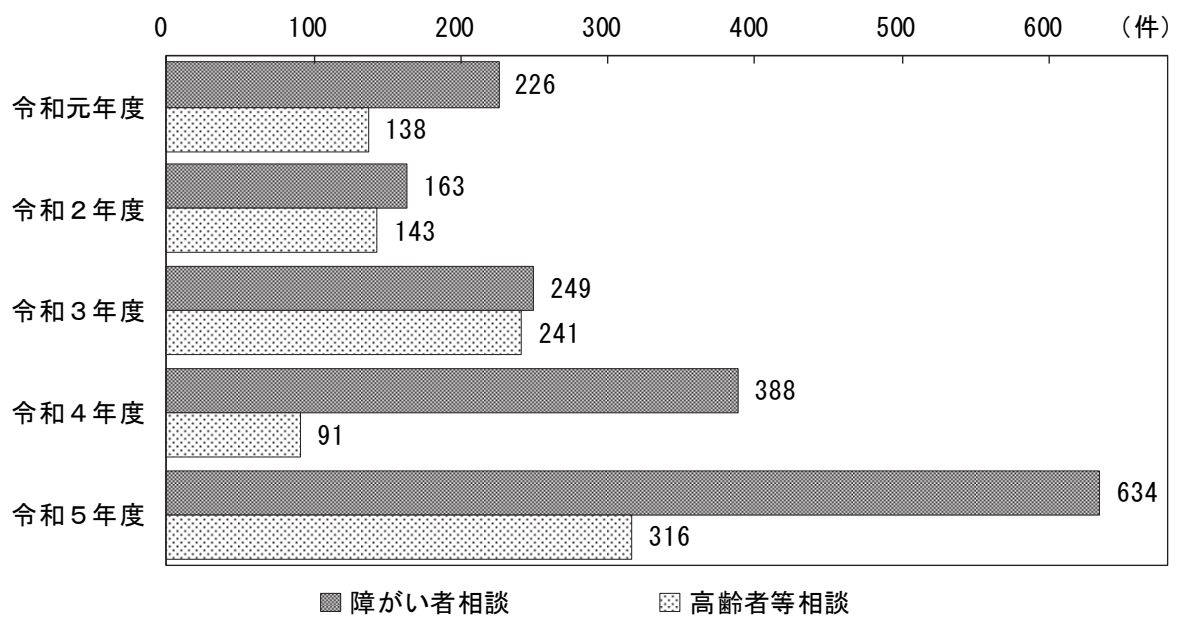
図表2-12 障害福祉サービス等受給者数の推移（各年4月1日）



資料：新城市福祉課

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など、判断能力が十分でない成人の財産管理や日常生活上の援助を親族や専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士)などが行う成年後見制度の普及啓発や相談に応じるため、新城市では、権利擁護支援センターを設置し、新城市社会福祉協議会がその運営を担っています。成年後見に関する相談件数は、障がいのある人、高齢者等とも増加傾向にあります。

図表 2-13 新城市権利擁護支援センターにおける成年後見相談件数の推移

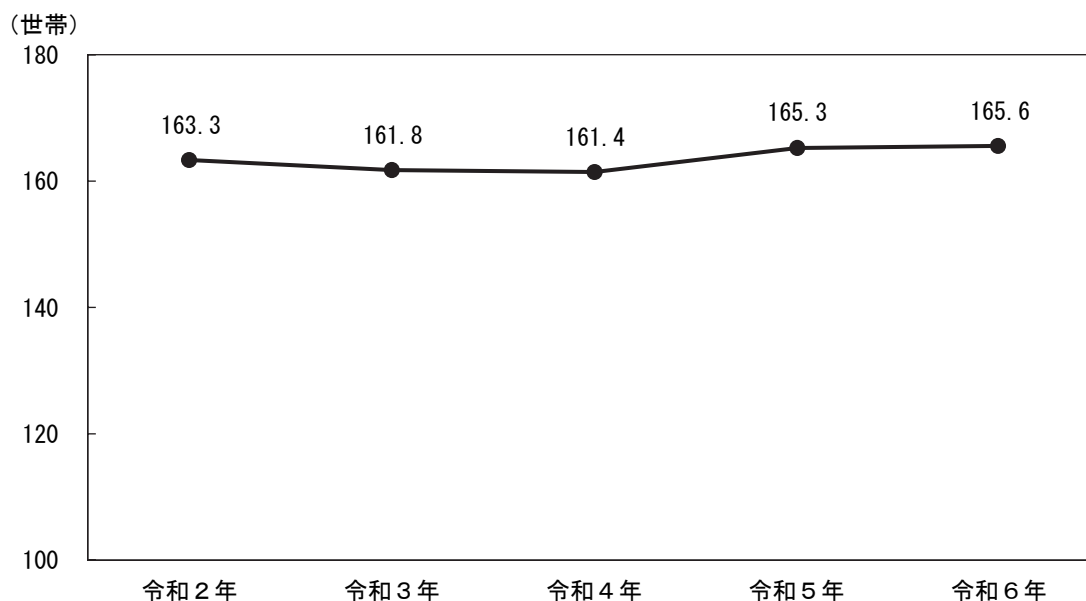


資料：「しんしろの福祉」（新城市福祉課）

(4) 支援者の状況

新城市の民生委員・児童委員の定数は109人で、令和6年4月1日時点で107人となっています。また、主任児童委員の定数は12人で、令和6年4月1日時点で12人となっています。民生委員一人当たりの世帯数をみると、160世帯程度で横ばいで推移していますが、高齢者単独世帯数や高齢者のみの世帯数が増加していることを考慮すると、負担が重くなっていると考えられます。

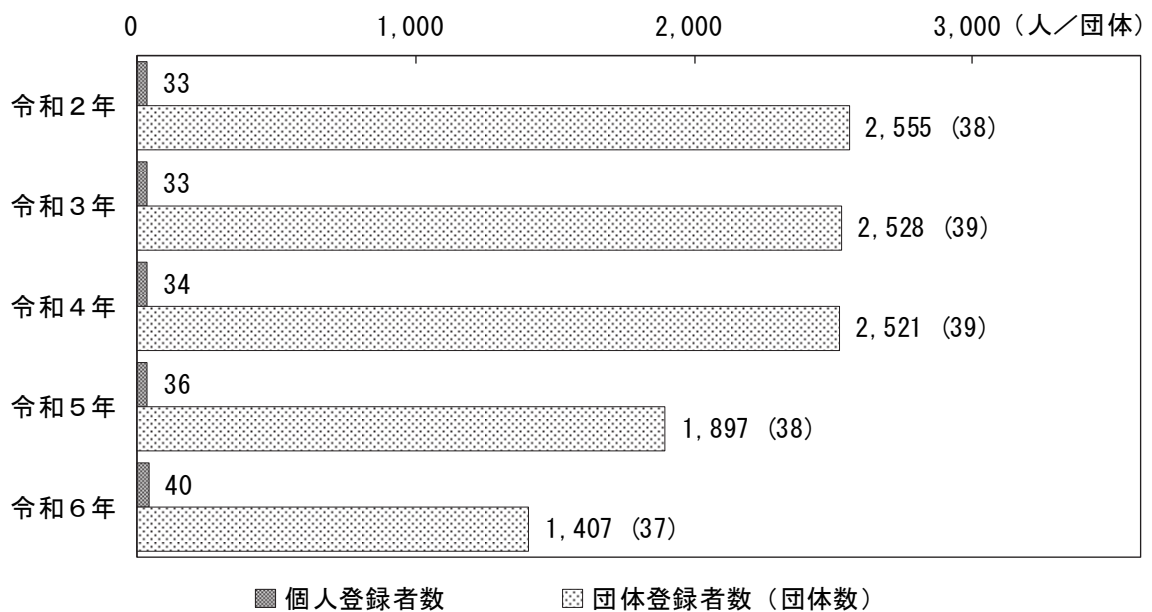
図表2-14 民生委員・児童委員一人当たりの世帯数の推移（各年4月1日）



資料：「しんしろの福祉」（新城市福祉課）

ボランティアに関するさまざまな情報の収集と提供、また、ボランティア活動をしたいと考えている人、必要としている人に対して相談、助言、紹介等を行うため、市内にボランティアセンターが設置され、新城市社会福祉協議会がその運営を担っています。ボランティアセンターにおけるボランティア登録者数は、個人登録者数が40人とやや増加、団体登録数が1,407人（37団体）と減少しています。

図表2-15 ボランティアセンター登録数の推移（各年4月1日）



資料：新城市社会福祉協議会

2 地域福祉に関する住民の意識・意向等について

(1) 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」の概要

この計画の策定にあたり、令和5（2023）年10月に「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」を実施しました。また、令和6（2024）年8月には福祉関係団体にヒアリング調査を実施しました。

ここでは、その調査結果から、地域における福祉のまちづくりに関する住民や関係団体の認識や意向等についてみていきます。

※詳しくは、ホームページ等をご参照ください。

図表2-16 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」の概要

調 査 対 象	18歳以上の市内在住者
調 査 方 法	住民基本台帳より無作為抽出し、郵送により調査票を配布・回収
調 査 期 間	令和5（2023）年10月1日～20日
配 布 数	2,000
有効回答数	866
有効回答率	43.3%

※アンケート調査の回答の比率（％）は、小数点第2位以下を四捨五入して算出しています。したがって、単数回答であっても比率（％）の合計が100%にならないことがあります。

図表2-17 ヒアリング調査を実施した福祉関係団体

- ・新城市民生委員児童委員協議会
- ・ボランティア連絡協議会
- ・新城はぐるまの会（新城市赤十字奉仕団）
- ・特定非営利活動法人ママ・サポート子いづみや
- ・特定非営利活動法人東三河後見センター
- ・新城保護区保護司会
- ・新城市自治振興事務所
- ・おっとりくん食堂（子ども食堂）
- ・やなマルシェ
- ・新城市国際交流協会

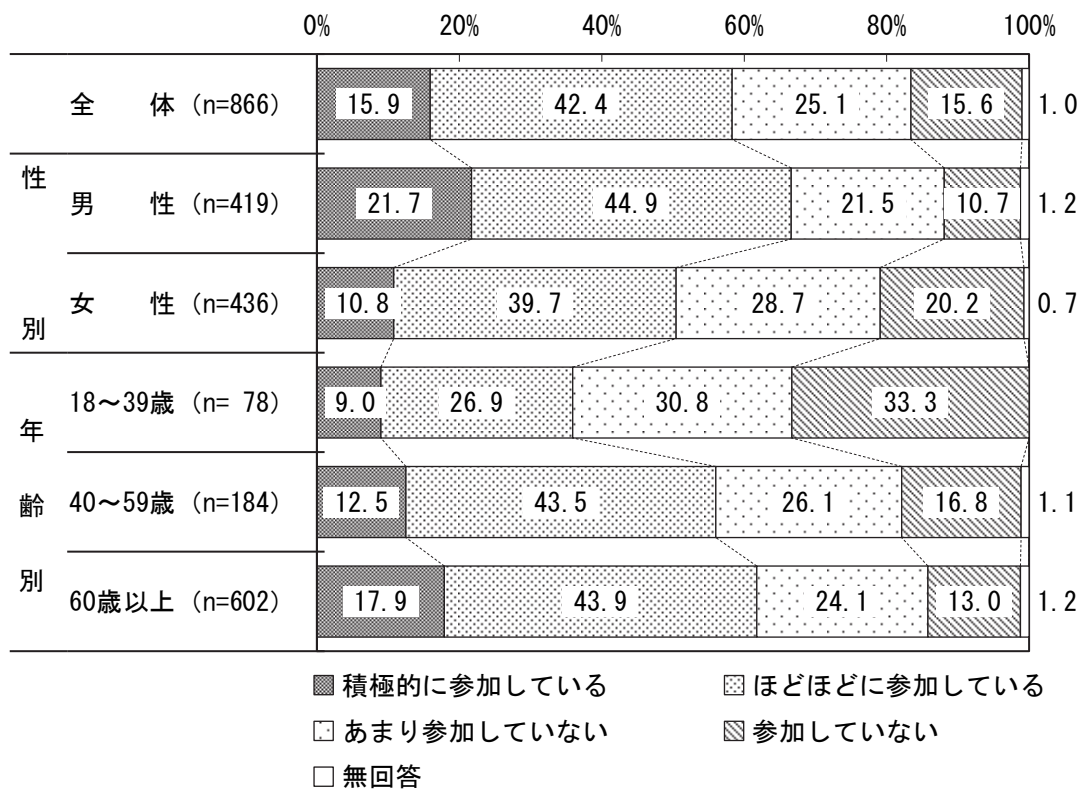
(2) 「地域力」を高める人づくりに向けて

① 地域活動への参加について

地域の活動や行事にどの程度参加しているかたずねたところ、「積極的に参加している」(15.9%)と「ほどほどに参加している」(42.4%)を合わせた《参加している》は58.3%となっています。一方、「あまり参加していない」は25.1%、「参加していない」は15.6%となっています。

《参加している》は、性別にみると、女性に比べて男性が15ポイント以上高く、年齢別にみると、年齢が高いほど高くなっています。

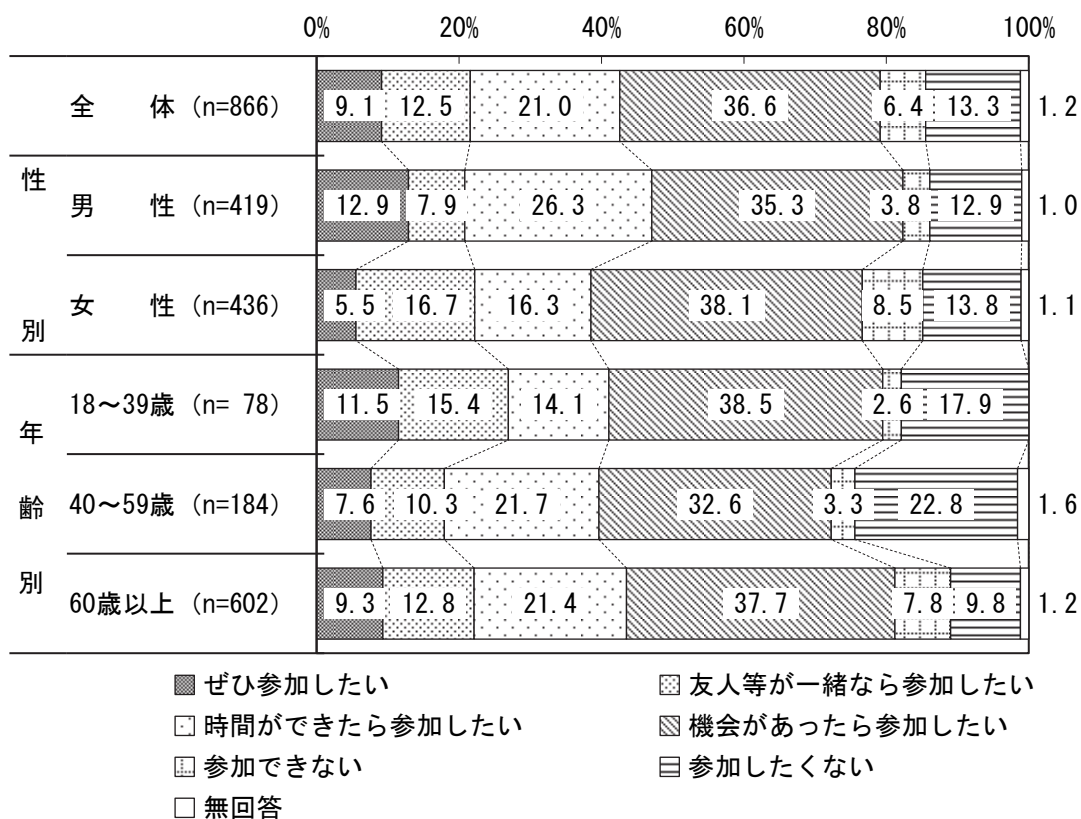
図表2-18 地域活動等への参加状況



一方で、今後、地域の活動や行事に参加したいと思うかたずねたところ、「機会があったら参加したい」が36.6%と最も高くなっています。これに「ぜひ参加したい」(9.1%)、「友人等と一緒に参加したい」(12.5%)、「時間ができたら参加したい」(21.0%)を合わせた《参加意向》は79.2%に及び、何らかの動機づけ、機会があれば、より多くの人々が地域活動や行事に参加する可能性があるため、より参加しやすい方法を検討する必要があります。なお、「参加したくない」は13.3%、「参加できない」は6.4%にとどまっています。

《参加意向》は、性別にみると、女性に比べて男性が6ポイント程度高く、年齢別にみると、40～59歳が比較的低くなっています。

図表2-19 地域活動等への参加意向

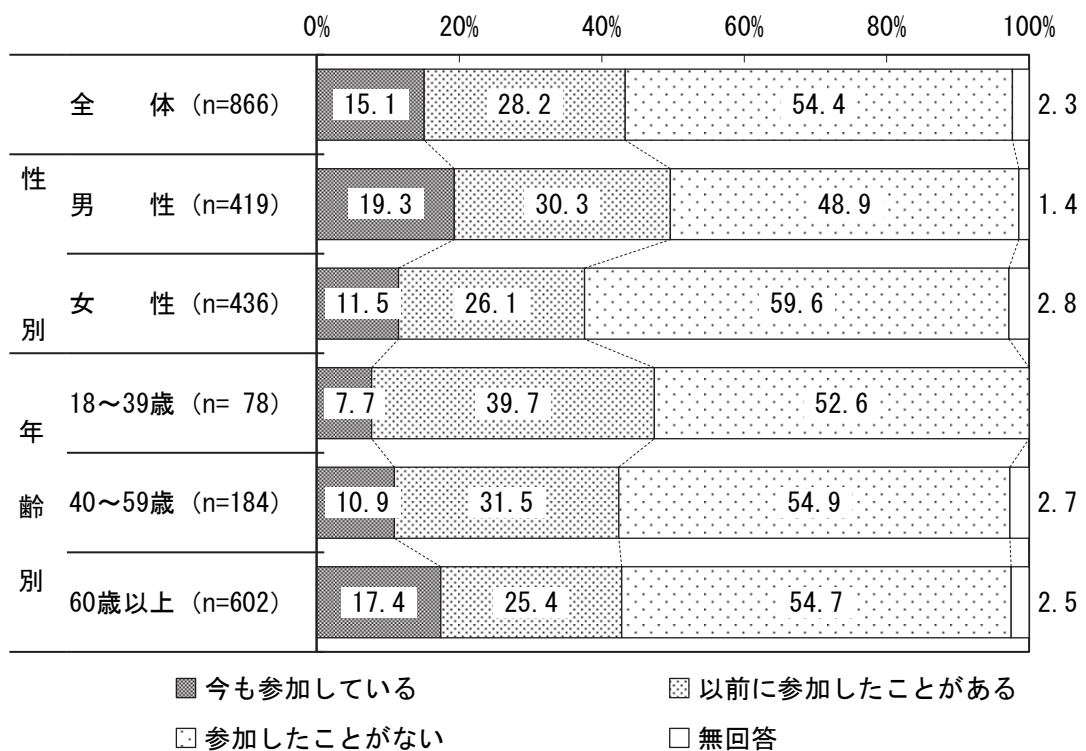


② ボランティア活動への参加について

ボランティア活動に参加したことがあるかたずねたところ、「今も参加している」(15.1%)と「以前に参加したことがある」(28.2%)を合わせた《参加したことがある》は43.3%となっています。一方、「参加したことがない」は54.4%となっています。

《参加したことがある》は、性別にみると、女性に比べて男性が12ポイント高く、年齢別にみると、18～39歳が比較的高くなっています。

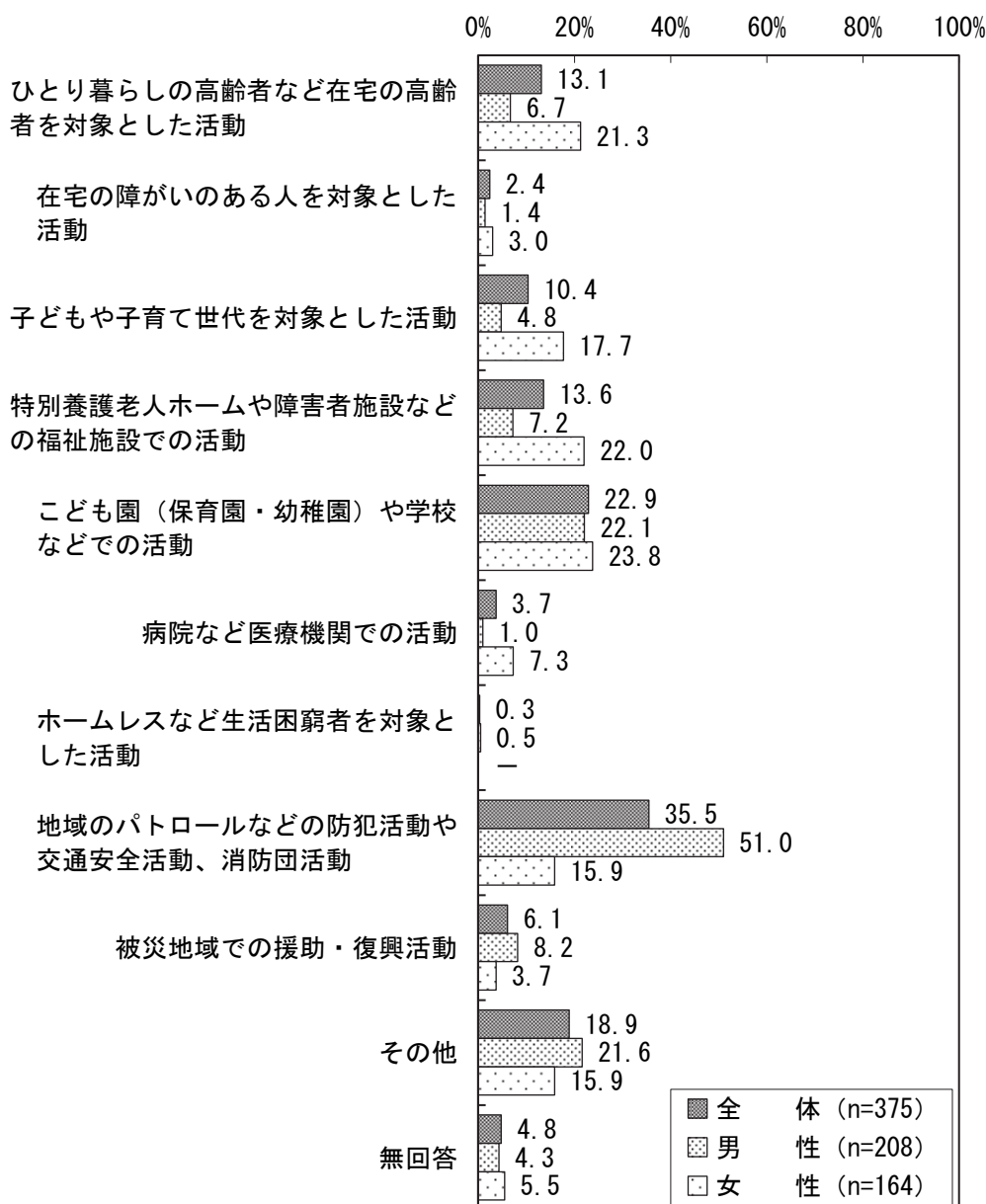
図表2-20 ボランティア活動への参加状況



ボランティア活動に《参加したことがある》人に、どのような活動に参加したことがあるかたずねたところ、「地域のパトロールなどの防犯活動や交通安全活動、消防団活動」が35.5%と最も高く、次いで、「こども園（保育園・幼稚園）や学校などでの活動」が22.9%となっています。

性別にみると、「地域のパトロールなどの防犯活動や交通安全活動、消防団活動」は女性に比べて男性が、「ひとり暮らしの高齢者など在宅の高齢者を対象とした活動」と「特別養護老人ホームや障害者施設などの福祉施設での活動」、「子どもや子育て世代を対象とした活動」は男性に比べて女性が顕著に高くなっています。

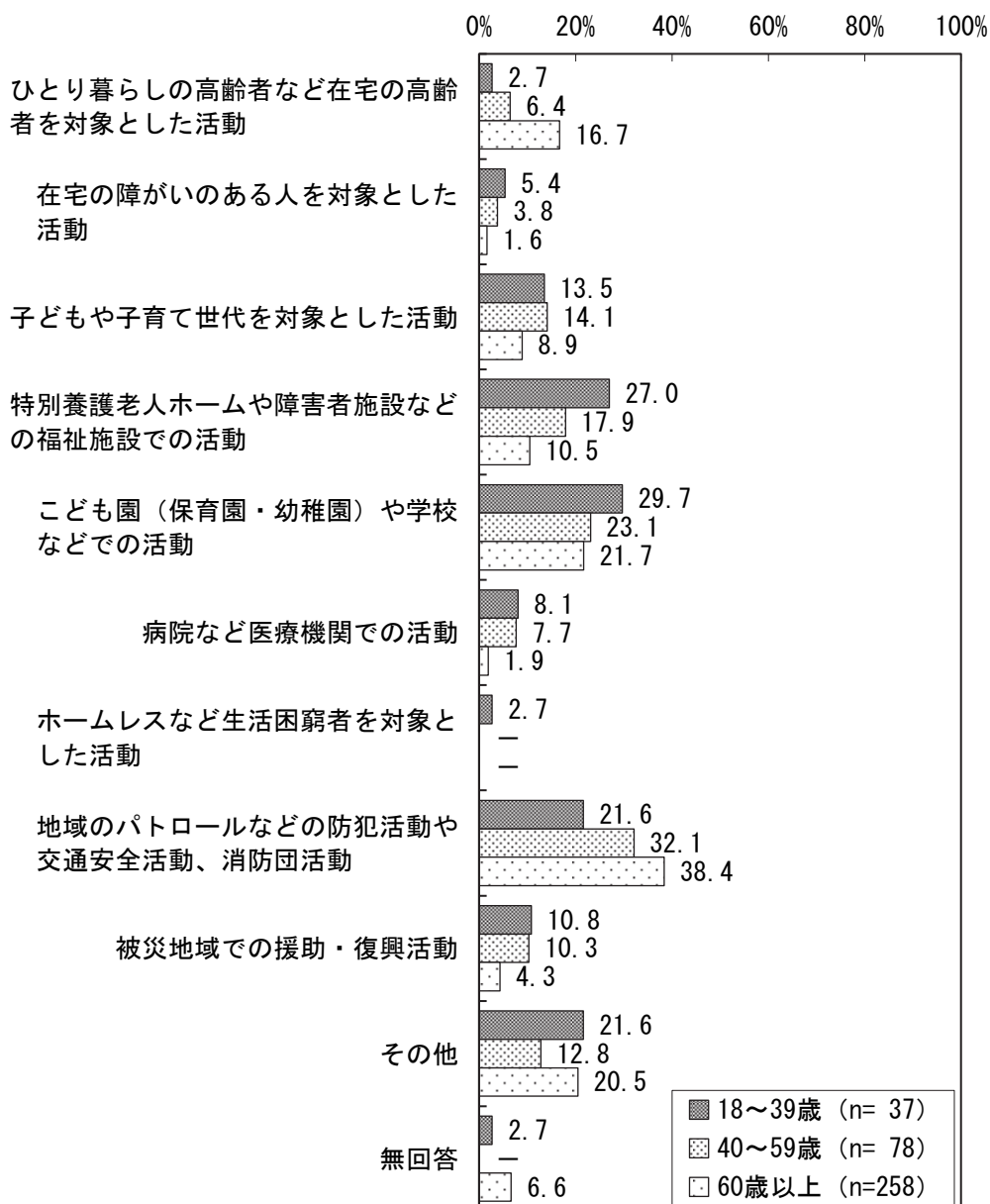
図表2-21 参加したことがあるボランティア活動（性別、複数回答）



また、年齢別にみると、「地域のパトロールなどの防犯活動や交通安全活動、消防団活動」と「ひとり暮らしの高齢者など在宅の高齢者を対象とした活動」は年齢が高いほど高く、「ひとり暮らしの高齢者など在宅の高齢者を対象とした活動」は60歳以上が比較的高くなっています。

一方、「こども園（保育園・幼稚園）や学校などでの活動」と「特別養護老人ホームや障害者施設などの福祉施設での活動」は、年齢が低いほど高くなっています。

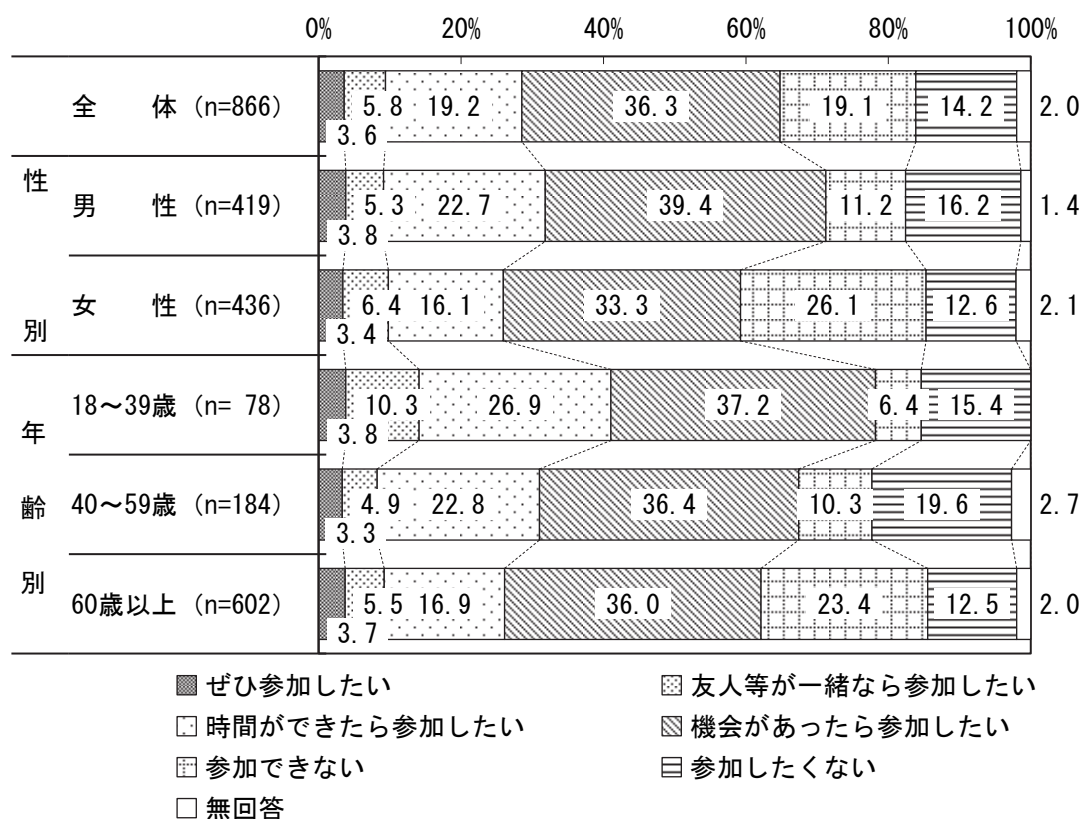
図表2-22 参加したことがあるボランティア活動（年齢別、複数回答）



今後、ボランティア活動に参加したいと思うかたずねたところ、「機会があったら参加したい」が36.3%と最も高くなっています。これに「ぜひ参加したい」(3.6%)、「友人等と一緒に参加したい」(5.8%)、「時間ができたら参加したい」(19.2%)を合わせた《参加意向》は64.9%に及び、何らかの動機づけ、機会があれば、より多くの人がボランティア活動に参加する可能性があると言えますが、地域活動等への参加意向(26頁参照)より14ポイント程度低くなっています。なお、ボランティア活動に「参加したくない」は14.2%ですが、「参加できない」は、19.1%となっており、地域活動等への参加意向より13ポイント程度低くなっています。より参加しやすい方法を検討する必要があります。

《参加意向》は、性別にみると、女性に比べて男性が12ポイント高く、年齢別にみると、年齢が低いほど高くなっています。

図表2-23 ボランティア活動への参加意向



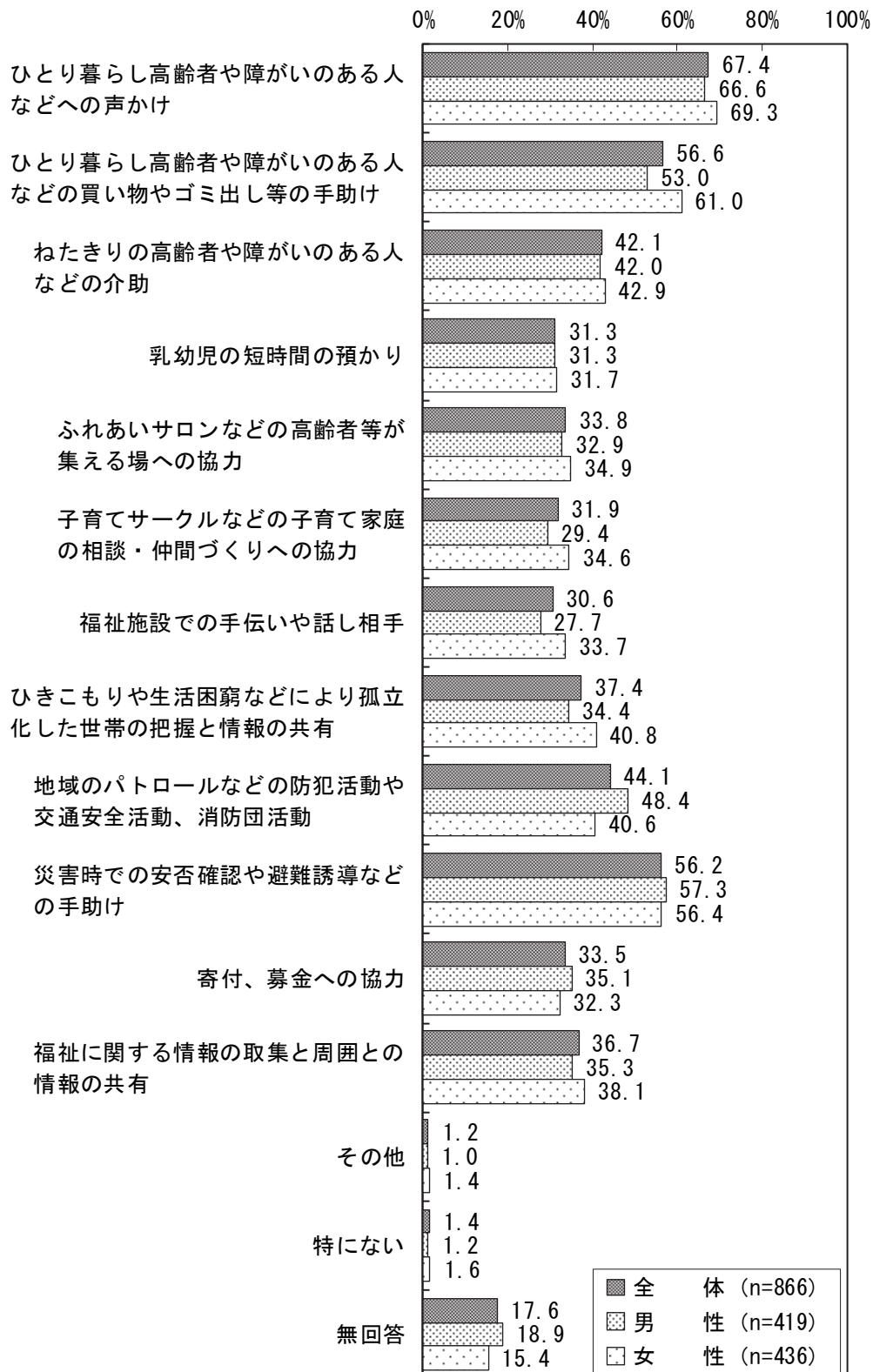
③ 地域福祉活動で必要なこと、自分ができることについて

これからの福祉は住民やボランティアの参加や協力がより必要になるといわれていることから、地域みんなが安心して暮らしていくために、どのような福祉活動が必要だと考えるかたずねたところ、「ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などへの声かけ」が67.4%と最も高く、次いで、「ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などの買い物やゴミ出し等の手助け」が56.6%、「災害時での安否確認や避難誘導などの手助け」が56.2%、「地域のパトロールなどの防犯活動や交通安全活動、消防団活動」が44.1%、「ねたきりの高齢者や障がいのある人などの介助」が42.1%などとなっています。

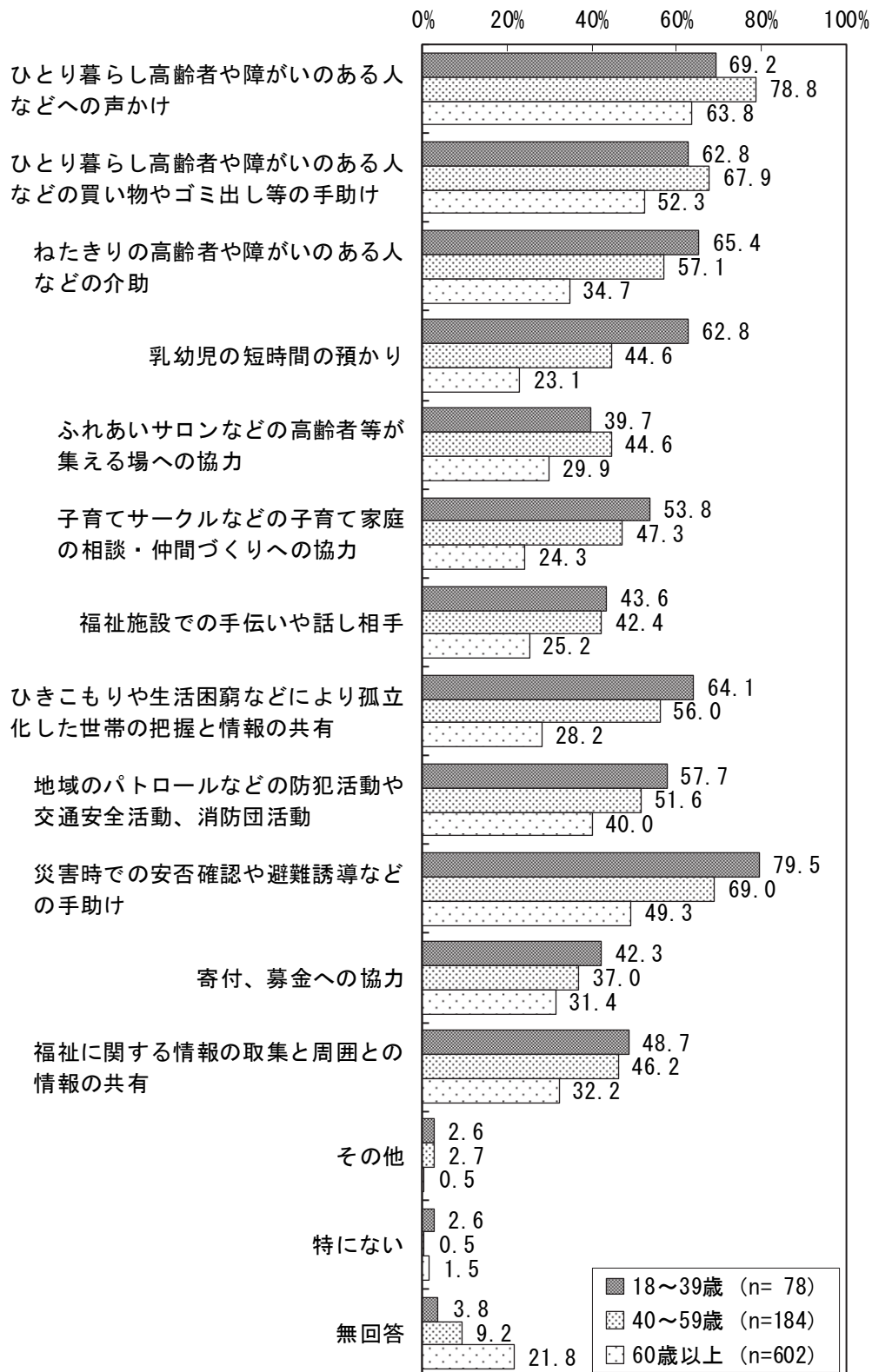
性別にみても、大きな差異はみられません。(図表2-24)

年齢別にみると、18～39歳では「災害時での安否確認や避難誘導などの手助け」が79.5%と最も高いほか、多くの選択項目においてほかの年齢層に比べて高くなっています。中でも、「乳幼児の短時間の預かり」は顕著に高くなっています。(図表2-25)

図表2-24 地域福祉活動で必要なこと（性別、複数回答）



図表2-25 地域福祉活動で必要なこと（年齢別、複数回答）



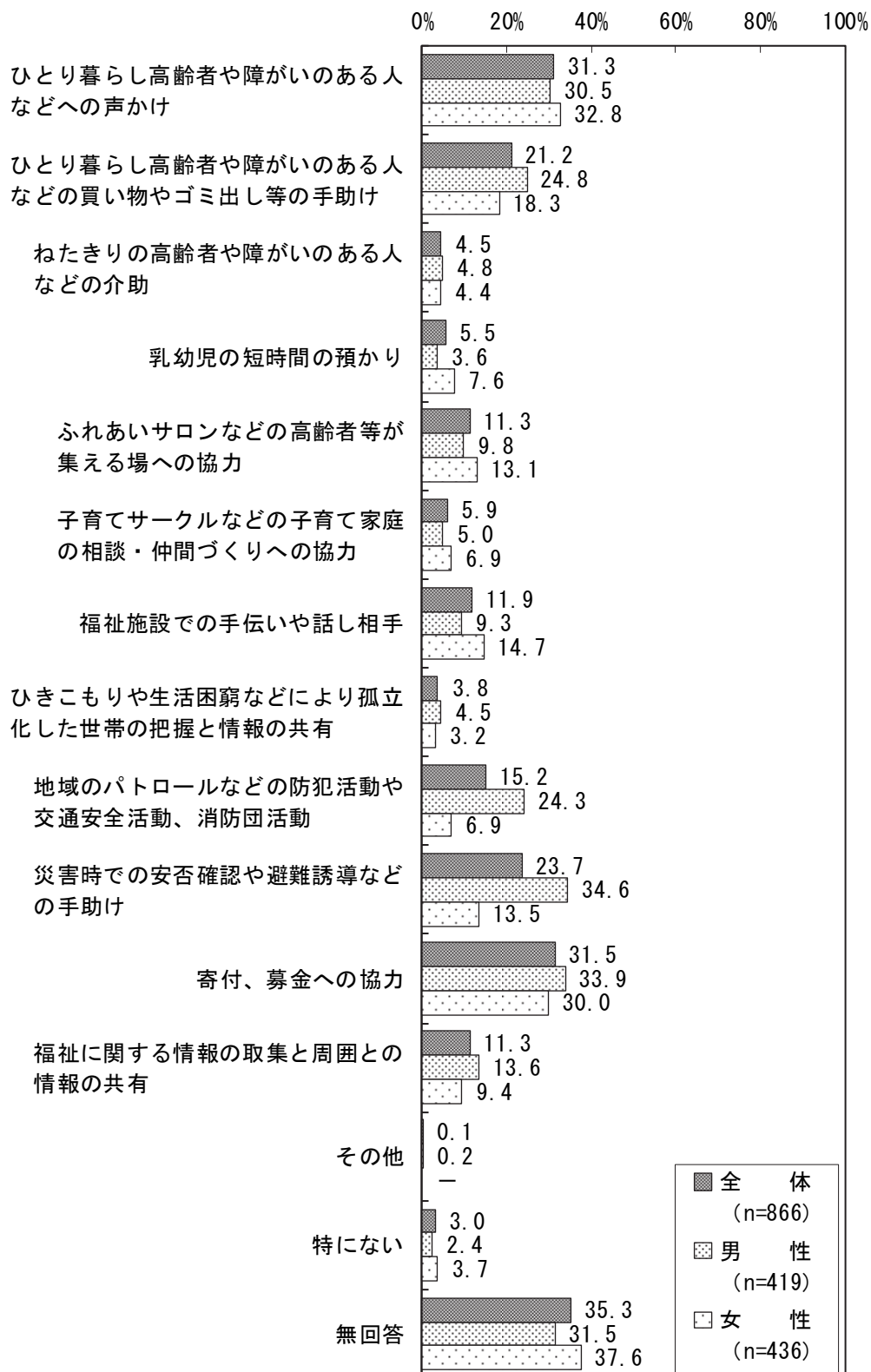
一方で、どのような福祉活動ができるかたずねたところ、「無回答」を除き、「寄付、募金への協力」が31.5%と最も高く、次いで、「ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などへの声かけ」が31.3%、「災害時での安否確認や避難誘導などの手助け」が23.7%、「ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などの買い物やゴミ出し等の手助け」が21.2%、「地域のパトロールなどの防犯活動や交通安全活動、消防団活動」が15.2%などとなっています。

このうち、「寄付、募金への協力」以外は、地域福祉活動で必要なこと（32・33 頁参照）においても上位項目となっていますが、地域福祉活動で必要なことより25ポイント以上低くなっています。

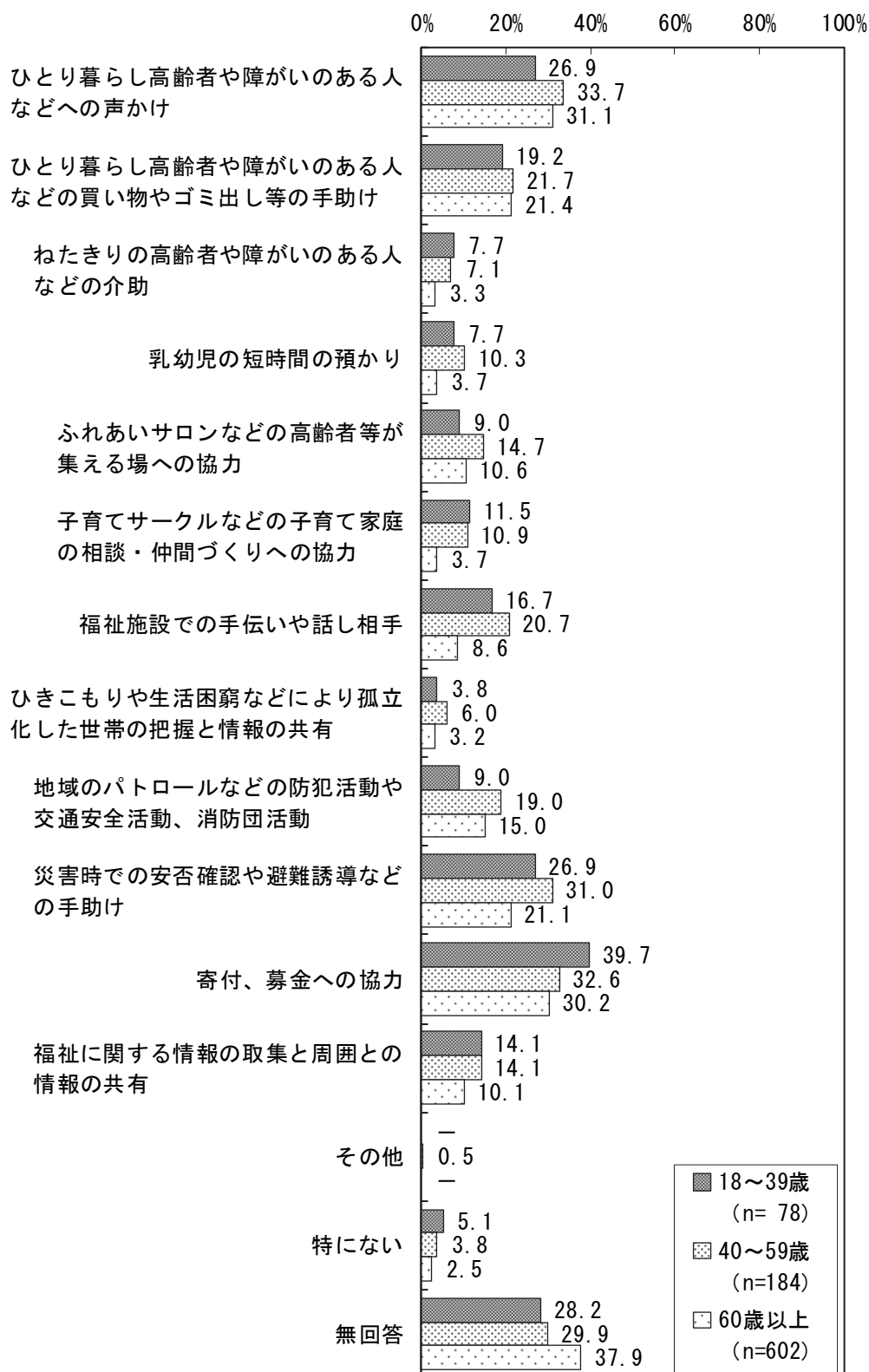
性別にみると、「災害時での安否確認や避難誘導などの手助け」と「地域のパトロールなどの防犯活動や交通安全活動、消防団活動」は、女性に比べて男性が顕著に高くなっています。（図表2-26）

年齢別にみても、大きな差異はみられません。（図表2-27）

図表2-26 地域福祉活動でできること（性別、複数回答）



図表2-27 地域福祉活動でできること（年齢別、複数回答）



◇ 「地域力」を高める人づくりに向けた福祉関係団体からの主な意見

- ・ 民生委員・児童委員のなり手が不足している。
- ・ 民生委員・児童委員は、専門家ではなく、個人差もあるので、個人で対応することが難しい。
- ・ 市内に大学生など若い人財が少ない。
- ・ 地域を支える人の力が衰えているが、まだまだ地域づくりの担い手となり得るはつらつとした高齢者の活用に期待する。
- ・ 地域住民と外国人住民をつなぐ役割を担う人（自治会関係者等）への支援が必要。
- ・ 地域での支え合い、助け合いは不可欠であるが、住民の問題意識が低いため、生活にかかわるすべてのことが他人ごとでなく、自分ごとであるという意識を持つようにして欲しい。
- ・ 子ども食堂の活動に、ボランティアや更生保護女性会の人たちに参加していただき、助かっている。
- ・ 活動をしたいがどうすればよいかわからない人たちを活動を立ち上げまで支援するような取り組みがあるとよい。
- ・ 活動に参加する人はいるが、参画する人が少ないため、あらゆる分野での人材育成が必要である。
- ・ 地域での「支え愛」が重要である。
- ・ 団体同士のネットワークづくりをしていきたい。

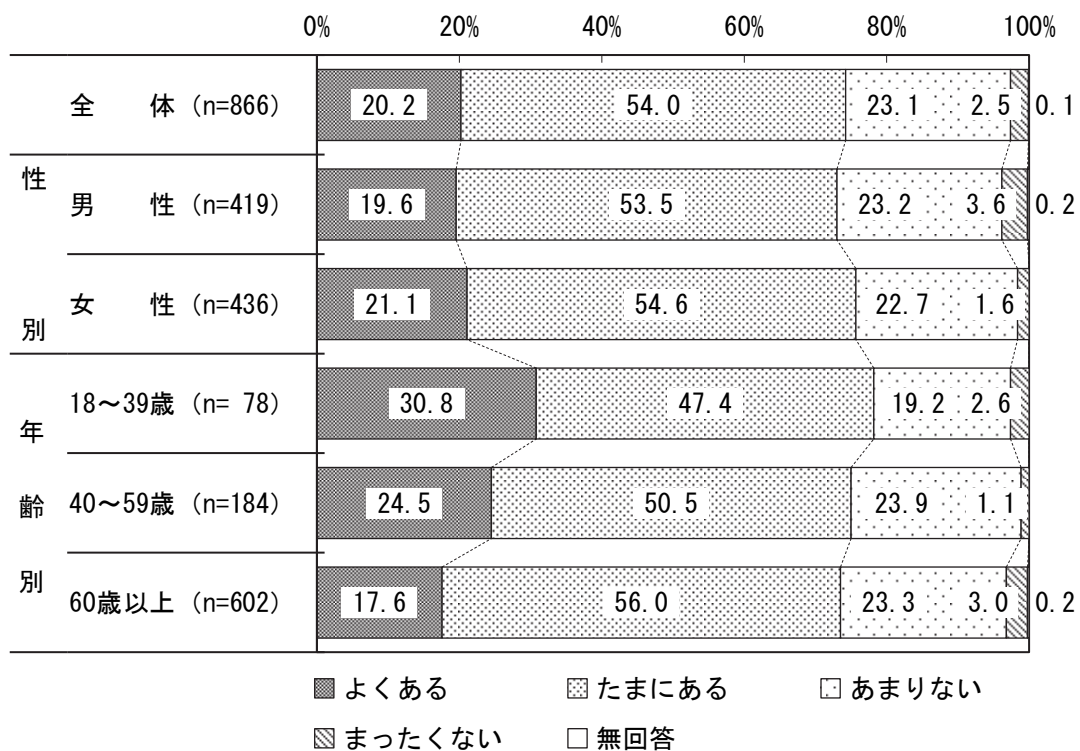
(3) 「解決力」を高める体制づくりに向けて

① 困りごとや不安感について

ふだんの生活の中で、困りごとや不安に感じることもあるかたずねたところ、「よくある」(20.2%)と「たまにある」(54.0%)を合わせた《ある》は74.2%となっています。また、「あまりない」は23.1%、「まったくない」は2.5%となっています。

《ある》は、性別、年齢別にみても、あまり差異はみられませんが、「よくある」を年齢別にみると、年齢が低いほど高くなっています。

図表2-28 生活上の困りごとや不安感

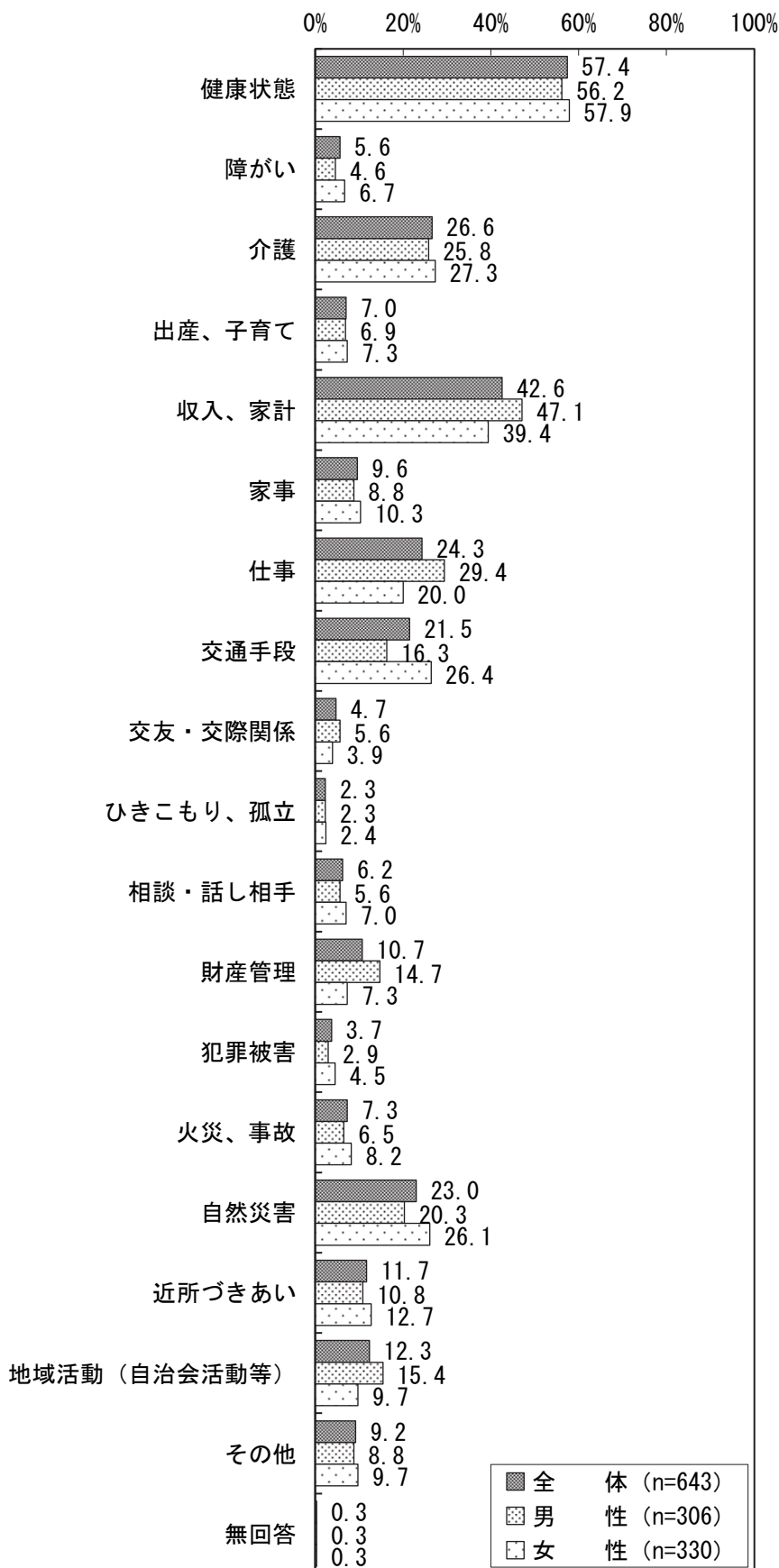


困りごとや不安に感じるものが《ある》人に、特に困ることや不安に思うことは何かたずねたところ、「健康状態」が57.4%と最も高く、次いで、「収入、家計」が42.6%、「介護」が26.6%、「仕事」が24.3%、「自然災害」が23.0%などとなっています。

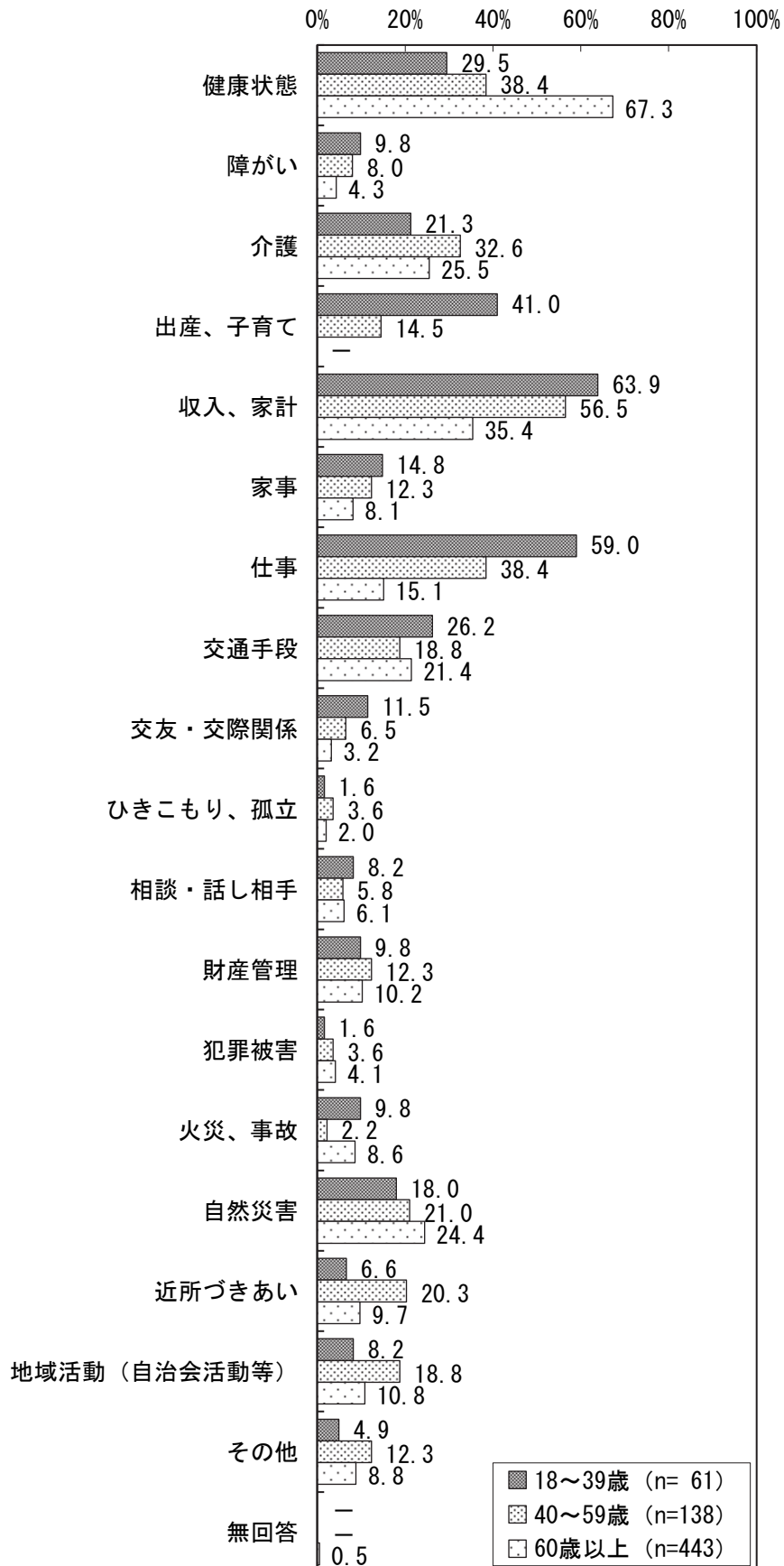
性別にみると、「交通手段」は男性に比べて女性が10ポイント程度高くなっています。（図表2-29）

年齢別にみると、「健康状態」は60歳以上が、「出産・子育て」と「仕事」は18～39歳が顕著に高くなっています。（図表2-30）

図表2-29 特に困ることや不安に思うこと（性別、複数回答）



図表2-30 特に困ることや不安に思うこと（年齢別、複数回答）

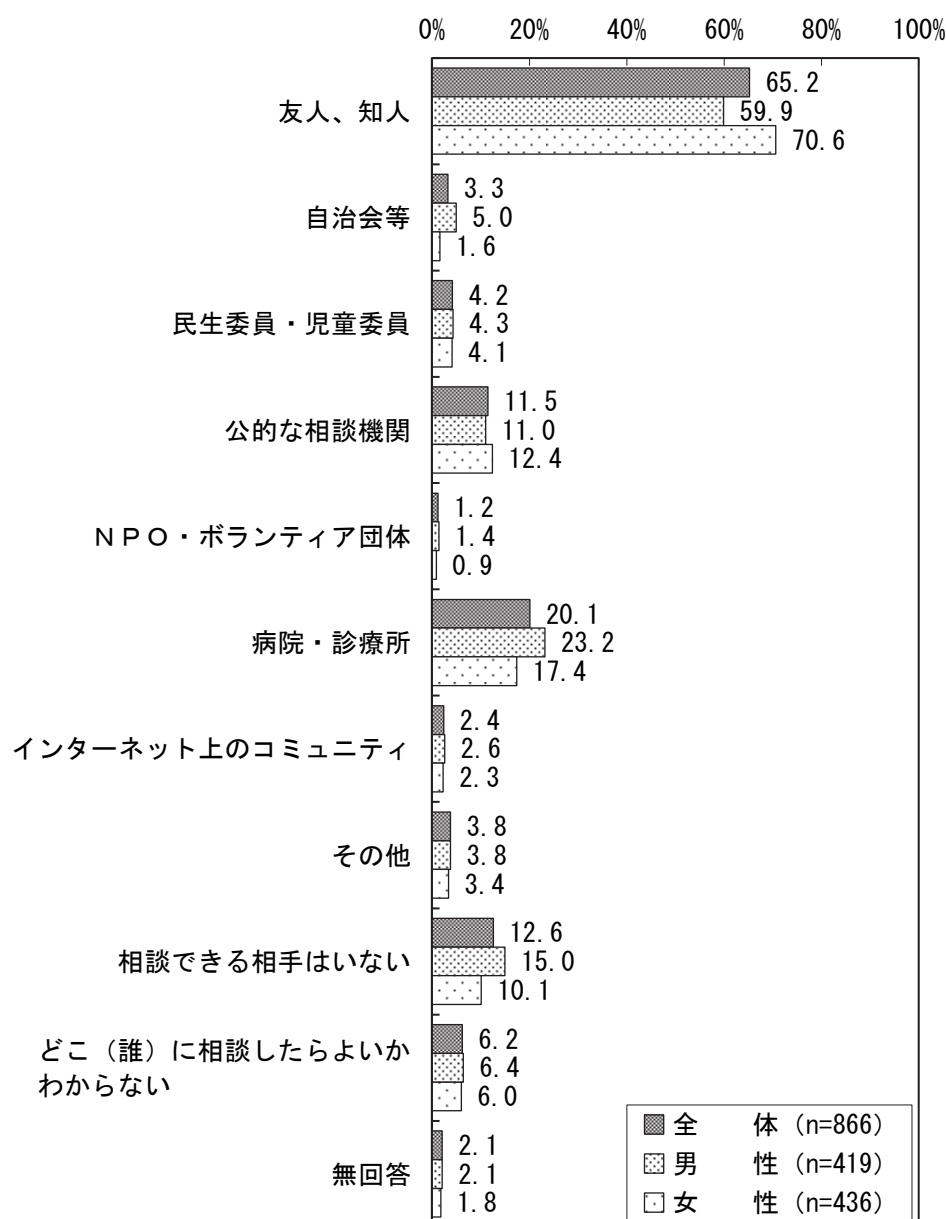


② 困りごとや不安感の相談、解決方法について

困りごとや不安に感じることなど何かあったときに、家族や親族以外に相談できる相手がいるかたずねたところ、「友人・知人」が65.2%と最も高く、次いで、「病院・診療所」が20.1%となっています。なお、「相談できる相手はいない」は12.6%、「どこ（誰）に相談したらよいかわからない」は6.2%にとどまっています。

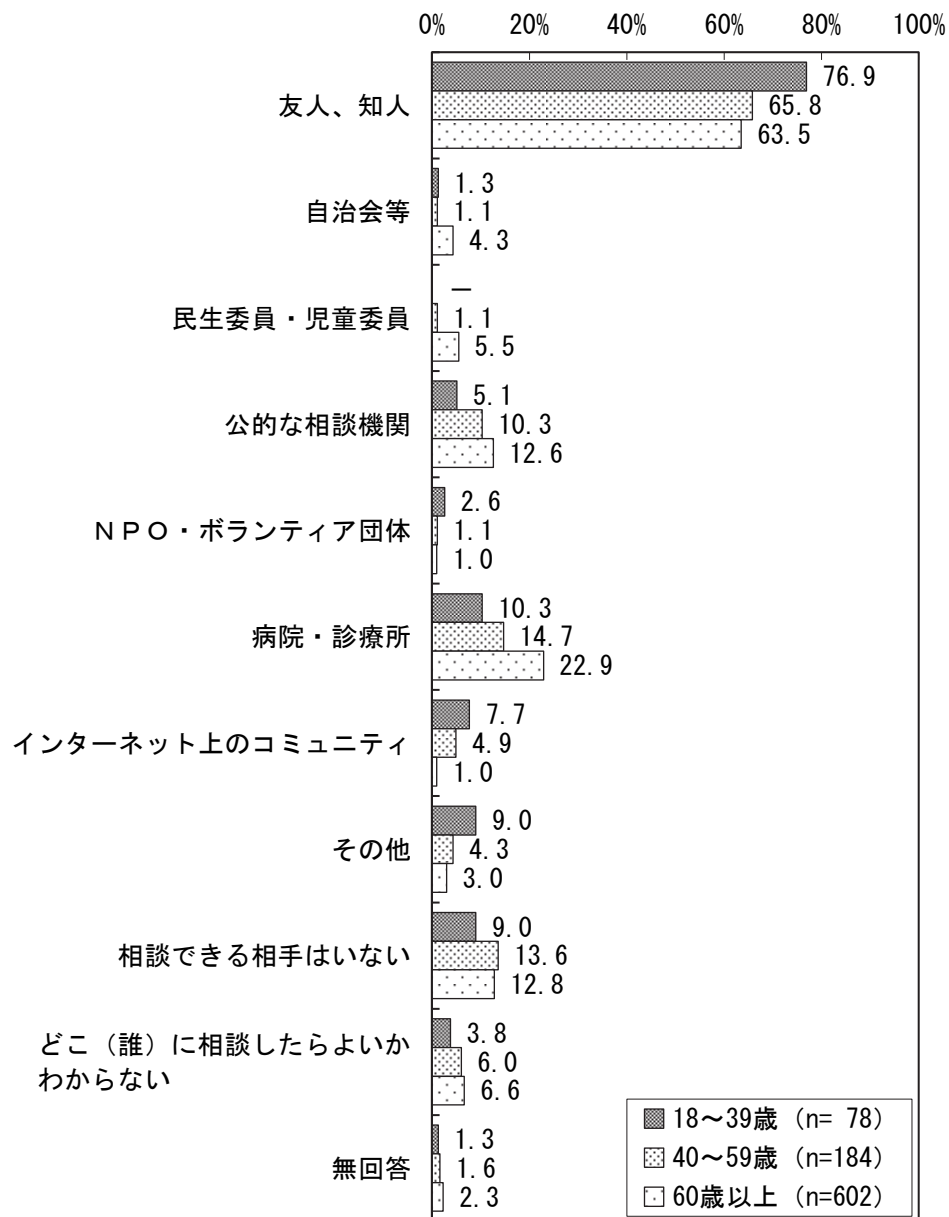
性別にみると、「友人・知人」は、男性に比べて女性が10ポイント程度高くなっています。

図表2-31 相談相手（性別、複数回答）



年齢別にみると、「友人・知人」は、18～39歳が比較的高くなっています。

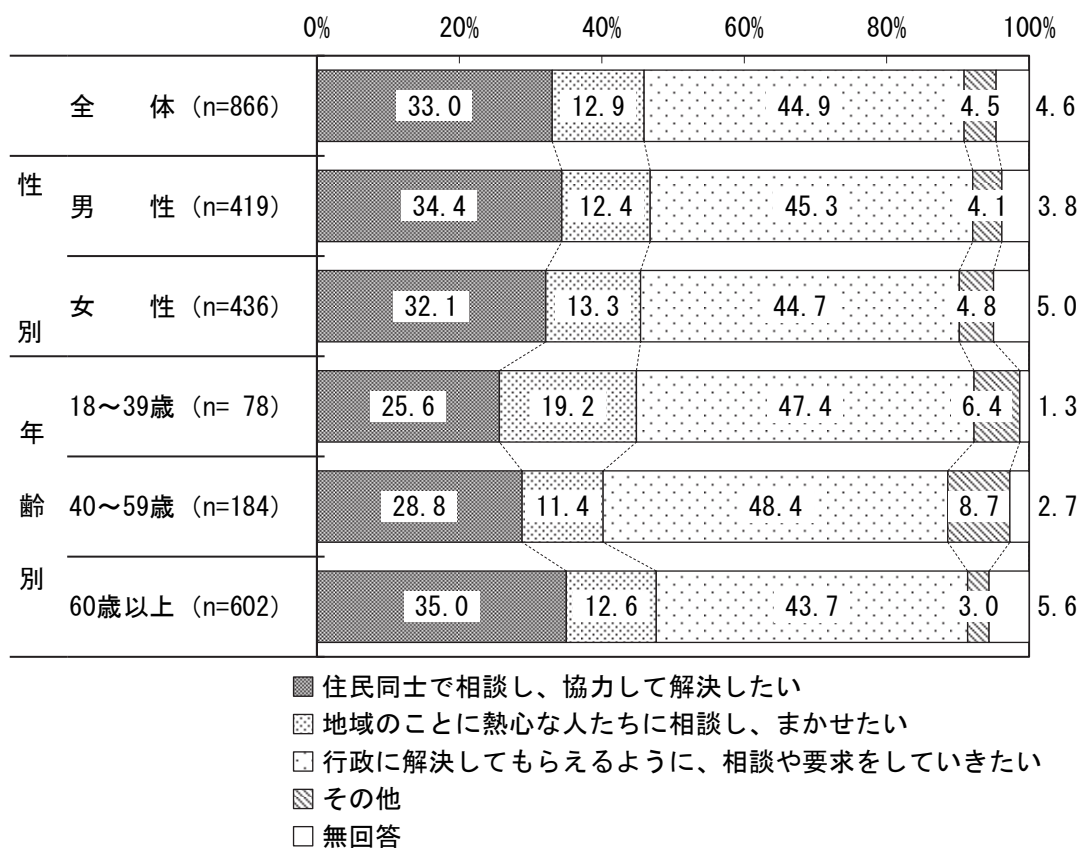
図表2-32 相談相手（年齢別、複数回答）



地域において困っていることや問題になっていることをどのような方法で解決するとよいと思うかたずねたところ、「行政に解決してもらえるように、相談や要求をしていきたい」が44.9%と最も高く、自分たちの生活に関わることであるため「住民同士で相談し、協力して解決したい」が33.0%、「地域のことに熱心な人たちに相談し、まかせたい」が12.9%となっています。

性別にみても、あまり差異はみられませんが、年齢別にみると、「住民同士で相談し、協力して解決したい」は年齢が高いほど高くなっています。

図表2-33 地域における困りごとなどの解決方法

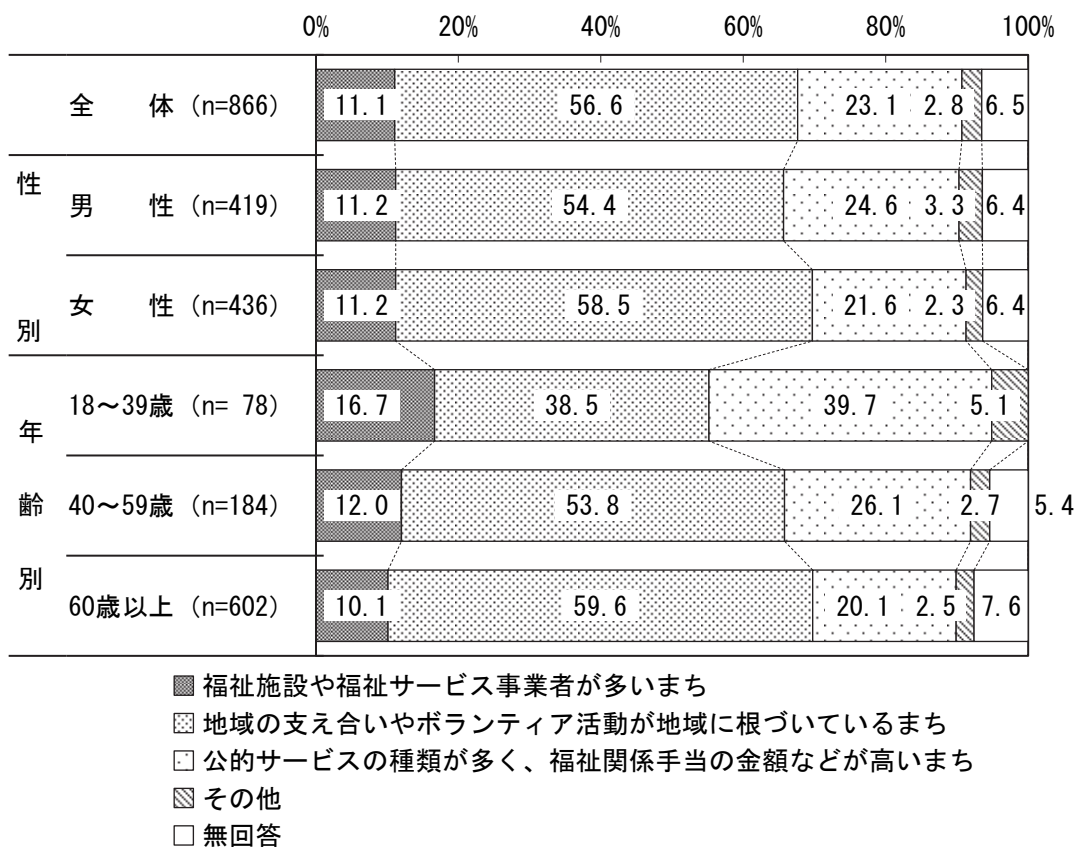


③ 福祉のまちづくりについて

福祉水準が高いまち（福祉が充実しているまち）とはどのようなまちだと思うかたずねたところ、基本的な公的サービスはもちろんだが、住民の福祉意識が高く、「地域の支え合いやボランティア活動が地域に根づいているまち」が56.6%と最も高く、「公的サービスの種類が多く、福祉関係手当の金額などが高いまち」は23.1%、「福祉施設や福祉サービス事業者が多いまち」は11.1%となっています。福祉においてめざす今後の方向性として、住民参加による地域福祉の推進が求められていると言えます。

この方向性は、性別にみても、大きな差異はみられませんが、年齢別にみると、18～39歳は、「公的サービスの種類が多く、福祉関係手当の金額などが高いまち」が最も高く、「地域の支え合いやボランティア活動が地域に根づいているまち」がほかの年齢層に比べて顕著に低くなっています。

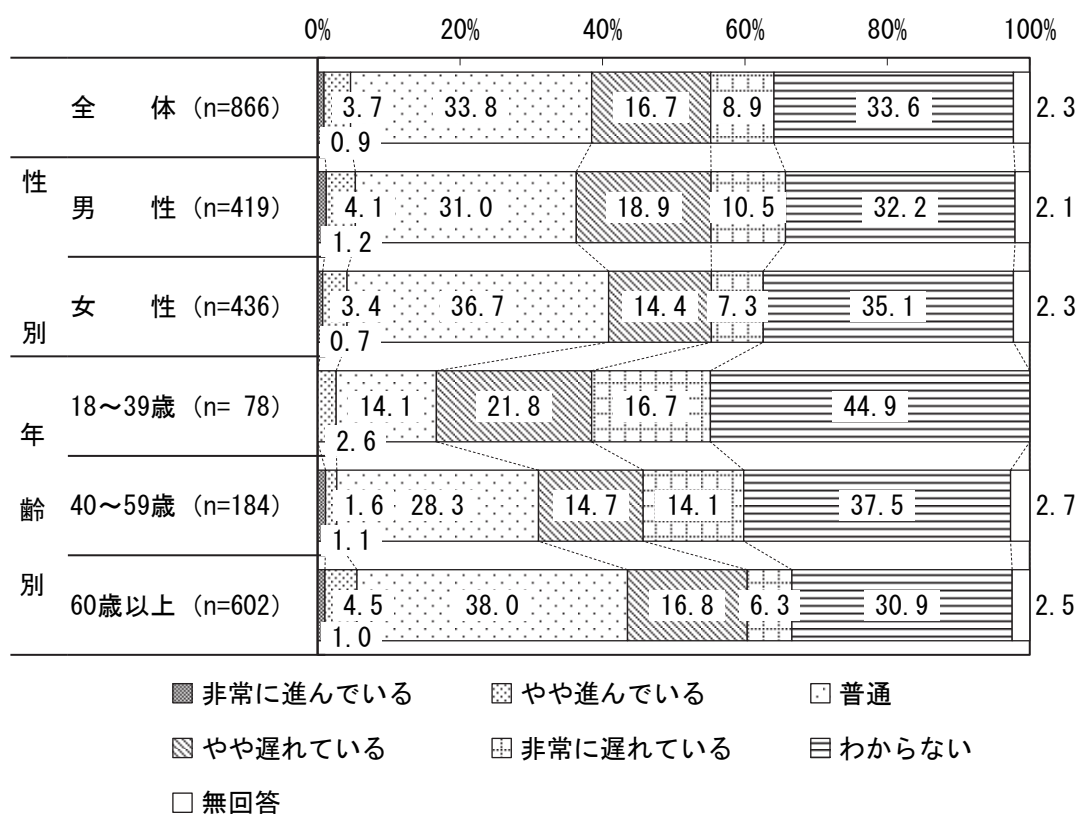
図表2-34 福祉水準が高いまちとはどのようなまちか



公的・非公的な福祉サービスも含め、新城市の福祉水準についてどのように感じているかたずねたところ、「普通」が33.8%と最も高く、次いで、「わからない」が33.6%となっています。また、「非常に進んでいる」(0.9%)と「やや進んでいる」(3.7%)を合わせた《進んでいる》は4.6%と低く、「やや遅れている」(16.7%)と「非常に遅れている」(8.9%)を合わせた《遅れている》は25.6%となっています。《遅れている》が《進んでいる》を大きく上回っています。

《遅れている》は、性別にみると、女性に比べて男性が8ポイント程度高く、年齢別にみると、年齢が低いほど高くなっています。

図表2-35 新城市の福祉水準

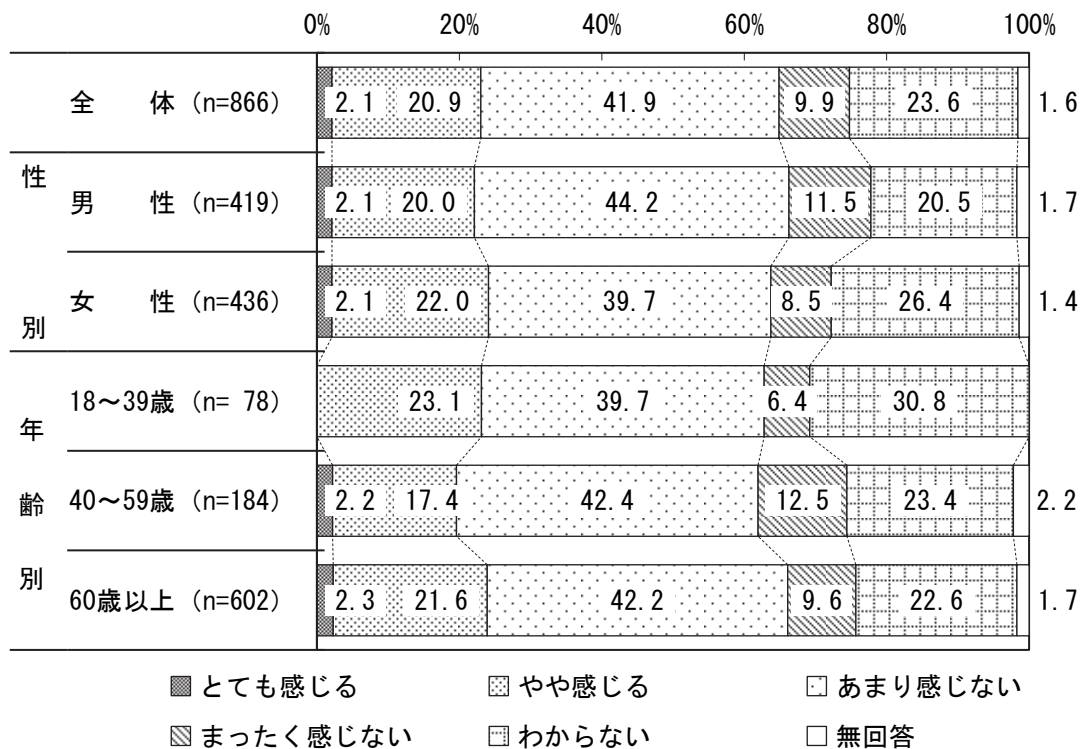


現在居住している地域で、高齢者のほか、障がいのある人などを含めて、お互いの生活を地域全体で支え合っていると感じるかたずねたところ、「とても感じる」(2.1%)と「やや感じる」(20.9%)を合わせた《感じる》は23.0%となっています。一方、「あまり感じない」(41.9%)と「まったく感じない」(9.9%)を合わせた《感じない》は51.8%となっています。《感じない》が《感じる》を大きく上回っています。

《感じる》は、性別、年齢別にみても、大きな差異はみられません。

地域での支え合いの実感を高めていくためには、困りごとや不安に感じることなどを相談できる相手が身近にいること、そして、互いに支え合って解決につながられるようにすることが重要と考えられます。

図表2-36 地域全体で支え合っているという実感



◇ 「解決力」を高める体制づくりに向けた福祉関係団体からの主な意見

- ・ 団体同士の情報交換が必要である。
- ・ 新城市と新城市社会福祉協議会が連携し、効率的に活動してほしい。
- ・ 新城市や新城市社会福祉協議会、各種団体などの顔の見える関係づくりが必要である。
- ・ 支援できるすべての人たちで協力し合える仕組みをつくっていききたい。
- ・ 地域性もあって、支え過ぎてしまうこともあり、どこまで踏み込むべきか悩むことがある。
- ・ 高齢者が日常生活上の困りごとを「お手伝いチケット」を利用して解決している事例を参考にするとよい。
- ・ サービスを利用できるのに、情報がないために利用につながらないこともある。子ども食堂など、特に児童福祉分野では利用が進まない。必要のない人にも届くような情報発信が必要である。
- ・ 何の用事がなくても、気軽に立ち寄ることのできる場づくり必要である。

(4) 「尊厳」が守られる環境づくりに向けて

① 地域福祉の支援者に対する認知度について

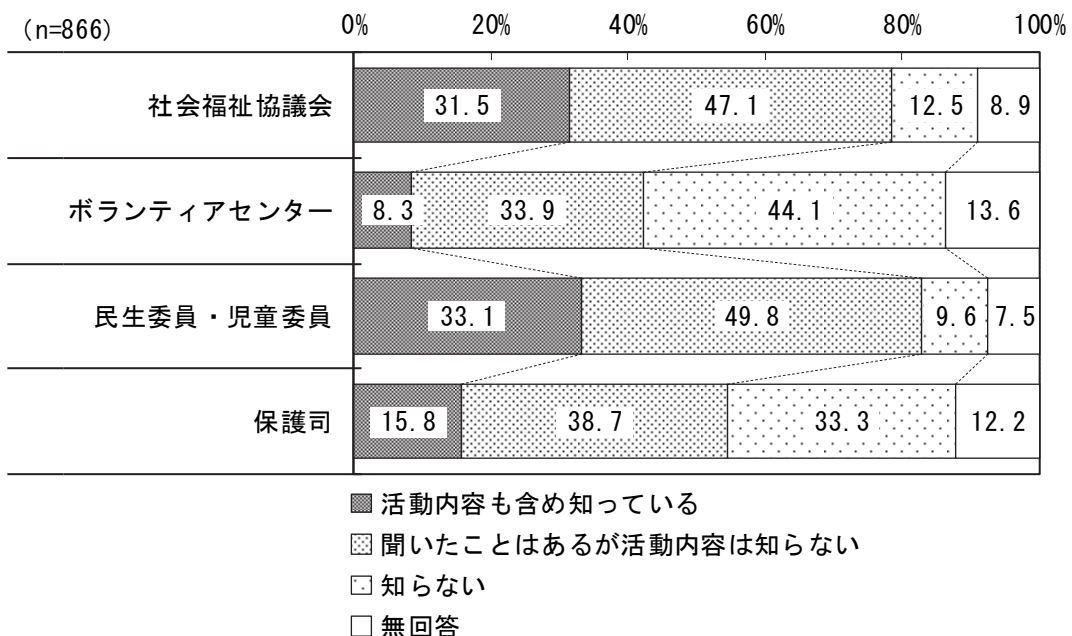
地域福祉を推進する中核的な団体である「社会福祉協議会」、地域住民のボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点である「ボランティアセンター」、地域において常に住民に寄り添い相談に応じて必要な援助を行う「民生委員・児童委員」、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである「保護司」について知っているかたずねた結果が図表2-37です。

「活動内容も含め知っている」は、民生委員・児童委員（33.1%）と社会福祉協議会（31.5%）が30%を上回る一方、ボランティアセンター（8.3%）では10%を下回っています。

「活動内容も含め知っている」と「聞いたことはあるが活動内容は知らない」を合わせた《名称の認知度》としては、民生委員・児童委員（82.9%）と社会福祉協議会（78.6%）が80%前後と高い一方、ボランティアセンター（42.2%）では50%を下回っています。

一方、「知らない」は、ボランティアセンター（44.1%）が40%を上回っています。

図表2-37 地域福祉の支援者に対する認知度



② 地域福祉の制度等に対する認知度について

性別や国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域社会のことを表す「地域共生社会」、認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など、判断能力が十分でない成人の財産管理や日常生活上の援助を親族や専門家などが行う「成年後見制度」、災害時等に、一人では避難できず何らかの助けを必要とする人で希望する人を登録して支援につなげる「災害時要援護者避難支援制度」、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」について知っているかたずねた結果が図表2-38です。

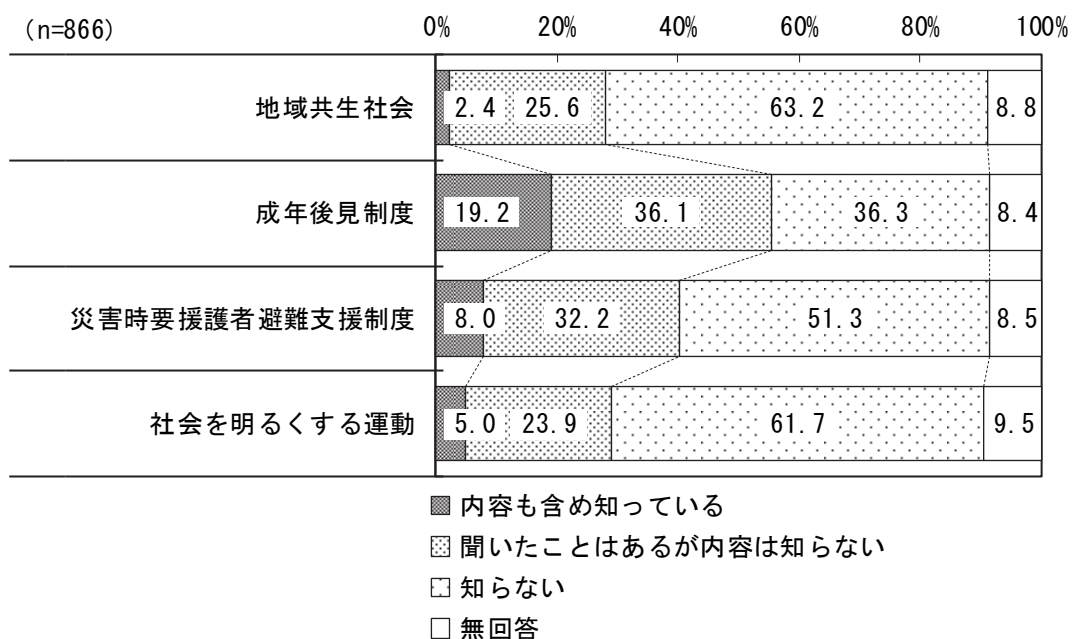
「内容も含め知っている」は、成年後見制度（19.2%）以外では10%を下回っています。

「内容も含め知っている」と「聞いたことはあるが内容は知らない」を合わせた《名称の認知度》としては、成年後見制度（55.3%）以外では50%を下回っています。

一方、「知らない」は、成年後見制度（36.3%）以外では50%を上回っています。

性別や国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う地域社会をめざすには、地域住民がさまざまな事柄について関心を持ち、理解を深めていく必要があります、啓発活動や教育に一層取り組んでいかなければなりません。

図表2-38 地域福祉の制度等に対する認知度



◇ 「尊厳」が守られる環境づくりに向けた福祉関係団体からの主な意見

- ・文化やスポーツなど、他の施策とも連携して効果を上げてほしい。
- ・支援者の想いで続いているサービスもあり、気持ちが切れてサービスがなくなることがなく継続できるように考えていってほしい。
- ・権利擁護支援とともに、介護や医療の充実が求められており、そこへの資源や人手が必要となっている。
- ・高齢者や障がいのある人は、移動が困難な場合もあるが、特に、福祉施設や医療機関への移動が困難だと、必要なサービスにつなげなくなってしまう。
- ・子ども食堂のスタッフが、要保護児童対策地域協議会の把握している家庭（ひとり親家庭やヤングケアラー等）を訪問し、状況の把握や食材、弁当の提供などの支援をしていけるとよい。
- ・保護司のなり手が少なく、欠員が生じている。市職員の退職者で保護司活動に関心がある人がいたら、紹介等してほしい。

3 第3次計画の評価

第3次計画では、3つの基本目標に対し、6つの成果目標を設定し、目標の達成に向け、取り組みの一層の推進を図ってきました。このうち、4つの目標については概ね改善したものの、2つの目標については改善していません。

改善していないものについては改善に向け、課題等の解決に取り組むのはもとより、改善したものについてもさらなる改善に向け、取り組みを推進していくことが、より充実した福祉のまちづくりにつながると考えます。

図表2-39 第3次計画の成果目標と評価

下線：未達成

基本目標	指標	基準	目標	実績	課題等
1	地域活動やボランティア活動に参加している市民の割合*1	54.1% (H29)	向上	57.9% (R5)	アンケートから、何らかの動機づけや機会があれば、参加率の向上が見込まれます。引き続き、参加の促進に努めます。
2	生活上の悩みや不安の相談相手として「誰にも相談していない」人の割合*1	<u>10.8%</u> (R元)	低下	<u>18.8%</u> (R5)	どこ（誰）に相談したらよいかわからない人より、相談できる相手がいない人の方が多い状況です。包括的な相談支援体制を整備し、さまざまな相談に応じられるよう努めます。
3	子育てを応援するためのサービスの満足度*2	74.3% (H29)	向上	76.0% (R3)	引き続き、子育て世代のニーズを把握しつつ、子ども・子育て支援の推進に努めます。
3	高齢者の自立支援や福祉対策の満足度*2	65.5% (H29)	向上	68.1% (R3)	引き続き、高齢者のニーズを把握しつつ、高齢者福祉施策の推進に努めます。
3	障がいのある方の自立支援や福祉対策の満足度*2	66.1% (H29)	向上	66.9% (R3)	引き続き、障がいのある人の実態を把握しつつ、障害者施策の推進に努めます。
3	災害時要援護者避難支援制度の市民の認知度*1	<u>53.3%</u> (H29)	向上	<u>40.2%</u> (R5)	要援護者一人ひとりの避難支援方法等を示す「個別計画」の策定を推進しており、関係者間での情報共有を図っています。現在、関係者でなくても認識していただけるよう、継続して制度の周知に努めます。

*1 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」の結果

*2 「市民満足度調査」の結果

第3章

基本的な考え方

1 基本理念

「地域福祉」は、一部の人のためのものではなく、地域住民一人ひとりに身近なものです。身近な地域において、さまざまな日常生活上の困りごとなどを助け合い、支え合いにより解消する取り組みを一步ずつ進めていくことが地域福祉の推進につながると考えます。

こうしたことから、第3次計画まで、「地域の困りごとは地域の人みんなで解決！山の湊しんしろ 福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に取り組んできました。

引き続き、子育てや介護、高齢者や障がいのある人、生活困窮者などの支援はもとより、ひきこもりなど社会的孤立をはじめ、暮らしていく上での困難さや生きづらさがあっても、既存の制度の対象となりにくいケースや個人・世帯が複数抱える生活上の課題などに、地域全体で対応していくことが求められています。

したがって、第4次計画においても、これまでの基本理念を継承し、地域住民の困りごとなど生活上の課題に対し、地域の力を生かし、解決につなげ、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざしていきます。

**地域の困りごとは地域の人みんなで解決！
山の湊しんしろ 福祉のまちづくり**

2 基本目標

基本目標1 「地域力」を高める人づくり

地域住民自ら、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につながることができるよう、福祉意識の醸成や住民同士の交流の促進に取り組むとともに、地域福祉を担う人材を育成、確保し、地域住民や団体との連携を円滑にするなど、地域福祉を支える人づくりを進めます。

◇ 基本施策

- (1) 啓発活動、福祉教育の充実
- (2) 地域での交流の促進
- (3) 地域福祉活動への参加促進と支援
- (4) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成
- (5) 見守りネットワークの充実

☑ 成果目標

評価指標	基準 (令和5年)	目標 (令和10年)
地域活動に参加している人の割合 *1	58.3%	60%以上
ボランティア活動に参加したことのある人の割合 *2	43.3%	50%以上

*1 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」により把握（「積極的に参加している」と「ほどほどに参加している」の合計）

*2 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」により把握（「今も参加している」と「以前に参加したことがある」の合計）

基本目標2 「解決力」を高める体制づくり

地域住民自ら解決することが困難な生活上の課題について気軽に相談でき、民生委員・児童委員や専門職、関係機関の連携による的確な支援が受けられるよう、包括的な支援体制を充実し、社会的孤立を防止するなど、地域福祉を支える体制づくりを進めます。

◇ 基本施策

- (1) 情報提供の充実
- (2) 包括的な相談体制の充実
- (3) 継続的な支援体制の構築
- (4) 地域づくり活動の推進
- (5) 関係機関等の連携促進

☒ 成果目標

評価指標	基準 (令和5年)	目標 (令和10年)
困りごとや不安などを誰にも相談していない人の割合 *3	18.8%	10%未満
地域の困りごとなどは、住民同士で相談し、協力して解決する方がよいと考える人の割合 *4	33.0%	40%以上

*3 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」により把握（「相談できる相手はいない」と「どこ（誰）に相談したらよいかわからない」の合計）

*4 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」により把握

基本目標3 「尊厳」が守られる環境づくり

国籍、性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に尊重し合い、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、福祉サービスを充実するとともに、防犯や防災・減災など、平時から緊急時に備えた取り組みを推進します。また、あらゆる虐待の防止や再犯の防止、成年後見制度の利用促進などの権利擁護支援に取り組むことにより、誰一人取り残されることのない地域づくりを進めます。

◇ 基本施策

- (1) 福祉サービス等の充実
- (2) 災害時の支援体制の充実
- (3) 地域での生活支援の充実
- (4) 安全・安心な地域づくりの推進
- (5) 権利擁護支援の推進

📊 成果目標

評価指標	基準 (令和5年)	目標 (令和10年)
子育ての支援を周囲に頼むことのできないまたは頼みにくいと感じる就学前児童保護者の割合 *5	24.1%	20%未満
希望する人生最後の過ごし方等について家族等と話し合っている高齢者の割合 *6	34.0% (令和4年)	40%以上
家族等以外から配慮等があり助かった経験のある障がいのある人の割合 *7	19.6% (令和4年)	30%以上
災害時要援護者避難支援制度の認知度 *8	8.0%	30%以上
「社会を明るくする運動」の認知度 *8	5.0%	20%以上
成年後見制度の認知度 *8	19.2%	30%以上

*5 「子ども・子育て支援ニーズ調査」により把握

*6 「高齢者生活ニーズ調査」により把握

*7 「障害者計画等策定に係るアンケート調査」により把握

*8 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」により把握（「内容も含め知っている」割合）

図表3-1 新都市における地域福祉の施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
地域の困りごととは地域みんなで解決！ 山の湊しんしろ 福祉のまちづくり	基本目標1 「地域力」を高める 人づくり	(1) 啓発活動、福祉教育の充実
		(2) 地域での交流の促進
		(3) 地域福祉活動への参加促進と支援
		(4) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成
		(5) 見守りネットワークの充実
	基本目標2 「解決力」を高める 体制づくり	(1) 情報提供の充実
		(2) 包括的な相談体制の充実
		(3) 継続的な支援体制の構築
		(4) 地域づくり活動の推進
		(5) 関係機関等の連携促進
	基本目標3 「尊厳」が守られる 環境づくり	(1) 福祉サービス等の充実
		(2) 災害時の支援体制の充実
		(3) 地域での生活支援の充実
		(4) 安全・安心な地域づくりの推進 (「再犯防止推進計画」含む)
		(5) 権利擁護支援の推進 (「成年後見制度利用促進計画」含む)

第4章

地域福祉施策・活動の展開

基本目標 1 「地域力」を高める人づくり

(1) 啓発活動、福祉教育の充実

地域には、子どもから高齢者、障がいのある人、外国人など、多様な人々が暮らしています。そのため、それぞれが抱える困りごとや不安感もさまざまであり、そこに寄り添い、支え合っていくためには、まず、それぞれの置かれた状況等を理解する必要があります。

そこで、広報やイベント等を通じた啓発活動に取り組むとともに、体験学習や各種講座等の学習機会を提供することにより、地域福祉への関心や意識の醸成を図ります。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
1	広報を通じた啓発活動	広報「ほのか」や社協だより、各ホームページ・SNS等を通じ、子育てや介護、障がいのある人への配慮、多文化共生など、地域福祉に関する情報を発信し、地域住民の関心や意識を醸成します。	福祉課 高齢者支援課 こども未来課 こども家庭センター 市民自治推進課 秘書人事課 社会福祉協議会 福祉関係団体
2	イベントを通じた啓発活動	イベント等を通じ、さまざまな地域福祉に関する情報や交流の場を提供することにより、地域住民の関心や意識を醸成します。	福祉課 社会福祉協議会 福祉関係団体 福祉事業者
3	学校における福祉教育の推進	小中学校において、「総合的な学習の時間」などを活用し、体験学習（福祉実践教室）などによる福祉教育を実施します。	学校教育課 社会福祉協議会
4	生涯学習等を通じた福祉教育の推進	生涯学習や出前講座等を通じ、地域福祉について学習する機会を提供し、地域住民の理解を深めます。	生涯共育課 福祉課 社会福祉協議会 福祉関係団体
5	寄付文化の醸成	地域福祉の推進には、公的財源だけではなく、共同募金やふるさと納税などの寄付金が重要な財源となっていることから、寄付を通じた社会貢献についての理解を深めるための啓発に取り組みます。	福祉課 行政課 企画調整課 社会福祉協議会

（２）地域での交流の促進

地域住民同士の関係の希薄化が懸念される中、困りごとや不安感を抱えている人に寄り添い、支え合っていくためには、それぞれの置かれた状況等への理解を深めた上で、互いに交流を進めていく必要があります。

そこで、地域での生活上の課題や福祉課題について情報、意見等を交換、共有等できる場づくりを支援するとともに、福祉関係団体や福祉事業者等と連携し、地域住民同士の交流を促進します。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
6	各種サロン活動への支援	高齢者や障がいのある人、子育て中の親子などが気軽に集うことのできる場（ふれあいサロン、認知症カフェ等）の立ち上げ支援を行います。担い手が少ない地域では、実施可能な方法を検討します。	社会福祉協議会
7	学校における交流活動の推進	小中学校において、高齢者施設や障がい者施設、こども園などの福祉施設との交流を進めます。	学校教育課 社会福祉協議会 福祉事業者
8	イベントを通じた交流活動の推進	イベント等において交流の場を提供するとともに、福祉施設や福祉関係団体のイベント等の周知を図り、国籍、性別、年齢、障がいの有無等にかかわらない交流を促進します。	福祉課 高齢者支援課 こども未来課 市民自治推進課 社会福祉協議会 福祉事業者 福祉関係団体

（３）地域福祉活動への参加促進と支援

「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」から、何らかの動機づけ、機会があれば、より多くの人が地域活動やボランティア活動に参加する可能性があることがわかりました（26・30頁参照）。地域住民がこうした地域福祉活動に参加するためには、地域福祉活動に関する情報提供や参加しやすくするための支援が必要となります。

そこで、しんしろ市民活動サポートセンターやボランティアセンターを通じて、地域福祉活動に関する情報提供等の充実を図るとともに、地域福祉活動への支援に取り組みます。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
9	市民活動への参加促進	東三河市民活動推進協議会のホームページ等を通じ、市民活動に関する情報提供を行い、参加を促進します。	市民自治推進課
10	市民活動への支援	しんしろ市民活動サポートセンターにおいて活動の相談や場の提供を行うとともに、市民が自主的に行うまちづくり事業（広域課題解決型事業、コミュニティ・ビジネス創業事業等）に対して補助金を交付します。	市民自治推進課
11	ボランティア活動への参加促進	ボランティアセンターにおいてボランティア活動の紹介や募集などの情報提供を行い、参加を促進します。	社会福祉協議会 福祉課
12	ボランティア活動への支援	ボランティア活動保険（ボランティア活動中にけがをした場合の「傷害」と、第三者に損害を与えた場合の「賠償責任」の保険）への加入を支援します。	社会福祉協議会 福祉課
13	介護ボランティアポイント事業	介護予防につながる介護支援ボランティア活動（介護施設でのお手伝い等）に対してポイントを付与します。なお、制度の利用状況を勘案しつつ、対象となる活動の範囲の拡大について検討します。	高齢者支援課 福祉課
14	ボランティア団体への支援	ボランティアセンターにおいて活動に関する相談や連絡調整、活動の場の提供に取り組むとともに、活動費を助成するなどの支援を行います。	社会福祉協議会 福祉課

（４）地域福祉活動を担う人材の確保・育成

人口減少や少子・高齢化の進展により、地域福祉活動を担う人材が不足する中においても、ボランティアや周囲の支援を必要としている地域住民はいます。今後の地域福祉を支えていくためには、地域福祉活動を担う人材の確保・育成が必要となります。

そこで、各種ボランティアの育成に努めるとともに、地域において常に住民に寄り添い相談に応じて必要な援助を行う民生委員・児童委員の活動を推進し、地域住民同士の支え合い活動やさまざまな福祉関係者、関係機関との連携を図ることにより、誰ひとり取り残されることのないよう取り組みます。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
15	ボランティアの育成、確保	ボランティアセンターにおいてボランティア養成講座を実施するとともに、ボランティア活動へのさまざまな支援を実施することにより、人材の確保を図ります。	社会福祉協議会 福祉課
16	ボランティアリーダーの育成	ボランティア活動が広がり、活発な活動を展開していくため、その推進役となるボランティアリーダーの育成について検討します。	社会福祉協議会 福祉課
17	各種サポーター等の育成	生活・介護支援サポーターや認知症サポーターなど高齢者を支援するボランティアのほか、障がいのある人や子育て家庭、生活困窮者、外国人等を支援するボランティアについて、ニーズ等を踏まえた育成に取り組みます。	福祉課 高齢者支援課 こども未来課 市民自治推進課 社会福祉協議会 福祉関係団体
18	ゲートキーパーの養成	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」の養成に取り組みます。	健康課
19	シニア人材の活用	東三河広域連合と連携し、主に60歳代の人を対象とした講座を開催し、介護予防や健康づくりに関する意識の醸成、介護の知識を有する人材を養成します。	高齢者支援課
20	民生委員・児童委員活動の推進	民生委員・児童委員を通じ、情報の提供や共有など活動しやすい環境づくりに努めるとともに、地区民生委員協議会の活性化を図ります。	福祉課 民生委員・ 児童委員

（５）見守りネットワークの充実

困りごとや不安感を抱えている人の中には自ら助けを求めることができない人もいます。また、そうした人を助けられず困っている周囲の人もいます。そうした人たちを孤立させることなく、支え合っていくためには、地域の住民や福祉関係者、福祉関係団体、行政機関が連携して対応していく必要があります。

そこで、さまざまな見守り活動の推進を図るとともに、ネットワークの充実とコーディネート機能の強化に努めます。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
21	各種見守り活動の推進	認知症高齢者や徘徊高齢者、ひとり暮らしの高齢者などの見守り活動のほか、障がいのある人や子育て家庭等の見守り活動を推進します。	福祉課 高齢者支援課 こども未来課 こども家庭センター 社会福祉協議会 福祉関係団体
22	見守りネットワークの充実	高齢者の見守りネットワークの充実、障がいのある人や子育て家庭等の見守りネットワークづくりに努めるとともに、地域の住民や福祉関係者、福祉関係団体との情報共有や連絡調整を強化します。	福祉課 高齢者支援課 こども未来課 こども家庭センター 社会福祉協議会 福祉関係団体 福祉事業者

～ 「地域力」を高めるためにはより多くの住民の皆さんの協力が必要です ～

住民の皆さんに取り組んでほしいこと	関連する基本施策
➤ 広報「ほのか」や社協だより等から福祉に関する情報について知りましょう。	(1)
➤ 福祉に関するイベントや講演会等に参加し、理解を深めましょう。	(1)
➤ 「自分のまちを良くするしくみ」である共同募金等にできる範囲で協力し、自分のまちをみんなでつくっていきましょう。	(1)
➤ 高齢者や子ども、障がいのある人など、さまざまな人と交流してみましょう。	(2)
➤ あいさつ運動など、気軽にできるボランティアから取り組んでみましょう。	(3)
➤ 身近な見守り、支え合いなどのボランティア活動にも参加してみましょう。	(3)
➤ ボランティア養成講座等に参加し、知識等を習得しましょう。	(4)
➤ 年齢や立場の違いなどにかかわらず、お互いに見守る・支え合う意識を持ちましょう。	(5)
➤ 困っている人などがいたら、声をかける、見守る、誰かに伝えるなどしましょう。	(5)

基本目標2 「解決力」を高める体制づくり

(1) 情報提供の充実

地域における困りごとなど課題を解決するにあたっては、どのように対処すればよいか、どこに相談すればよいか、どこに支援を求めればよいか、また、どこと連携したらよいかなど、正しい情報を知っておく必要があります。

そこで、重層的支援体制整備を進め、包括的な相談体制、継続的な支援体制、地域づくり活動について、広報等を通じて情報提供の充実に取り組みます。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
23	地域福祉に関する情報提供	広報「ほのか」や社協だより、各ホームページ・SNS等を通じ、子育てや介護、障がいのある人、生活困窮者等の相談窓口や支援制度、支援体制など、地域福祉に関する情報を提供します。	福祉課 高齢者支援課 こども未来課 こども家庭センター 社会福祉協議会 福祉関係団体 福祉事業者
24	重層的支援体制整備事業の周知	属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施とともに、地域づくりを一体的に推進する重層的支援体制整備事業について広報「ほのか」や社協だより、各ホームページ・SNS等により周知します。	福祉課 社会福祉協議会

（２）包括的な相談体制の充実

子育てや介護、障がい、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラーなどの複雑化、複合化した課題により社会的に孤立していても、生きる上での困難さや生きづらさがあっても、既存の制度の対象となりにくいケースの課題が顕在化していることから、こうした課題の解決に向け、包括的な相談体制の充実が求められています。

そこで、令和5（2023）年3月に策定した「新城市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、包括的相談支援事業を推進します。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
25	地域包括支援センター運営事業	高齢者の権利擁護のほか、高齢者福祉サービスや介護サービスを利用し、地域で自立した日常生活がおくられるよう、支援します。	地域包括支援センター 高齢者支援課
26	障害者相談支援事業	基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人の権利擁護のほか、障害福祉サービス等を利用し、地域で自立した日常生活がおくられるよう、相談支援を行います。	基幹相談支援センター 福祉課
27	こども家庭センター運営事業	従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両機能を引き継いだ「こども家庭センター」（令和6（2024）年4月開設）において、妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行います。	こども家庭センター
28	生活困窮者自立支援事業	くらし・しごとサポートセンターにおいて、生活困窮者の自立を促進するための相談支援や必要な支援を行います。	くらし・しごとサポートセンター 福祉課
29	多機関協働事業	本人の同意を得られた場合は、重層的支援会議を開催し、関係機関との情報共有や支援方針、役割分担の調整等を行います。また、本人の同意が得られない場合には、緊急性等を踏まえ、守秘義務を課した支援会議を開催し、関係機関との情報共有や支援体制の検討を行います。	福祉課 関係各課 地域包括支援センター 基幹相談支援センター こども家庭センター くらし・しごとサポートセンター 権利擁護支援センター

No	名称	概要	関係機関等
30	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援が必要な人に必要なサービスと情報を積極的に届けるアウトリーチの手法により、事業の対象者となった人を関係機関と連携して継続的に支援します。	福祉課 地域包括支援センター 基幹相談支援センター こども家庭センター くらし・しごとサポートセンター

（３）継続的な支援体制の構築

ひきこもりなど、長く社会とのつながりが途切れている人が社会とのつながりを回復していくためには、その人の状況に合わせて段階的に時間をかけて支援をしていく必要があります。

そこで、「新城市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、参加支援事業を推進します。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
31	参加支援事業	コミュニティソーシャルワーカーを配置し、利用者のニーズを踏まえながら、地域資源を活用した居場所づくりや就労支援などに取り組みます。	福祉課 社会福祉協議会 福祉事業者

（４）地域づくり活動の推進

地域において新たに顕在化する福祉課題や複雑化・複合化する福祉課題の解決に向け、支援を必要とする人・世帯の状況に合わせて適切な支援をしていく必要があります。

そこで、「新城市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、各種地域づくり活動を推進します。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
32	地域介護予防活動支援事業	高齢者の生きがい活動を促し、孤立化や閉じこもりを防止し、地域の中で交流を図り、地域とのつながりを深めるミニデイサービスの活動を支援するとともに、そのスタッフの育成に取り組みます。	高齢者支援課
33	介護ボランティアポイント事業（再掲）	介護予防につながる介護支援ボランティア活動（介護施設でのお手伝い等）に対してポイントを付与します。なお、制度の利用状況を勘案しつつ、対象となる活動の範囲の拡大について検討します。	高齢者支援課 福祉課
34	生活支援体制整備事業	市全域に第1層生活支援コーディネーター、各日常生活圏域（6圏域）に第2層生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。また、生活支援コーディネーターと福祉事業者等が参画する協議体を設置し、情報共有や連携・協働体制の整備を進めます。	高齢者支援課 福祉事業者
35	地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。	福祉課 福祉事業者
36	地域子育て支援センター事業	市内3か所（城北、長篠、作手）に開設し、乳幼児とその保護者との交流の場を提供するとともに、こども家庭センターを補完する地域子育て相談機関として、子育てについての相談や助言、情報提供等を行います。	こども未来課 こども家庭センター
37	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域において分野を越えた居場所づくりの支援や行政、地域住民、事業者等の地域づくりのプラットフォームの形成等を図ります。	福祉課 高齢者支援課 こども未来課 こども家庭センター 市民自治推進課 社会福祉協議会

（５）関係機関等の連携促進

地域において新たに顕在化する福祉課題や複雑化・複合化する福祉課題の解決にあたっては、関係機関と専門職との連携が不可欠です。

そこで、行政機関と相談支援機関、福祉関係団体、福祉関係事業者、福祉専門職等の連携を強化し、切れ目のない支援に努めます。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
38	関係機関、専門職の連携強化	地域ケア会議や障害者自立支援協議会、子ども・子育て会議、要保護児童対策地域協議会等を通じ、情報共有や連携・協働体制の充実に努めます。	福祉課 高齢者支援課 こども未来課 こども家庭センター 社会福祉協議会 福祉関係団体 福祉事業者 福祉専門職等

～ 「解決力」を高めるためにはより多くの住民の皆さんの協力が必要です ～

住民の皆さんに取り組んでほしいこと	関連する基本施策
➤ 市や社会福祉協議会のホームページやパンフレット等から地域福祉に関する情報について知りましょう。	(1)
➤ 地域福祉に関する情報について周囲の人と共有してみましょ う。	(1)
➤ 身近な相談窓口を確認しましょう。	(2)
➤ 困ったことなどがあったら、身近な相談窓口相談してみま しょう。	(2)
➤ 周囲の人の異変や困りごとに気づく意識も持ちましょう。	(2)
➤ 困っている人などがいたら、身近な相談窓口相談するなど、 孤立化や孤独化を防止しましょう。	(2)
➤ 支援が必要な場合は、遠慮なく支援を求めるようにしましょ う。	(3)
➤ 地域福祉の課題や活動等の話し合いの場等に参加し、自分がど のような役割を担えるのか考えてみましょう。	(4)
➤ 住民同士で地域福祉の問題点を話し合い、解決策につながるア イデアを出し合い、地域のつながりを深めましょう。	(4)

基本目標3 「尊厳」が守られる環境づくり

(1) 福祉サービス等の充実

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、地域福祉活動に加えて、良好な福祉サービス・事業が必要となります。

そこで、支援を必要とする人が良好な福祉サービス・事業を円滑に利用できるよう、福祉サービス・事業の提供体制を確保するとともに、福祉サービス・事業の質の向上に努めます。また、「新城市福祉従事者がやりがいを持って働けることができるまちづくり条例」に基づき、サービスを担う人材の確保と育成を促進します。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
39	介護保険・高齢者福祉サービス等の充実	介護保険サービスについては、保険者である東三河広域連合と連携し、サービスの提供体制の確保とサービスの質の向上に努めます。また、高齢者福祉サービス等については、「高齢者福祉計画」に基づき、地域事業等の提供体制の確保とサービスの質の向上に取り組みます。	高齢者支援課 社会福祉協議会 福祉関係団体 福祉事業者
40	障害福祉サービス等の充実	「障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス、障害児支援サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保とサービスの質の向上に取り組みます。	福祉課 社会福祉協議会 福祉関係団体 福祉事業者
41	子ども・子育て支援事業の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、こども園等における教育・保育事業や子育て支援事業、放課後児童クラブの提供体制の確保とサービスの質の向上に取り組みます。	こども未来課 社会福祉協議会 福祉関係団体
42	生活困窮者の自立支援	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者や複雑な問題を抱えて社会的に孤立した人などに対し、相談支援のほか、適切な支援を行います。	社会福祉協議会 福祉課
43	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭が地域で自立し、安定した生活ができるよう、相談支援のほか、適切な支援を行います。	こども未来課 こども家庭センター

No	名称	概要	関係機関等
44	ひきこもりへの支援	ひきこもりの状態にある人やその家族が相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるため、関係機関と連携して取り組みます。	福祉課 こども家庭センター 社会福祉協議会
45	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーとは、本来、大人が担うものとされている家族のケアを日常的に行っている子どもや若者のことで、その責任や負担の重さから、勉強や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。学校や主任児童委員などの周囲の関係者が互いに情報を共有して状況を把握した上で、連携して対応します。	こども家庭センター 学校教育課 福祉課 社会福祉協議会
46	「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の推進	条例の周知を図るとともに、①福祉の仕事を知り、学ぶ機会の創出、②福祉の仕事への関心を高める環境づくり、③福祉従事者のスキルアップ支援、④分野や職種を超えた連携、⑤社会的評価の向上に取り組みます。	福祉課 高齢者支援課 こども未来課 社会福祉協議会 福祉関係団体 福祉事業者

（２）災害時の支援体制の充実

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、平時から災害時に備えておく必要があります、特に、高齢者や障がいのある人などの要援護者への対応が求められています。

そこで、災害時に備え、要援護者の把握と登録を進めるとともに、災害時に要援護者が円滑に避難できるよう、支援体制や福祉避難所の確保に努めます。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
47	災害時要援護者対策の推進	災害時要援護者登録を促進し、名簿（避難行動要支援者名簿）を調整、管理するとともに、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団に情報を提供し、活用を促進することにより、災害時における登録者への情報伝達や避難誘導などの地区防災計画の作成につなげるなど、支援体制の確立に取り組みます。	福祉課 防災対策課 社会福祉協議会 福祉事業者
48	福祉避難所の設置	福祉避難所の指定拡充を図り、災害時の安全な避難場所の確保に努めます。また、福祉避難所、こども福祉避難所における受入・運営体制の構築支援や連絡体制を確立し、災害時の適切な運用をめざします。	福祉課 こども未来課 防災対策課 福祉事業者
49	地域防災対策の推進	福祉施設等における防災対策の強化を図るとともに、地域の避難訓練への地域住民の参加を促進します。	福祉課 防災対策課 福祉事業者
50	災害時におけるボランティア活動の促進	災害時に開設される災害ボランティアセンターや生活拠点等において、被災者の困り事などを聴き取り、ニーズを掘り起こし、災害ボランティアに正確に伝え、被災者支援の活動に結びつける災害ボランティアコーディネーターの養成講座を開催します。	社会福祉協議会

（３）地域での生活支援の充実

国籍、性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが安心して暮らしていくためには、住まいの確保や外出しやすい環境づくり、また、外出が困難であっても生活に支障を来たさない、配慮ある環境づくりが求められます。

そこで、誰もが新都市で安心して暮らせるよう、居住支援や移動支援等に取り組みます。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
51	安心して住み続けられる住まいの確保	生活困窮者や高齢者、障がいのある人、子育て家庭などのうち、生活や住宅に配慮を要する人の住まいの確保やバリアフリー化に努めます。	都市計画課 福祉課 社会福祉協議会
52	移動手段の確保	市内のどこに住んでいても交通手段が確保され、孤立化することがないように、Ｓバスの路線経路の見直しやデマンド型区域運行の普及を図るなど、生活圏と生活の質を重視した公共交通の再編を促進します。また、満80歳以上のひとり暮らし高齢者等や障がいのある人のタクシー等の利用料金の一部を助成します。	公共交通対策課 高齢者支援課 福祉課
53	移動販売の促進	日常の買い物が困難な高齢者や障がいのある人の負担軽減等のため、移動販売を促進します。	高齢者支援課
54	施設等のバリアフリーの推進	高齢者や障がいのある人などが、道路や公共施設、公共交通施設等を円滑に利用できるよう、障壁のない都市空間づくりに努めます。	都市計画課 土木課 公共交通対策課 福祉課
55	情報のバリアフリーの推進	高齢者や障がいのある人、外国人など、誰もが情報を円滑に入手できるよう、配慮ある都市空間づくりやデジタル環境の整備に努めます。	都市計画課 情報政策課 福祉課 市民自治推進課

（４）安全・安心な地域づくりの推進

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくため、犯罪被害の防止や交通安全対策を推進する必要があります。

特に、特殊詐欺による被害や交通事故の防止にあたっては、無意識に「自分は大丈夫」などと思い込むことのないよう、広報等を通じた啓発活動に取り組めます。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
56	防犯・交通安全対策の推進	広報「ほのか」やホームページ・SNS、チラシ等を通じ、犯罪被害の防止について啓発を図るとともに、交通安全教育の推進に取り組めます。	行政課

また、誰一人取り残されることのない社会の実現に向け、犯罪や非行をした人が、自らの罪を悔い改めて更生し、社会復帰した後に再び罪を犯さないよう、地域住民や関係機関と連携し、孤立化の防止と円滑な社会復帰に向けた支援に取り組めます。

➤ 「新城市再犯防止推進計画」

No	名称	概要	関係機関等
57	更生保護への理解の啓発	「社会を明るくする運動」を通じて、犯罪や非行をした人の更生についての理解を深める啓発活動に取り組めます。	福祉課 保護司会
58	更生保護に携わる関係団体との連携	更生保護に携わる保護司会と連携し、社会復帰をめざす人を必要な福祉支援につなげることにより、安定した生活を実現し、再犯の防止を図ります。	福祉課 保護司会
59	国、県との連携	国の第二次再犯防止推進計画や愛知県再犯防止推進計画におけるそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携した再犯防止の取り組みを推進します。	福祉課

(5) 権利擁護支援の推進

国籍、性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に尊重し合う地域共生社会の実現のため、高齢者や障がいのある人、子どもへの虐待を防止するなど、尊厳を守る取り組みを推進する必要があります。

➤ 主な取り組みと活動

No	名称	概要	関係機関等
60	虐待等防止のための広報・啓発	広報「ほのか」やホームページ・SNS等を通じ、高齢者や障がいのある人、子ども、女性等への虐待や暴力等の防止についての広報・啓発に取り組むとともに、人権教育の推進を図ります。	高齢者支援課 福祉課 こども家庭センター 市民自治推進課
61	高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク等による的確な対応	警察や保健所、医療機関、民生委員などとの連携強化による速やかな連絡・連携体制を確保するため、高齢者及び障害者虐待防止ネットワークを形成します。なお、虐待の疑いの通報を受けた場合、早期に事実確認をした後、虐待の疑いがある場合は、関係機関等で構成する支援会議において対応方法を検討し、連携して相談、支援を行います。	高齢者支援課 福祉課 社会福祉協議会 福祉事業者
62	終活支援	人生の終末期を安心して過ごせるよう、終活に関する正しい理解の啓発を図るとともに、エンディングノートの配布やあんきにしんしろサポート事業（葬儀や納骨等の死後の事務、賃貸住宅の残存家財処分等を支援する事業）などに取り組みます。	高齢者支援課 福祉課 社会福祉協議会
63	障がいのある人への差別の解消と配慮の促進	広報紙やホームページ、各種イベント等を通じ、障がいのある人に対する理解と配慮を促進します。	福祉課 社会福祉協議会 福祉関係団体 福祉事業者

また、認知症や障がいなどにより財産の管理や日常生活等に支障が生じた人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進に計画的に取り組みます。

➤ 「新城市成年後見制度利用促進計画」

No	名称	概要	関係機関等
64	成年後見制度や権利擁護支援に関する広報・啓発活動	権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度や権利擁護支援に関する情報提供を行うほか、講演会や研修会などを通じて正しい理解の普及を図り、権利擁護支援を必要とする人の早期発見、早期支援に努めます。	権利擁護支援センター 高齢者支援課 福祉課
65	成年後見制度や権利擁護支援に関する相談及び後見の受任等	権利擁護支援センターにおいて、地域連携ネットワークにおける中核機関の役割を果たすとともに、法人後見の受任や市民後見人の養成に取り組みます。	権利擁護支援センター 高齢者支援課 福祉課
66	成年後見制度利用支援事業	認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用する際に、近親者等に申立人がいない場合、市が家庭裁判所に申し立てを行います。なお、成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行い、安心して生活できるよう支援します。	高齢者支援課 福祉課
67	日常生活自立支援事業	認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人が地域で自立した暮らしをおくることができるよう、専門員が作成した支援計画のもと、地域住民が生活支援員として意思決定支援を行いながら、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。	社会福祉協議会
68	市民後見活動の促進	弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人を養成する講座を開催するとともに、活動の支援について検討します。	高齢者支援課 福祉課 社会福祉協議会

～ みんなの「尊厳」を守るためにはより多くの住民の皆さんの協力が必要です ～

住民の皆さんに取り組んでほしいこと	関連する基本施策
➤ 福祉従事者への理解や敬意を深め、ともに福祉サービスを向上させましょう。	(1)
➤ 日頃から防災意識を高め、災害への備え（食料等の備蓄や家族との連絡方法の確認など）をしておきましょう。	(2)
➤ 地域の避難訓練への参加など災害時に備えるとともに、身近な要援護者を把握して必要な支援について考えてみましょう。	(2)
➤ 一人で避難できない場合は、誰かに相談しましょう。	(2)
➤ 災害ボランティアコーディネーター養成研修を受講してみましょう。	(2)
➤ 特殊詐欺にあわないよう、知らない番号の電話には出ない、その場ですぐに返事をしないで家族に相談するなど、自己防衛に心がけましょう。	(4)
➤ 犯罪や非行をした人の更生保護について理解を深めましょう。	(4)
➤ 高齢者や障がいのある人、子ども等の権利について知り、それぞれに応じた配慮や対応をしましょう。	(5)
➤ 成年後見制度や権利擁護支援について理解を深めましょう。	(5)
➤ 市民後見人養成講座に参加し、気をかけ合う権利擁護支援に取り組んでみましょう。	(5)

第5章

計画の推進に向けて

1 計画の着実な推進

この計画の推進にあたっては、第3章において3つの基本目標ごとに掲げた成果目標の進捗状況を定期的に把握し、検証、評価することとします。具体的には、第2章に示したような統計データやアンケート結果などにより、地域福祉を取り巻く現状や課題を把握、検証し、第4章に示した地域福祉施策・活動の実施状況とあわせて分析するなど、証拠に基づき地域福祉の推進を図る手法（EBPM）により、的確な推進を図ります。

なお、成果目標の進捗状況や地域福祉施策・活動の実施状況については、必要に応じて、関係部局や地域自治区、さらには、地域における福祉関係者や地域住民とも情報を共有し、ともに成果目標の達成をめざすことにより、新城市における地域福祉の効果的な推進を図ります。

2 計画の普及、浸透

新城市では、地域福祉に関する事項について審議、調整するため、「新城市地域福祉計画策定委員会」を設置しています。新城市地域福祉計画策定委員会は、地域の各種団体や民生委員・児童委員、NPO・ボランティア、社会福祉協議会、福祉サービス事業者等の代表者などにより幅広く構成しているため、構成員を通じて計画の普及、浸透を図り、地域福祉の一層の推進に努めます。

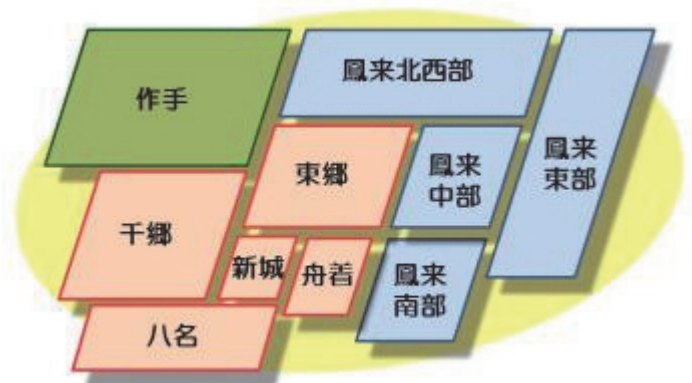
また、「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」に基づき設置している新城市福祉従事者支援施策推進会議を通じて、条例の推進と共通する観点から、計画の普及、浸透を図ります。

さらに、地域における福祉関係者や地域住民まで計画の普及、浸透を図るためには、各地域自治区と連携、協働していく必要があります。次頁以降に示す各地域自治区における福祉課題等の解決に向け、各地域自治区と連動した地域福祉活動の展開に努めます。

3 各地域自治区における地域福祉の推進に向けて

地域福祉の推進に向け、新城市内の10の地域自治区ごとの福祉課題等を整理し、各地域自治区と連携して地域福祉活動の展開を図ります。

※次頁以降の各地域の人口と世帯数の図表は新城市住民基本台帳を、地域活動等への参加状況、ボランティア活動への参加状況及び地域全体で支え合っているという実感についての図表は「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」をもとに作成。



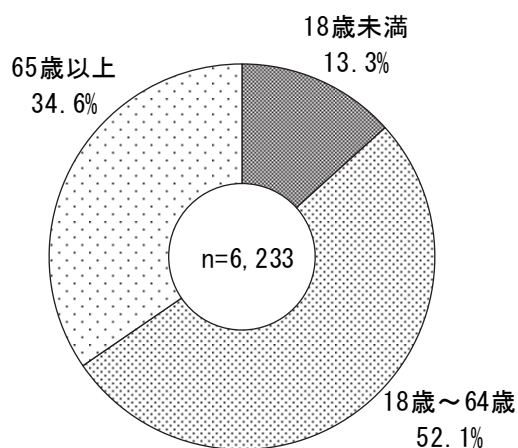
地域自治区名	行政区名
新城地域自治区	東新町、西新町、本町、入船、中町、栄町、橋向、的場、弁天
千郷地域自治区	片山、徳定、山、臼子、今出平、諏訪、杉山、石田、野田、中市場、大野田、稲木、豊島、川田、川田原、上市場東住宅、上市場西住宅
東郷地域自治区	平井、上平井、矢部、富沢、富永、大宮、牛倉、須長、浅谷、出沢、横川、大海、有海、八束穂、竹広、川路、緑が丘
舟着地域自治区	市川、塩沢、鳥原、吉川
八名地域自治区	小畑、中宇利、富岡東部、富岡中部、富岡西部、黒田、庭野、一鉢田、八名井、東清水野
鳳来中部地域自治区	長篠西、本郷、内金、富保、蔵平、小川、栗衣、大平、本久
鳳来南部地域自治区	下吉田、上吉田、竹ノ輪、黄柳野
鳳来東部地域自治区	浅畑、下平、東矢田、寺林、大峠、引地、橋平、湯谷、槇原、ドウデイ、柿平、大野、井代、能登瀬、名越、名号、睦平、細川、秋葉巢山、七郷一色、鳳来川合、池場
鳳来北西部地域自治区	玖老勢、副川、門谷、布里、只持、一色、塩瀬、島田、源氏、恩原、大輪、湯島、海老、四谷、連合
作手地域自治区	守義、菅沼、木和田、善夫、黒瀬、西田原、東田原、岩波、南中河内、北中河内、明和、長者平、鴨ヶ谷、市場、作手須山、北畑、野郷、作手川合、相寺、和田、見代、戸津呂、杉平、赤羽根、小林、東高松、大和田、田代

(1) 新城地域自治区

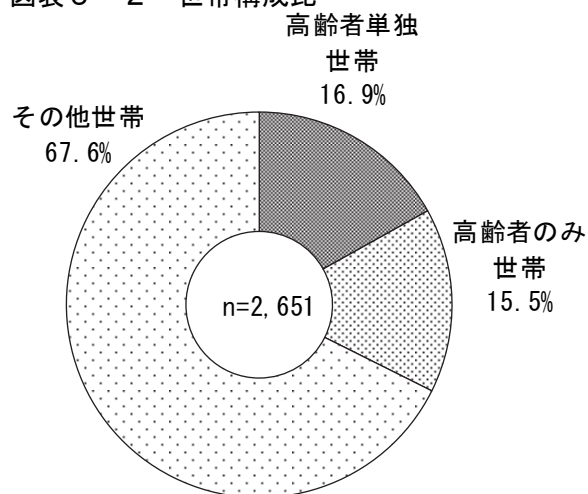
① 人口と世帯の状況

- ・この地域の人口は、令和6年4月1日現在、6,233人で、年齢階層別の構成比は、65歳以上が34.6%、18歳以上64歳以下が52.1%、18歳未満が13.3%です。
- ・世帯数は、令和6年4月1日現在、2,651世帯で、このうち、高齢者単独世帯が16.9%、これを除く高齢者のみの世帯が15.5%を占めています。

図表5-1 人口構成比



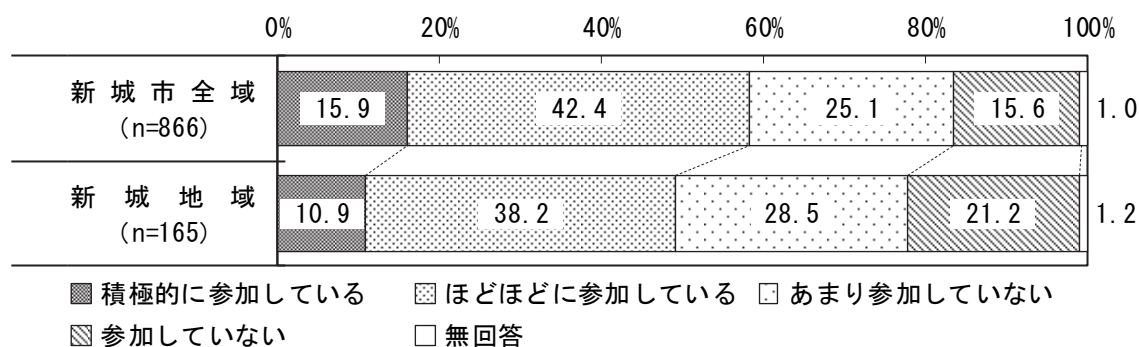
図表5-2 世帯構成比



② 地域福祉活動への参加状況

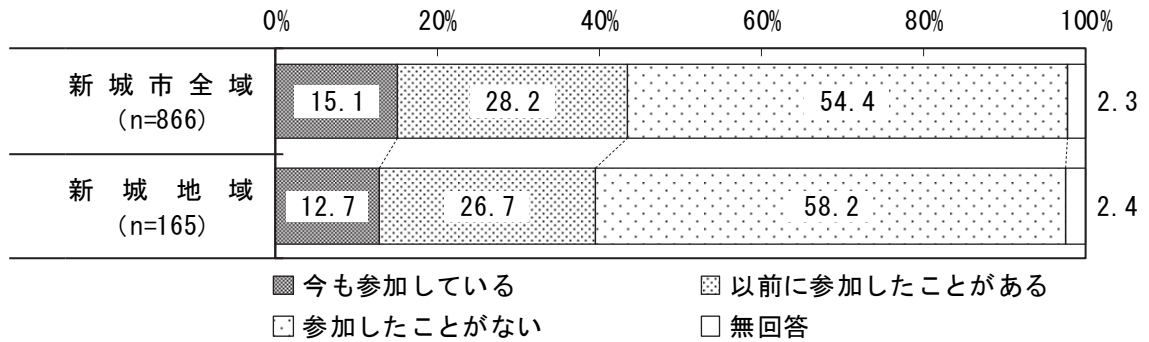
- ・地域活動等に《参加している》は49.1%で、新城市全域（58.3%）に比べ、9ポイント程度低くなっています。

図表5-3 地域活動等への参加状況



- ・ボランティア活動に《参加したことがある》は39.4%で、新城市全域(43.3%)に比べ、やや低くなっています。

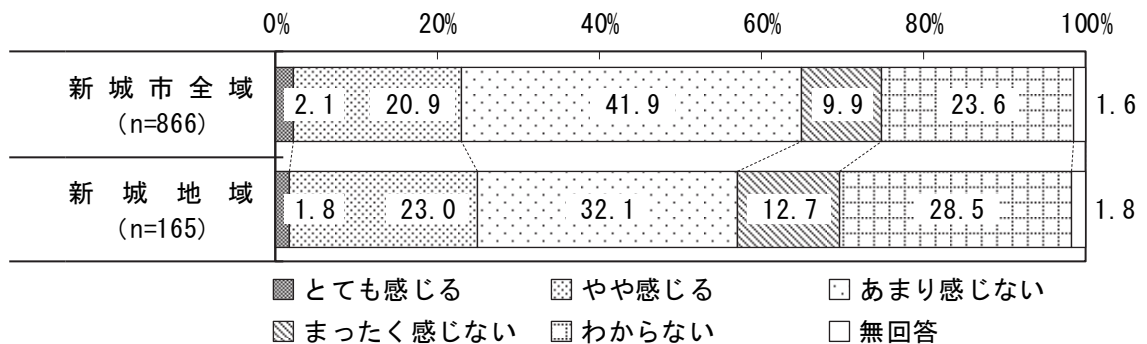
図表5-4 ボランティア活動への参加状況



③ 地域での支え合いの状況

- ・地域全体で支え合っていると《感じる》は24.8%で、新城市全域(23.0%)と同程度になっています。

図表5-5 地域全体で支え合っているという実感



④ 主な福祉課題

- ・要援護者の把握
- ・高齢者の働ける場所の創出
- ・高齢者が社会参加できる仕組み
- ・元気な高齢者の力の発揮

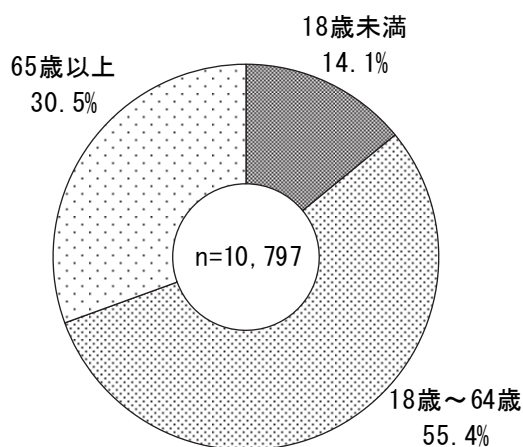
※「しんしろ地域計画」より

(2) 千郷地域自治区

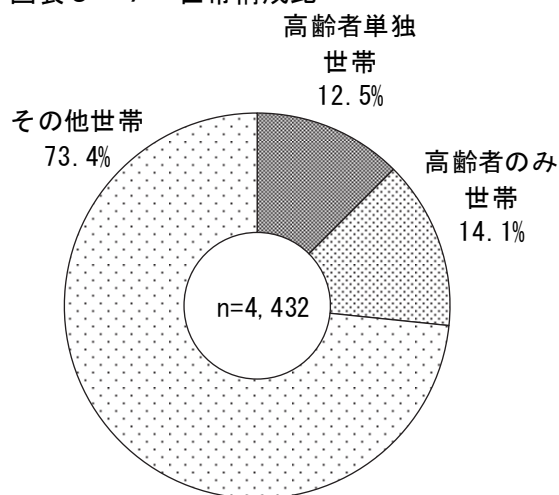
① 人口と世帯の状況

- ・この地域の人口は、令和6年4月1日現在、10,797人で、年齢階層別の構成比は、65歳以上が30.5%、18歳以上64歳以下が55.4%、18歳未満が14.1%です。
- ・世帯数は、令和6年4月1日現在、4,432世帯で、このうち、高齢者単身世帯が12.5%、これを除く高齢者のみの世帯が14.1%を占めています。

図表5-6 人口構成比



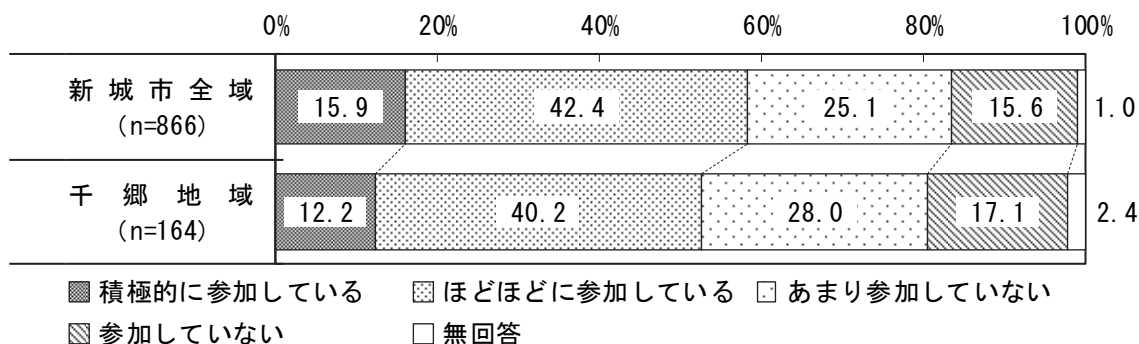
図表5-7 世帯構成比



② 地域福祉活動への参加状況

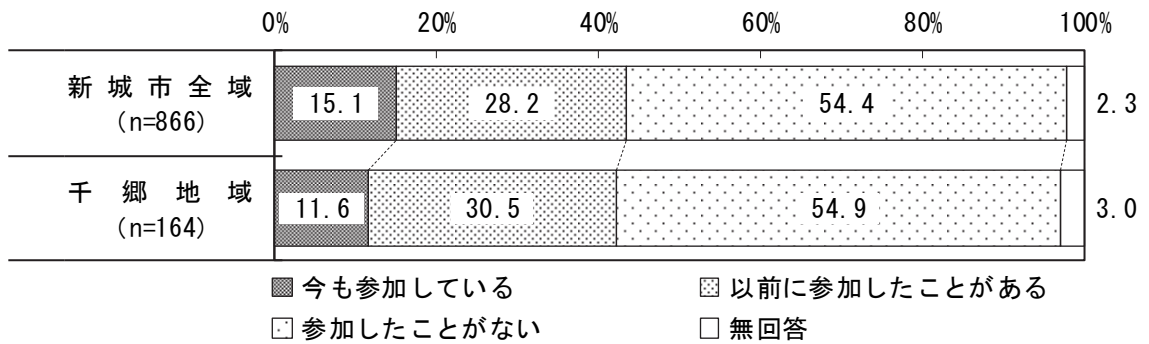
- ・地域活動等に《参加している》は52.4%で、新城市全域（58.3%）に比べ、6ポイント程度低くなっています。

図表5-8 地域活動等への参加状況



- ・ボランティア活動に《参加したことがある》は42.1%で、新城市全域(43.3%)と同程度になっています。

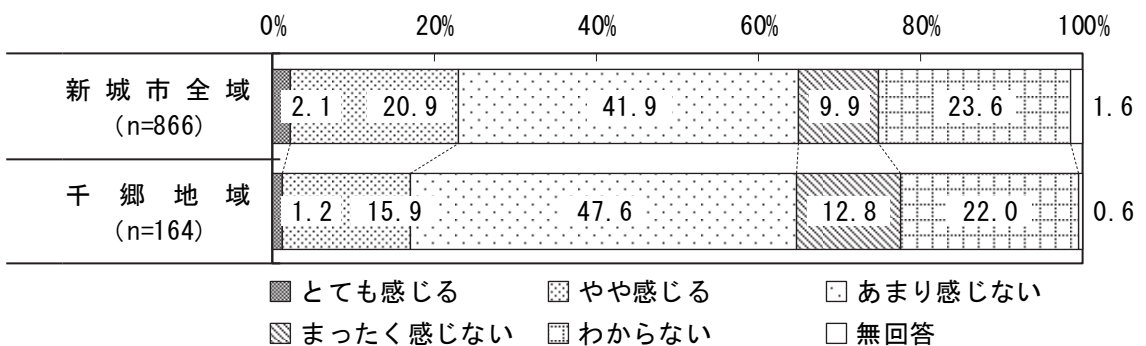
図表5-9 ボランティア活動への参加状況



③ 地域での支え合いの状況

- ・地域全体で支え合っていると《感じる》は17.1%で、新城市全域(23.0%)に比べ、6ポイント程度低くなっています。

図表5-10 地域全体で支え合っているという実感



④ 主な福祉課題

- ・高齢者の通院、買い物難民
- ・高齢者の健康維持、認知症予防対策
- ・住民相互の交流不足（高齢者と子どもなど）
- ・要援護者の避難方法の徹底

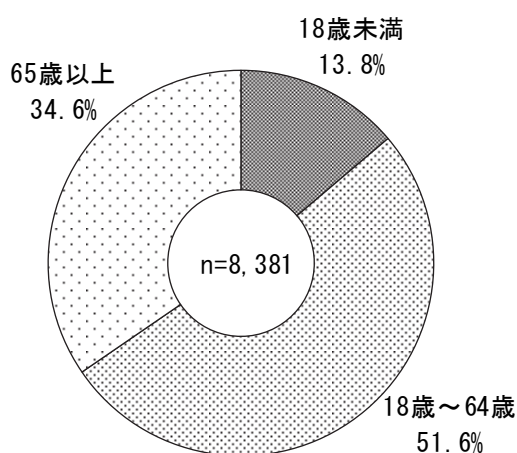
※「千郷みんなが活躍できるまちづくり計画」より

(3) 東郷地域自治区

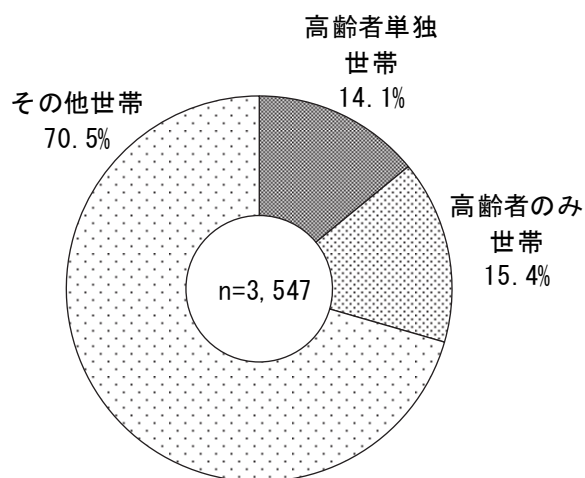
① 人口と世帯の状況

- ・この地域の人口は、令和6年4月1日現在、8,381人で、年齢階層別の構成比は、65歳以上が34.6%、18歳以上64歳以下が51.6%、18歳未満が13.8%です。
- ・世帯数は、令和6年4月1日現在、3,547世帯で、このうち、高齢者単独世帯が14.1%、これを除く高齢者のみの世帯が15.4%を占めています。

図表5-11 人口構成比



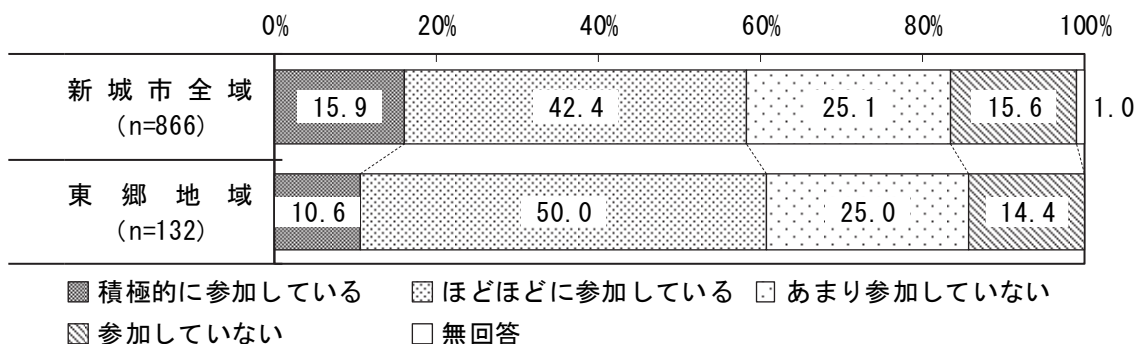
図表5-12 世帯構成比



② 地域福祉活動への参加状況

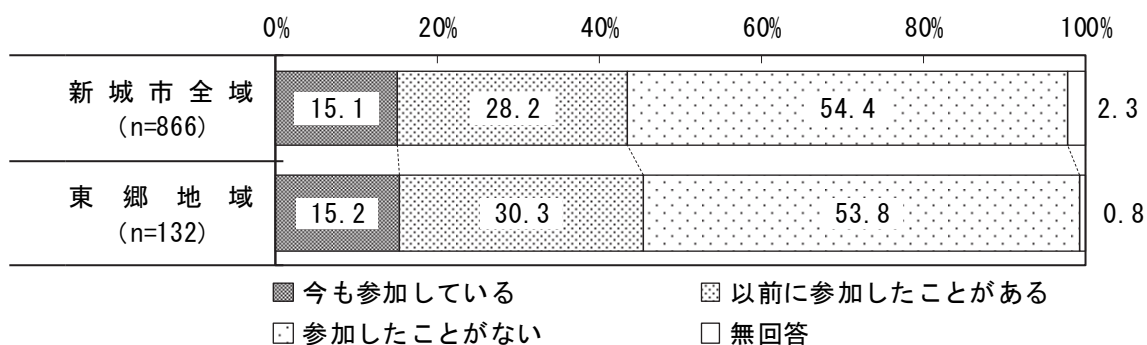
- ・地域活動等に《参加している》は60.6%で、新城市全域（58.3%）と同程度になっています。

図表5-13 地域活動等への参加状況



- ・ボランティア活動に《参加したことがある》は45.5%で、新城市全域(43.3%)と同程度になっています。

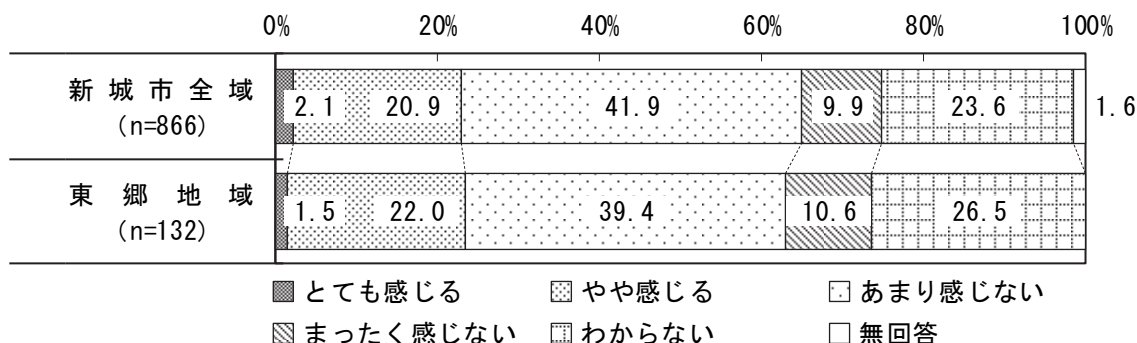
図表5-14 ボランティア活動への参加状況



③ 地域での支え合いの状況

- ・地域全体で支え合っていると《感じる》は23.5%で、新城市全域(23.0%)と同程度になっています。

図表5-15 地域全体で支え合っているという実感



④ 主な福祉課題

- ・高齢者が困らない環境づくり（買い物、ゴミ出し、通院など）
- ・地域ぐるみで高齢者の見守り、子育て
- ・世代間交流の機会や場所の創出
- ・防災情報の共有（高齢者世帯、障がい者世帯等の把握）
- ・地域リーダー、地域コーディネーターの育成

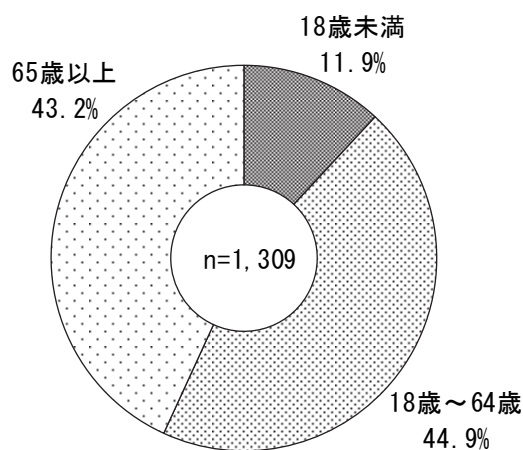
※「東郷地域計画」より

(4) 舟着地域自治区

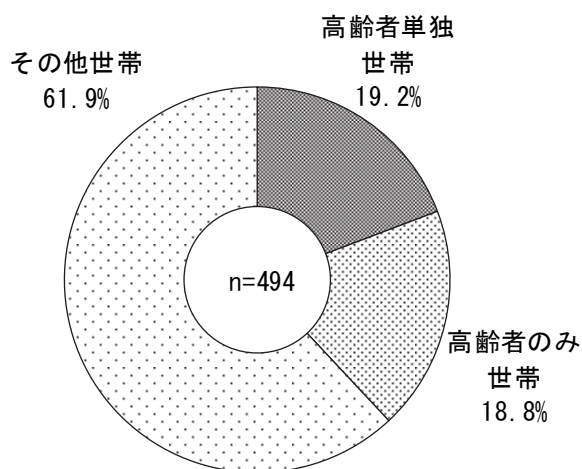
① 人口と世帯の状況

- ・この地域の人口は、令和6年4月1日現在、1,309人で、年齢階層別の構成比は、65歳以上が43.2%、18歳以上64歳以下が44.9%、18歳未満が11.9%です。
- ・世帯数は、令和6年4月1日現在、494世帯で、このうち、高齢者単独世帯が19.2%、これを除く高齢者のみの世帯が18.8%を占めています。

図表5-16 人口構成比



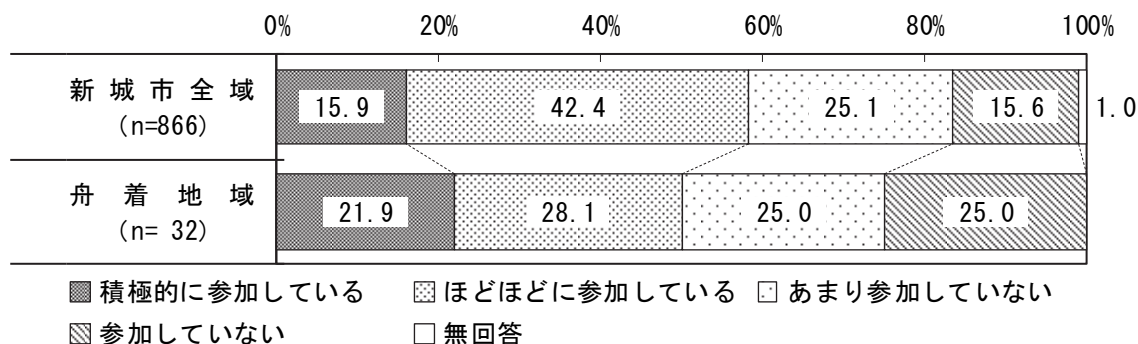
図表5-17 世帯構成比



② 地域福祉活動への参加状況

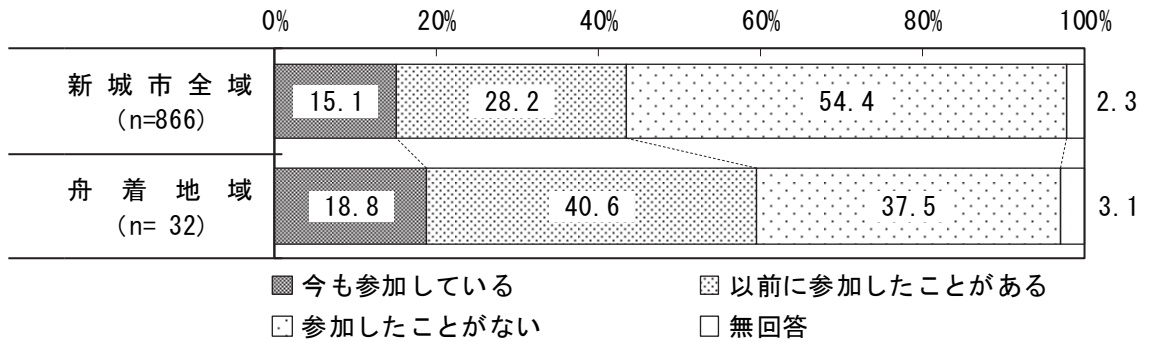
- ・地域活動等に《参加している》は50.0%で、新城市全域（58.3%）に比べ、8ポイント程度低くなっています。

図表5-18 地域活動等への参加状況



- ・ボランティア活動に《参加したことがある》は59.4%で、新城市全域(43.3%)に比べ、16ポイント程度高くなっています。

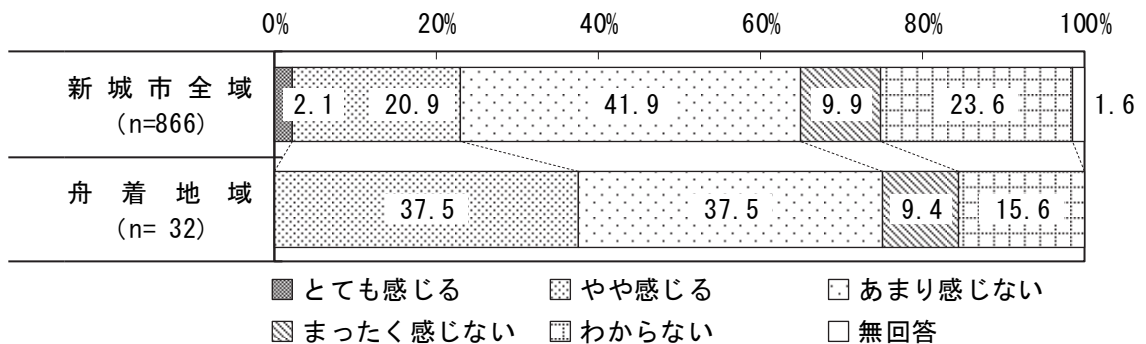
図表5-19 ボランティア活動への参加状況



③ 地域での支え合いの状況

- ・地域全体で支え合っていると《感じる》は37.5%で、新城市全域(23.0%)に比べ、14ポイント程度高くなっています。

図表5-20 地域全体で支え合っているという実感



④ 主な福祉課題

- ・生活環境の変化や人とのつながりに対応
- ・高齢者や体の不自由な人、要介助高齢者世帯等の把握
- ・環境保全や文化伝承等の活動をしているボランティア団体の支援
- ・元気高齢者の熟成や運動不足の解消
- ・健康の保持と世代間を超えたふれあいの場づくり

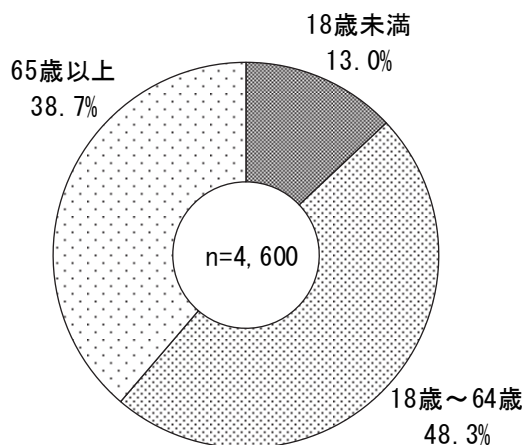
※「舟着コミュニティ計画」より

(5) 八名地域自治区

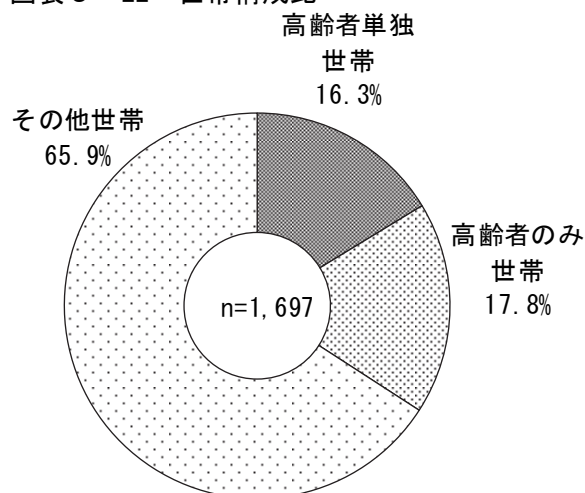
① 人口と世帯の状況

- ・この地域の人口は、令和6年4月1日現在、4,600人で、年齢階層別の構成比は、65歳以上が38.7%、18歳以上64歳以下が48.3%、18歳未満が13.0%です。
- ・世帯数は、令和6年4月1日現在、1,697世帯で、このうち、高齢者単独世帯が16.3%、これを除く高齢者のみの世帯が17.8%を占めています。

図表5-21 人口構成比



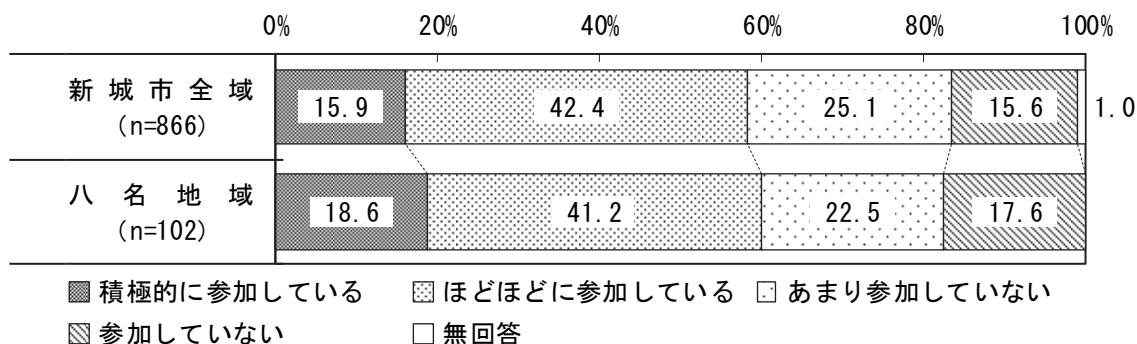
図表5-22 世帯構成比



② 地域福祉活動への参加状況

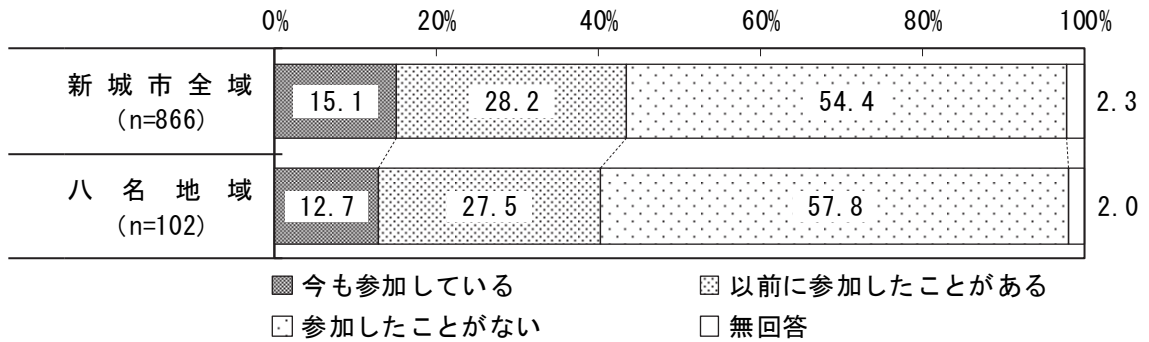
- ・地域活動等に《参加している》は59.8%で、新城市全域（58.3%）と同程度になっています。

図表5-23 地域活動等への参加状況



- ・ボランティア活動に《参加したことがある》は40.2%で、新城市全域(43.3%)に比べ、やや低くなっています。

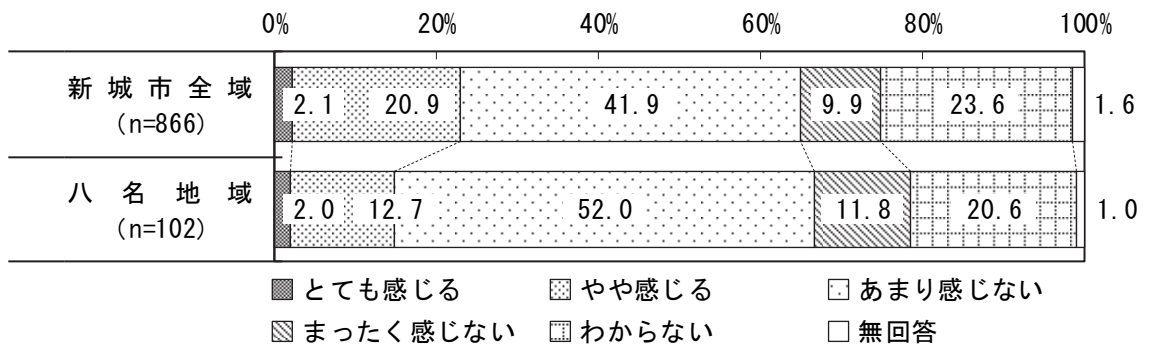
図表5-24 ボランティア活動への参加状況



③ 地域での支え合いの状況

- ・地域全体で支え合っていると《感じる》は14.7%で、新城市全域(23.0%)に比べ、8ポイント程度低くなっています。

図表5-25 地域全体で支え合っているという実感



④ 主な福祉課題

- ・高齢者や障がいのある人のニーズ、参加できる活動、利用できるサービス等の把握
- ・健康相談の場
- ・地域の人々の知識や技術の発揮の場
- ・世代間交流による地域活性化

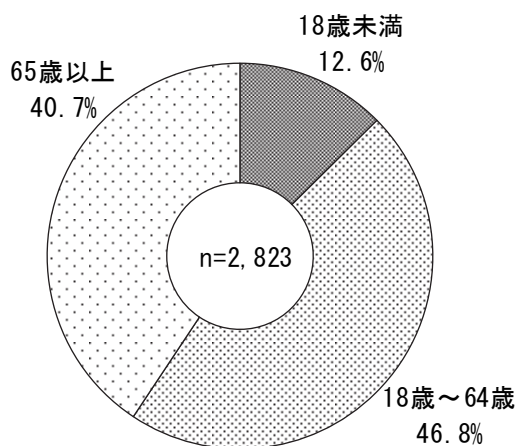
※「八名地域計画」より

(6) 鳳来中部地域自治区

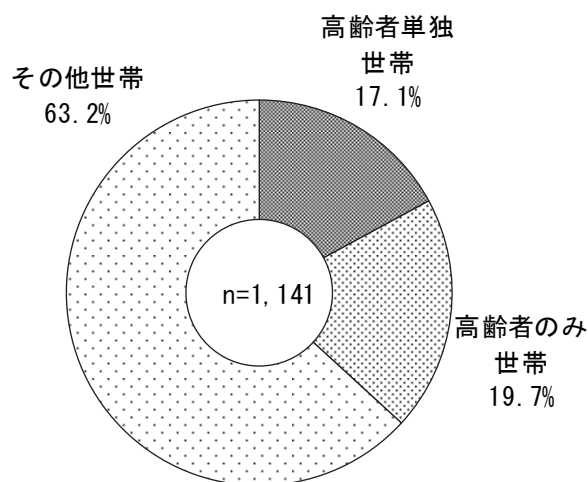
① 人口と世帯の状況

- ・この地域の人口は、令和6年4月1日現在、2,823人で、年齢階層別の構成比は、65歳以上が40.7%、18歳以上64歳以下が46.8%、18歳未満が12.6%です。
- ・世帯数は、令和6年4月1日現在、1,141世帯で、このうち、高齢者単身世帯が17.1%、これを除く高齢者のみの世帯が19.7%を占めています。

図表5-26 人口構成比



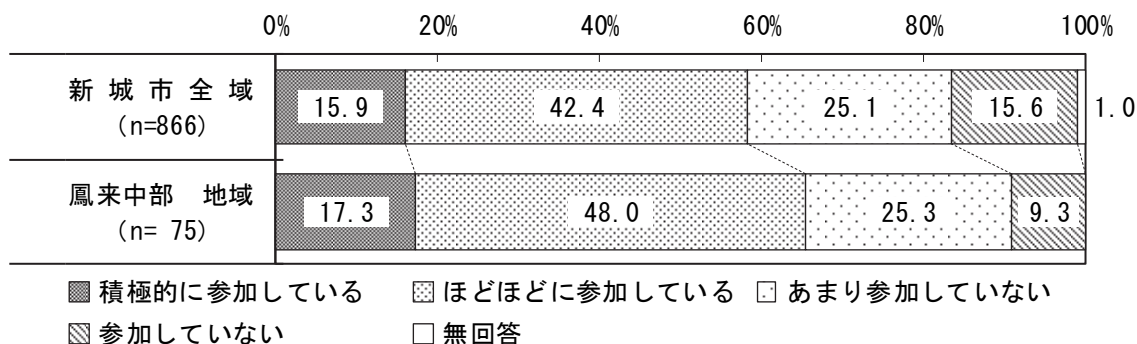
図表5-27 世帯構成比



② 地域福祉活動への参加状況

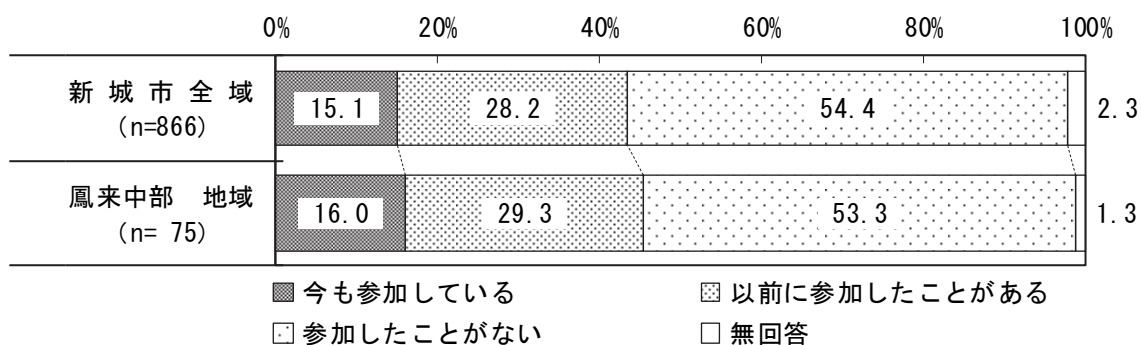
- ・地域活動等に《参加している》は65.3%で、新城市全域（58.3%）に比べ、7ポイント高くなっています。

図表5-28 地域活動等への参加状況



- ・ボランティア活動に《参加したことがある》は45.3%で、新城市全域(43.3%)と同程度になっています。

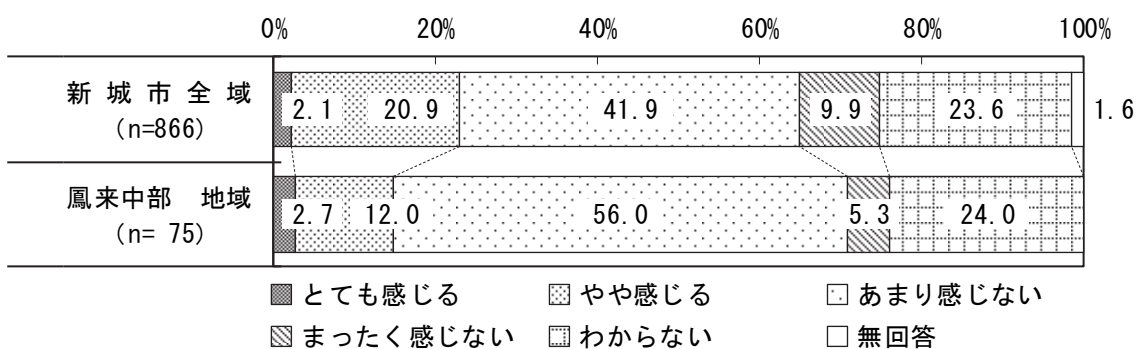
図表5-29 ボランティア活動への参加状況



③ 地域での支え合いの状況

- ・地域全体で支え合っていると《感じる》は14.7%で、新城市全域(23.0%)に比べ、8ポイント程度低くなっています。

図表5-30 地域全体で支え合っているという実感



④ 主な福祉課題

- ・災害時要援護者の状況把握
- ・ひとり暮らし高齢者の増加及び高齢者の交流場所の確保
- ・介護者の負担軽減
- ・若者の地域活動離れ、担い手不足

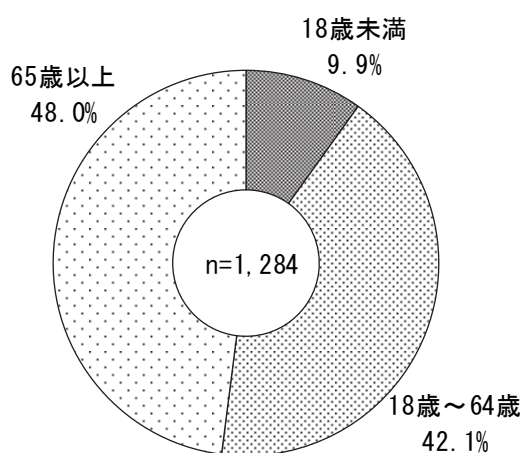
※「鳳来中部地域計画」より

(7) 鳳来南部地域自治区

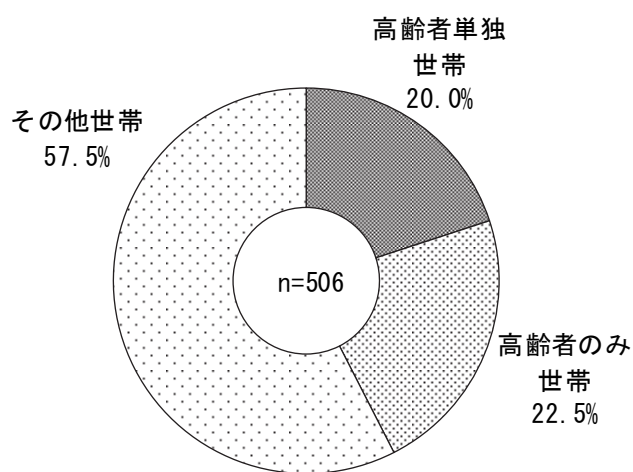
① 人口と世帯の状況

- ・この地域の人口は、令和6年4月1日現在、1,284人で、年齢階層別の構成比は、65歳以上が48.0%、18歳以上64歳以下が42.1%、18歳未満が9.9%です。
- ・世帯数は、令和6年4月1日現在、506世帯で、このうち、高齢者単独世帯が20.0%、これを除く高齢者のみの世帯が22.5%を占めています。

図表5-31 人口構成比



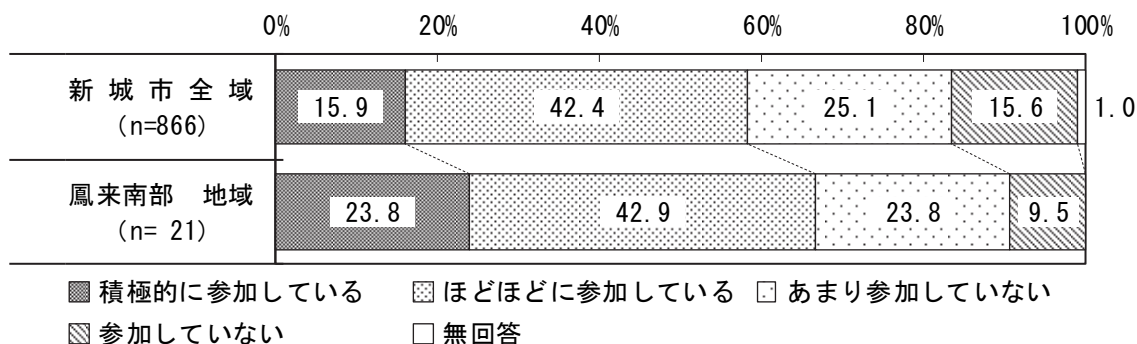
図表5-32 世帯構成比



② 地域福祉活動への参加状況

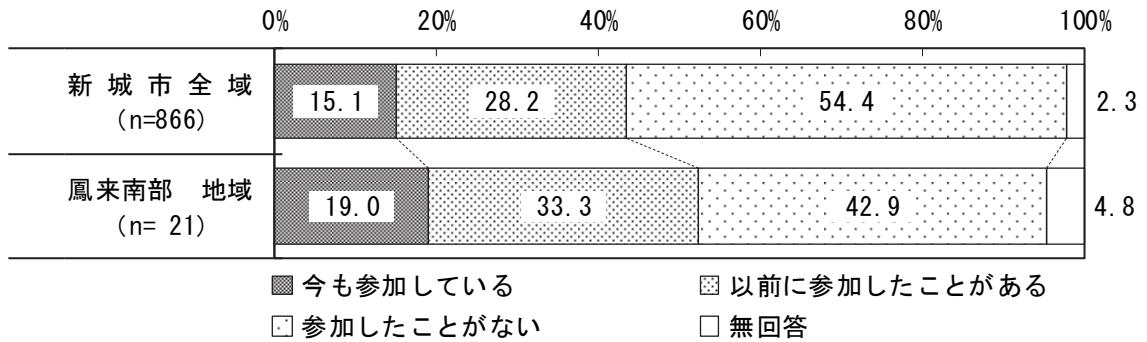
- ・地域活動等に《参加している》は66.7%で、新城市全域（58.3%）に比べ、8ポイント程度高くなっています。

図表5-33 地域活動等への参加状況



- ・ボランティア活動に《参加したことがある》は52.3%で、新城市全域(43.3%)に比べ、9ポイント高くなっています。

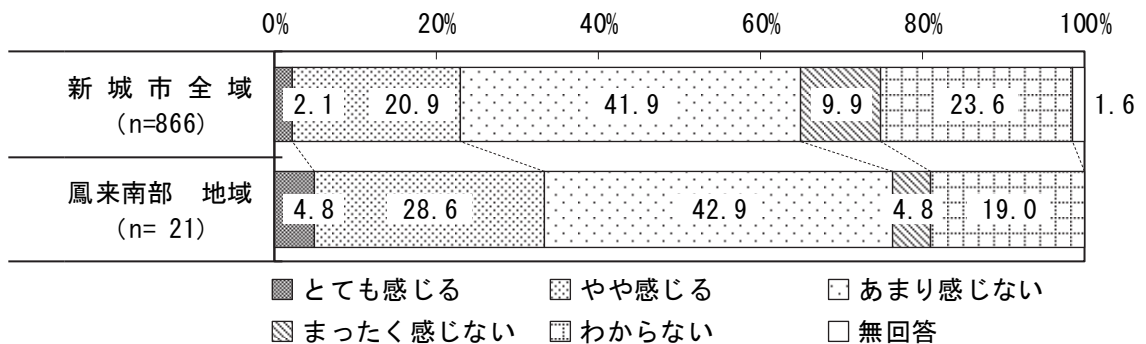
図表5-34 ボランティア活動への参加状況



③ 地域での支え合いの状況

- ・地域全体で支え合っていると《感じる》は33.4%で、新城市全域(23.0%)に比べ、10ポイント高くなっています。

図表5-35 地域全体で支え合っているという実感



④ 主な福祉課題

- ・地域力・防災力＝コミュニティ強化
- ・高齢者の孤立防止や見守り体制の確立
- ・ひとり暮らし世帯や高齢者世帯など情報弱者対策
- ・買い物や通院など交通弱者支援

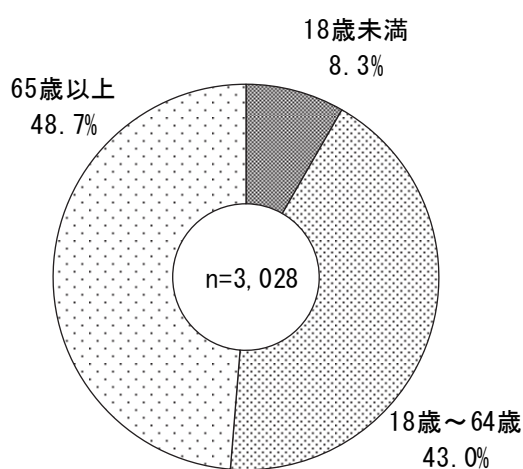
※「鳳来南部地域計画」より

(8) 鳳来東部地域自治区

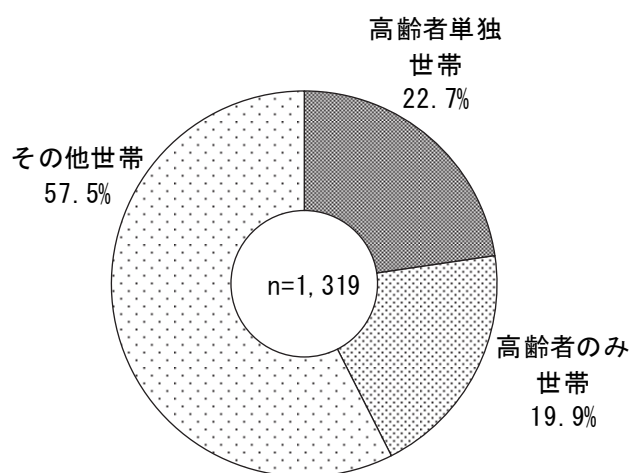
① 人口と世帯の状況

- ・この地域の人口は、令和6年4月1日現在、3,028人で、年齢階層別の構成比は、65歳以上が48.7%、18歳以上64歳以下が43.0%、18歳未満が8.3%です。
- ・世帯数は、令和6年4月1日現在、1,319世帯で、このうち、高齢者単身世帯が22.7%、これを除く高齢者のみの世帯が19.9%を占めています。

図表5-36 人口構成比



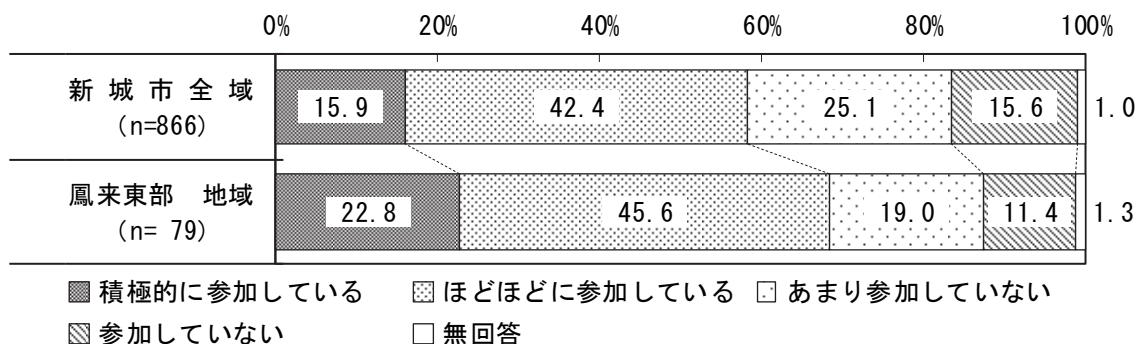
図表5-37 世帯構成比



② 地域福祉活動への参加状況

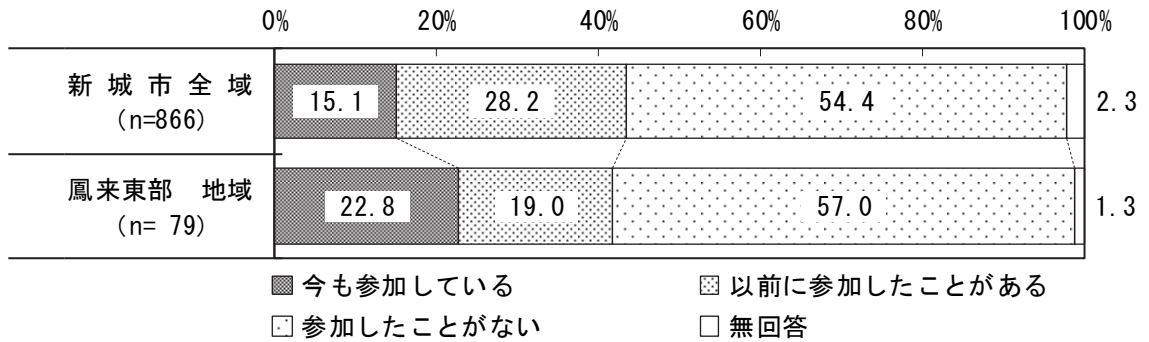
- ・地域活動等に《参加している》は68.4%で、新城市全域（58.3%）に比べ、10ポイント程度高くなっています。

図表5-38 地域活動等への参加状況



- ・ボランティア活動に《参加したことがある》は41.8%で、新城市全域(43.3%)と同程度になっています。

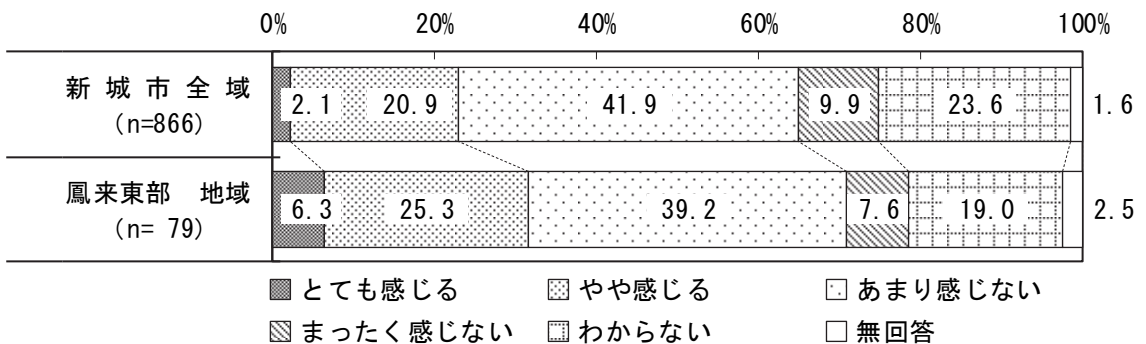
図表5-39 ボランティア活動への参加状況



③ 地域での支え合いの状況

- ・地域全体で支え合っていると《感じる》は31.6%で、新城市全域(23.0%)に比べ、9ポイント程度高くなっています。

図表5-40 地域全体で支え合っているという実感



④ 主な福祉課題

- ・地域活動の担い手不足
- ・買い物など地域サービスの撤退
- ・高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者の増加

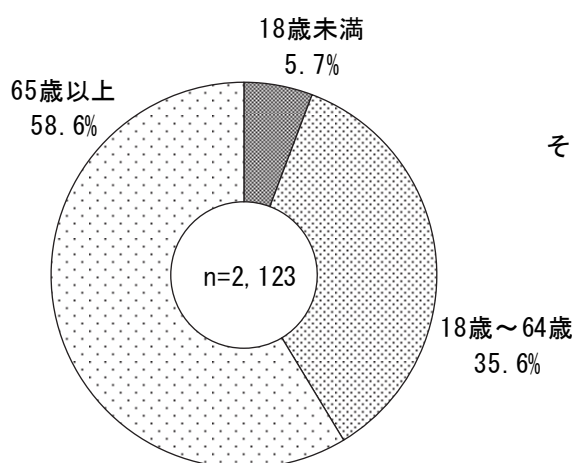
※「鳳来東部地域計画」より

(9) 鳳来北西部地域自治区

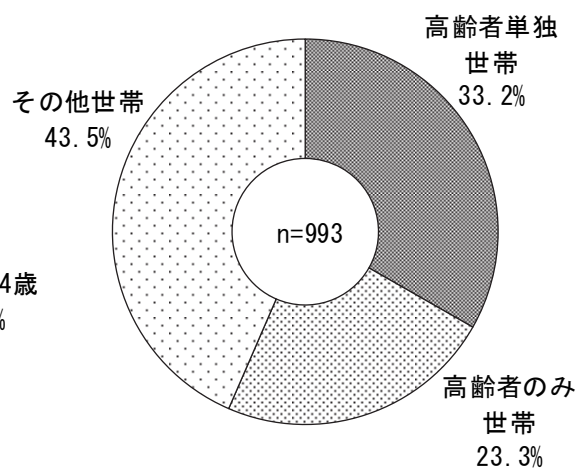
① 人口と世帯の状況

- ・この地域の人口は、令和6年4月1日現在、2,123人で、年齢階層別の構成比は、65歳以上が58.6%、18歳以上64歳以下が35.6%、18歳未満が5.7%です。
- ・世帯数は、令和6年4月1日現在、993世帯で、このうち、高齢者単身世帯が33.2%、これを除く高齢者のみの世帯が23.3%を占めています。

図表5-41 人口構成比



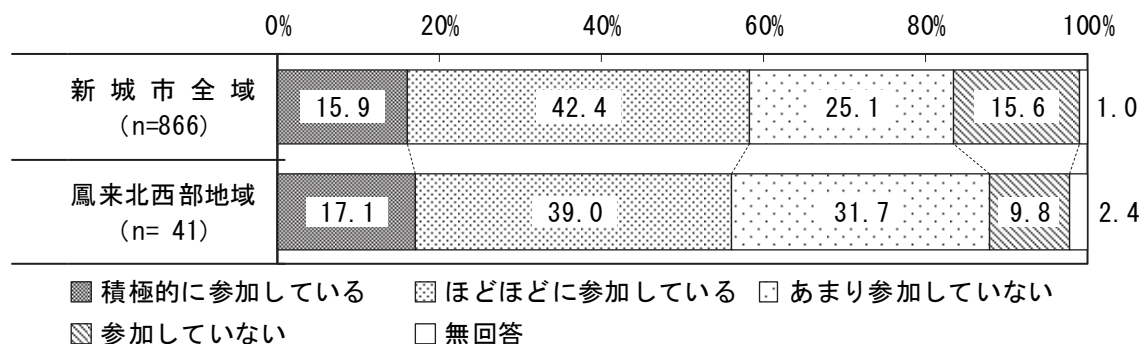
図表5-42 世帯構成比



② 地域福祉活動への参加状況

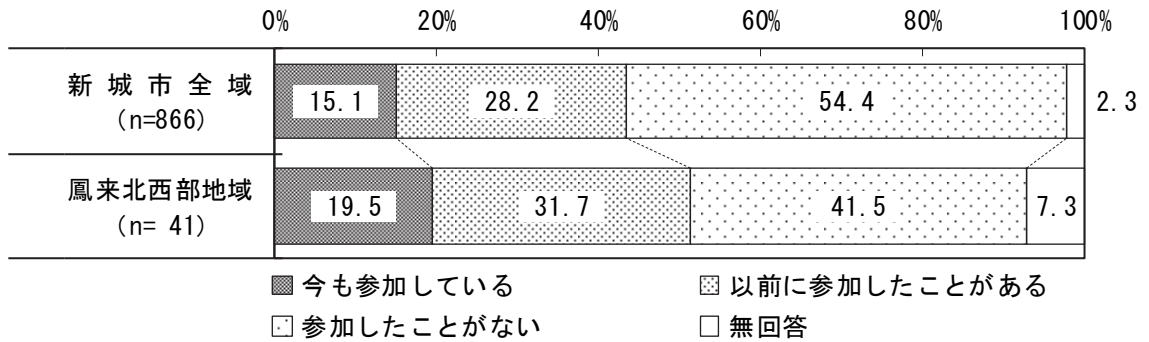
- ・地域活動等に《参加している》は56.1%で、新城市全域（58.3%）と同程度になっています。

図表5-43 地域活動等への参加状況



- ・ボランティア活動に《参加したことがある》は51.2%で、新城市全域(43.3%)に比べ、8ポイント程度高くなっています。

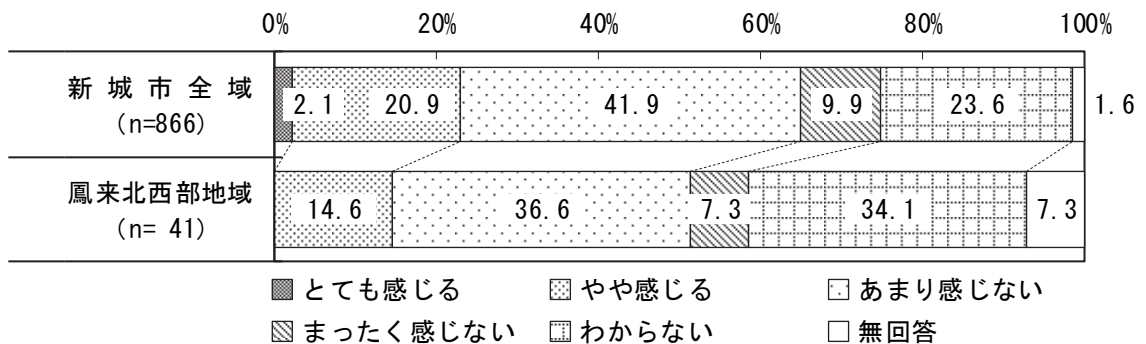
図表5-44 ボランティア活動への参加状況



③ 地域での支え合いの状況

- ・地域全体で支え合っていると《感じる》は14.6%で、新城市全域(23.0%)に比べ、8ポイント程度低くなっています。

図表5-45 地域全体で支え合っているという実感



④ 主な福祉課題

- ・高齢者に対する緊急時の連絡体制
- ・からだを動かす機会の減少による健康への懸念
- ・自家用車に頼らない通院や買い物

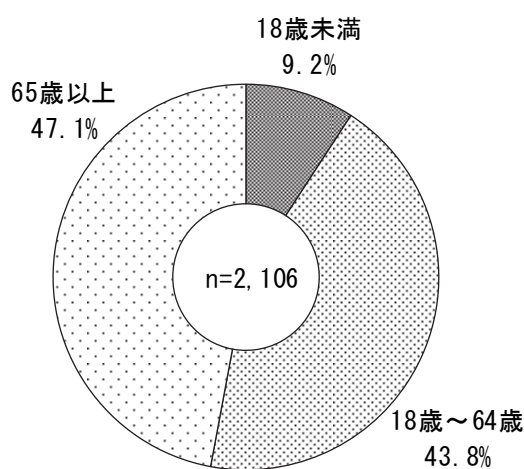
※「鳳来北西部まちづくり計画」より

(10) 作手地域自治区

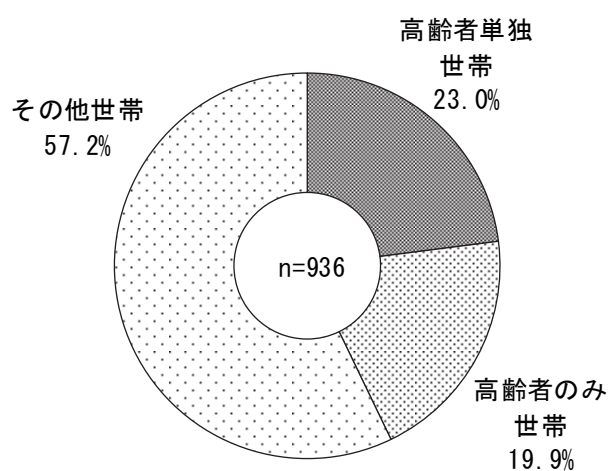
① 人口と世帯の状況

- ・この地域の人口は、令和6年4月1日現在、2,106人で、年齢階層別の構成比は、65歳以上が47.1%、18歳以上64歳以下が43.8%、18歳未満が9.2%です。
- ・世帯数は、令和6年4月1日現在、936世帯で、このうち、高齢者単独世帯が23.0%、これを除く高齢者のみの世帯が19.9%を占めています。

図表5-46 人口構成比



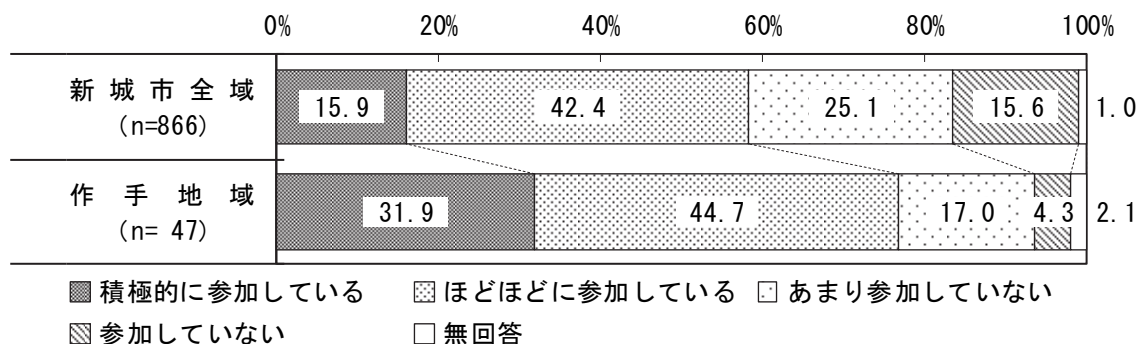
図表5-47 世帯構成比



② 地域福祉活動への参加状況

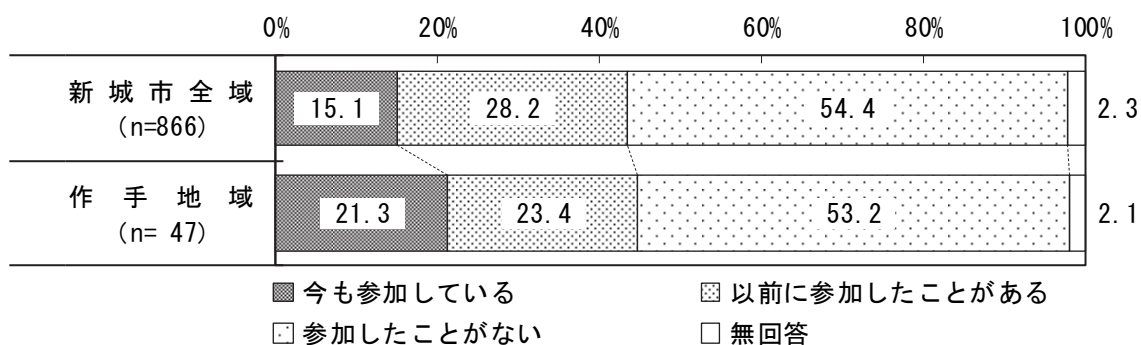
- ・地域活動等に《参加している》は76.6%で、新城市全域（58.3%）に比べ、18ポイント程度高くなっています。

図表5-48 地域活動等への参加状況



- ・ボランティア活動に《参加したことがある》は44.7%で、新城市全域(43.3%)と同程度になっています。

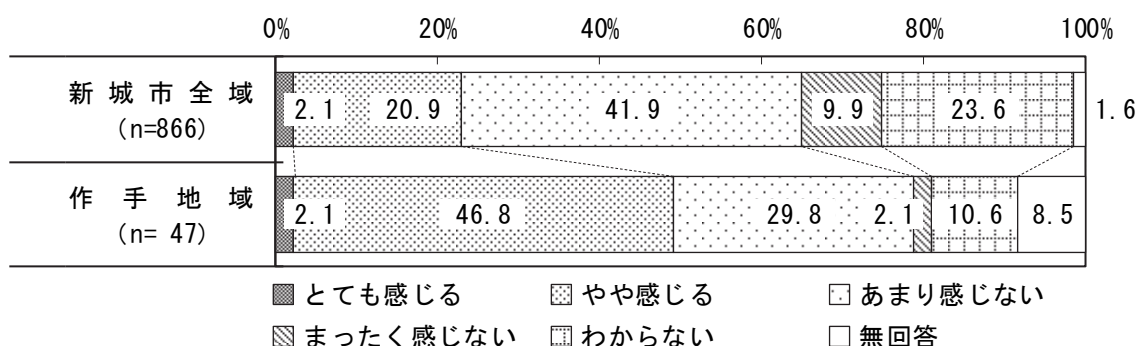
図表5-49 ボランティア活動への参加状況



③ 地域での支え合いの状況

- ・地域全体で支え合っていると《感じる》は48.9%で、新城市全域(23.0%)に比べ、26ポイント程度高くなっています。

図表5-50 地域全体で支え合っているという実感



④ 主な福祉課題

- ・子どもと高齢者の交流機会の必要性
- ・作手地域に対する「ふるさと」意識の醸成
- ・ひとり暮らし高齢者の見守り
- ・高齢者の生きがいづくり

※「作手地域まちづくり計画」より

第6章

資 料

1 計画策定の経過

年 月	内 容
令和5年 10月1日～20日	福祉のまちづくりに関するアンケート調査 → 概要は24頁参照
令和6年 7月22日	第1回新城市地域福祉計画策定委員会 ・新城市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けて ・地域福祉を取り巻く現状について
8月19日～30日	福祉関係団体（10団体）にヒアリング調査
9月30日	第2回新城市地域福祉計画策定委員会 ・新城市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画（骨子案）について
10月28日	第3回新城市地域福祉計画策定委員会 ・新城市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について
令和7年 1月16日～2月14日	パブリックコメント ・新城市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
3月3日	第4回新城市地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果及び新城市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画（最終案）について

2 新城市地域福祉計画策定委員会

(1) 新城市地域福祉計画策定委員会条例

平成24年12月20日

条例第42号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく新城市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、新城市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉に関する事項の審議及び調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉法人新城市社会福祉協議会を代表する者
- (3) 新城市民生委員児童委員協議会を代表する者
- (4) 福祉サービス事業者を代表する者
- (5) ボランティア団体又はNPO法人を代表する者
- (6) 市民を代表する者
- (7) 市内の小中学校長を代表する者
- (8) 愛知県新城保健所を代表する者
- (9) 愛知県新城設楽福祉相談センターを代表する者

2 委員の任期は、前項に規定する委嘱の日から計画を策定するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成28年12月22日条例第52号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 新城市地域福祉計画策定委員会委員

【委員数】16人

(◎：委員長 ○：副委員長)

区 分	所属団体及び職名等	氏 名
学識経験を有する者	愛知大学文学部教授	◎樫村 愛子
新城市社会福祉協議会を代表する者	社会福祉法人新城市社会福祉協議会会長	前澤 このみ
新城市民生委員児童委員協議会を代表する者	新城市民生委員児童委員協議会会長	○村川 賢一
福祉サービス事業所を代表する者	新城市基幹相談支援センター長	小林 隆幸
	新城市地域包括支援センター所長	菅谷 全瑛子
	特定非営利活動法人ママ・サポート子いづみや代表	中谷 昌美
	特定非営利活動法人東三河後見センター代表理事	工藤 明人
ボランティア団体又はNPO 法人を代表する者	ボランティア連絡協議会会長	山本 拓哉
	子育て情報誌さくら代表	阿部 和子
	新城はぐるまの会・新城市赤十字奉仕団会長	松井 康江
市民を代表する者	東郷自治振興事務所長兼舟着自治振興事務所長	服部 賀充
	新城市手をつなぐ育成会会長	阿部田久美子
	やなマルシェ代表	加藤 久美子
市内の小中学校長を代表する者	鳳来寺小学校校長	白井 淳子
愛知県新城保健所を代表する者	愛知県新城保健所健康支援課長	夏目 恵子
愛知県新城設楽福祉相談センターを代表する者	愛知県新城設楽福祉相談センター次長兼地域福祉課長	井上 昌子

3 用語解説

あ行

アウトリーチ

自ら支援を求めることが難しい人や支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届けるため、積極的な訪問などにより、支援や情報を届けること。

意思決定支援

障がいや認知症により、一人で物事をうまく決められない人が、日常生活や社会生活を自らの意思に基づいて送ることができるように支援すること。

EBPM (Evidence Based Policy Making)

政策の企画をエピソードなどに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で客観的データなど合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする事。

SNS (Social Networking Service)

人と人とのつながりの促進をサポートするWebサイトの会員制サービスのこと。

NPO (Non-Profit Organization)

非営利団体のこと。ボランティア団体もNPOであり、NPO法人（特定非営利活動法人）も法人格を有するNPOである。

エンディングノート

病気になった時の延命措置など、人生の終末期に迎える死に備え、自身の希望や伝えておきたいことをあらかじめ家族や周りの人に書き留めておくノート。

か行

共同募金

赤い羽根共同募金のことで、各都道府県にある共同募金会が実施主体となって寄付金を集め、その寄付金を社会福祉を目的とするさまざまな事業活動に幅広く配分している。毎年10月1日から翌3月31日までの6か月間実施され、12月には「歳末たすけあい募金」も実施される。

権利擁護支援

自らの意思を表示することが困難な知的・精神障がいのある人や認知症高齢者等に代わり、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得等を支援すること。

更生保護

犯罪や非行をした人たちに対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防止し、社会復帰と自立を助支援する活動のこと。

こども福祉避難所

障がいのある子とその家族が災害時に優先的に避難できる所で、障がいのある子がふだん通学する特別支援学校やこども園等が指定される。

コミュニティ

居住地域を同じくしている共同体のこと。通常、地域社会と訳される。

コミュニティーソーシャルワーカー

地域の高齢者や障がいのある人、生活困窮者を支援するため、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのためのコーディネートを行う人のこと。社会福祉協議会に属していることが多い。

さ行

災害時要援護者避難支援制度

災害時等に一人では避難できず何らかの助けを必要とする人（高齢者世帯、要介護者、障がいのある人、難病患者など）で希望する人を登録して支援につなげる制度のこと。

災害ボランティアコーディネーター

被災地などにつくられる災害ボランティアセンターや生活拠点などで、被災者の困りごとや要望などを聴き取り、本当に必要としているニーズを掘り起こし、ボランティア活動の希望者に正確に伝え、被災者支援の活動に結びつける役割を果たす専門職スタッフのこと。

再犯防止

犯罪をした人が再び犯罪をすることを防ぐことで、非行少年の非行をなくすことや再び非行少年となることを防ぐことも含むとされる。こうした人たちの社会復帰に向けた支援を行うことにより、安全で安心な地域社会を実現しようとするもの。

市民活動

市民が公益的な目的を持って自主的に取り組む活動のこと。個人の活動からグループでの活動まで、さまざまな形がある。市民が主体となって進める公益的な活動も、NPO活動と表現されることが多くなっている。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。主な業務は、ひとりで決めることに不安のある人の金銭管理や介護・福祉サービスの利用援助の支援などで、研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録した後、家庭裁判所からの選任を受けてから活動できる。

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国が中心となって呼びかけている全国的な運動のこと。昭和26年から実施されている。

主任児童委員

児童福祉法に基づき、児童委員と一体となって、乳幼児をもつ親の子育てに関する活動や児童の福祉に関する活動を行う民間奉仕者。主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣が指名することとされている。

障害児通所支援

児童福祉法に基づき児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けるサービスで、障害者手帳所持の有無にかかわらず、サービスの支給決定と受給者証の交付を受けることにより利用することができる。

障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき居宅介護や生活介護、就労支援等を受けるサービスで、障害者手帳所持の有無にかかわらず、サービスの支給決定と受給者証の交付を受けることにより利用することができる。

生活困窮者

就労の状況、心身の状況などの事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人のこと。

生活保護

資産や能力等のすべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度のこと。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など、判断能力が十分でない成人の財産管理や日常生活上の援助を親族や専門家（弁護士、司法書士）などが行う制度のこと。

た行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

地域活動

地域の住民が自分たちが住む地域をよくしようと自主的・主体的に行っている活動のこと。福祉、防災、防犯、教育、環境美化などの地域課題の解決や住民同士のつながりづくりなどがある。

地域共生社会

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」としてとらえ、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる取り組みを通じて、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にし、地域をともに築いていく社会のこと。地域における福祉課題の解決にあたっては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」、「支えられる側」という固定的な役割分担の考え方では対応が難しくなっている。

地域自治区

市町村内の区域ごとに地域協議会と事務所を設置し、地域ごとに異なる課題への対応や将来への取り組みが効率的かつ効果的にできるよう、住民と行政が一緒になって考え、活動する自治を推進する仕組みのこと。

デマンド型（交通）

予約型の運行形態の輸送サービスのことで、Sバスでは、現在、つくであしがる線で利用者の予約に応じて運行区域内外の指定場所の希望する区間を運行している。

特殊詐欺

電話やハガキ等により親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯罪者の口座に送金させる犯罪のこと。

は行

ひきこもり

長い期間（概ね6か月以上）自宅に留まり続け、仕事に就くことや学校へ通うこと、友人と交流するといった社会生活の再開が難しくなっている状態のこと。

福祉避難所

主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮が必要な者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当するが、担当職員が何らかの理由で後見事務を行えなくなっても、担当者を変更するなどして継続することができるという利点がある。

保護司（会）

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、活動に係る実費弁償のみで、給与は支給されていない。保護司は、保護区ごとに組織される保護司会に所属し、原則として保護区内で活動する。

ボランティア（活動）

個人の自発的な意思に基づく自主的な活動で、身近なところでできることを自ら進んで行う活動のこと。

ま行

民生委員・児童委員

地域住民の日常生活や介護、子育て、生活困窮などの福祉に関する困りごとなどの相談、情報提供、見守り、行政機関等への取り次ぎなどの支援を行う民間奉仕者。民生委員は、厚生労働大臣から委嘱（任期3年）され、児童委員を兼ねる。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

新城市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月 令和7年3月

発行・編集	新城市 健康福祉部 福祉課	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会
	〒441-1392 新城市字東入船115番地	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12
	TEL 0536-23-7624	TEL 0536-23-5618
	FAX 0536-23-7699	FAX 0536-23-5046



令和7年3月
新城市・新城市社会福祉協議会